

野田の保健福祉

令和6年度



野 田 市
福祉部・健康こども部

目 次

はじめに

第1章 野田市の概要	1
1. 地理的概要	1
2. 野田市の人口	2
3. 令和6年度一般会計予算	6
4. 令和6年度介護保険特別会計予算	9
第2章 野田市の保健福祉	10
1. 保健福祉施策のあゆみ	10
2. 福祉部・健康子ども部の課等	21
第3章 主要施策の概要	29
第1節 児童福祉	29
1. 児童の福祉	28
2. 保育の概要	30
3. 学童保育所	35
4. 児童館	38
5. 家庭児童相談室	39
6. 児童福祉施設	39
7. 野田市ことば相談室	40
8. 子ども医療費の助成	40
9. 児童手当	40
10. 育児支援家庭訪問事業	40
11. ファミリー・サポート・センター	41
12. ファミリー・サポート・センター利用料の助成	41
13. 児童虐待防止推進月間事業	42
14. 子育て短期支援事業	42
第2節 母子家庭等の福祉	43
1. 母子福祉	43
2. 父子福祉	43

3. 児童扶養手当	44
4. ひとり親家庭等医療費の助成	45
5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	45
6. 母子・父子自立支援員・婦人相談員	49
7. 養育者支援手当	50
8. ひとり親家庭等日常生活支援事業	51
9. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金	51
10. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金	52
11. ひとり親家庭情報交換事業	52
12. 母子家庭等就業自立支援事業	52
13. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	53
第3節 障がい者(児)の福祉	54
1. 障がい者手帳	54
2. 障害福祉サービス等	55
3. 医療・補装具関係	61
4. 手当等	65
5. 日常生活の充実	68
6. 相談・派遣等	70
7. 野田市の障がい者(児)施設サービス	76
第4節 生活保護	79
第5節 高齢者の福祉	83
1. 高齢者の人口	83
2. ねたきり老人対策	83
3. ひとり暮らし老人対策	84
4. 敬老事業	85
5. 老人クラブ	85
6. ゲートボール場等整備用砂支給	86
7. 老人デイサービス事業	86
8. 介護職員の養成	86
9. 老人福祉施設	87
10. シルバー人材センター	88
第6節 介護保険	89
1. 介護保険料	89

2. 要介護(要支援)認定申請	90
3. 介護認定審査会	91
4. 介護サービス受給者数	92
5. 介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会	93
6. 市直営介護保険サービス事業	94
7. 地域支援事業	94
第7節 社会福祉	98
1. 難病患者援助金	98
2. 被爆者健康管理援助金	98
3. 災害見舞金	98
4. 総合福祉会館	98
5. 福祉のまちづくり	99
6. 生活困窮者自立支援事業	99
8. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業	101
9. 物価高騰重点支援給付金（非課税世帯）	101
10. 物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）	101
第8節 人権施策の推進	102
1. 人権教育・啓発事業	102
2. 同和対策	105
第9節 男女共同参画の推進	107
第10節 保健事業	110
1. 母子保健事業	110
2. 子どもの発達相談室	116
3. 予防接種	118
4. 健康づくり推進事業	130
5. 思春期講演会	130
6. 健康増進事業	130
7. 急病センター診療状況	136
8. 骨髄移植におけるドナー支援事業費	136
9. 実習生受け入れ状況	136
10. 健康・スポーツポイント事業	137
11. 新型コロナウイルス感染症対策	137
12. がん患者等の支援	139

第11節 地域福祉施設	140
1. 福祉センター	140
2. 福祉会館	141
3. 福祉施設一覧表	143
第12節 民間福祉活動	147
1. 民生委員児童委員	147
2. 野田市社会福祉協議会	147

第 1 章 野田市の概要

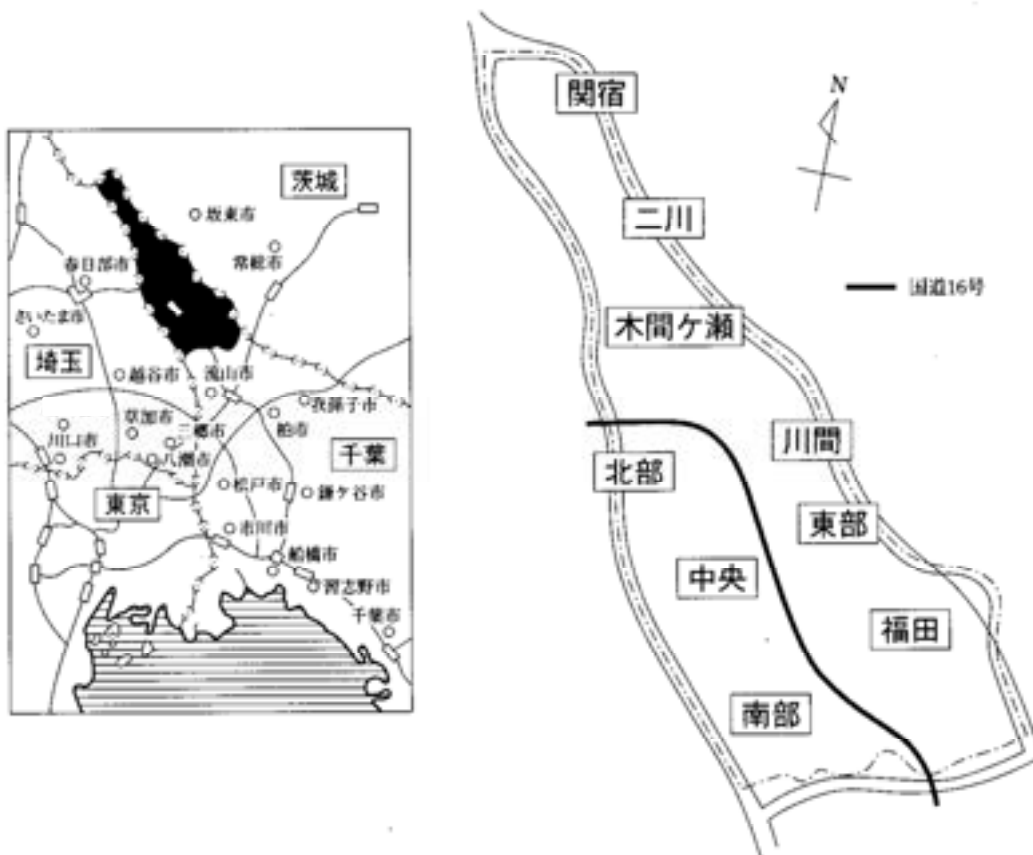
第1章 野田市の概要

1. 地理的概要【生活支援課】

野田市は、千葉県北西部に位置し、東京都心から約30km、県庁所在地千葉市から約45kmの距離にあり、市域面積は103.55km²、南北間約21km、東西間約16kmとなっています。

地形的には、市の最北端で利根川、江戸川が分流し、東を利根川、西を江戸川、南を利根運河によって、三方を河川に囲まれております。また、北は五霞町・境町（茨城県）、幸手市（埼玉県）、南は流山市・柏市、東は坂東市・常総市・守谷市（茨城県）、西は杉戸町・春日部市・松伏町・吉川市（埼玉県）にそれぞれ隣接しています。

平成15年（2003年）6月6日に、旧野田市と旧関宿町が合併し、新しい野田市が誕生しました。令和5年4月には、15万人の市民のため、「夢のある住みよいまち」「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、「健康スポーツ文化都市」を宣言し、文化教育、都市計画に意欲的に取り組んでいます。



2. 野田市の人口【市民課・行政管理課】

(1) 人口の推移

単身世帯の増加や核家族化が進んだことから世帯数は増加傾向にあるが、人口はその年により多少の増減はあるものの、近年はほぼ横ばいとなっている。

(各年度 4.1 現在)

年度	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	男 (人)	女 (人)	1世帯当たり の 人 員 (人)	前 年 比 人口増加率 (%)
H26	63,956	156,124	78,386	77,738	2.44	△0.38
H27	64,609	155,610	78,104	77,506	2.40	△0.33
H28	65,405	155,134	78,003	77,131	2.37	△0.31
H29	66,237	154,772	77,822	76,950	2.33	△0.23
H30	67,122	154,348	77,570	76,778	2.29	△0.27
R1	68,166	154,404	77,653	76,751	2.26	0.04
R2	69,151	154,330	77,647	76,683	2.23	△0.05
R3	70,022	153,993	77,456	76,537	2.19	△0.21
R4	70,482	153,529	77,117	76,412	2.17	△0.30
R5	71,379	153,600	77,141	76,459	2.15	0.05
R6	72,456	153,656	77,169	76,487	2.12	0.04

(2) 人口動態

自然動態は少子高齢化の進展により減少傾向であるが、社会動態は転入の増加により、増加傾向となっている。

(単位：人、住民基本台帳による)

年度	自 然 動 態			社 会 動 態			人口増減	婚姻	離婚
	出 生	死 亡	増 減	転 入	転 出	増 減			
H26	984	1,489	△505	5,022	5,031	△9	△514	1,437	421
H27	988	1,607	△619	5,187	5,044	143	△476	1,437	429
H28	883	1,539	△656	5,136	4,842	294	△362	1,446	416
H29	876	1,570	△694	5,448	5,178	270	△424	1,450	427
H30	853	1,551	△698	5,822	5,068	754	56	1,293	428
R1	834	1,604	△770	5,902	5,206	696	△74	1,332	422
R2	791	1,737	△946	5,659	5,050	609	△337	1,190	362
R3	801	1,844	△1,043	5,569	4,912	657	△386	1,238	343
R4	747	1,979	△1,232	6,511	5,208	1,303	71	1,177	368
R5	765	1,905	△1,140	6,459	5,263	1,196	56	1,127	403

(3) 人口構成

(単位：人、R6. 4. 1 現在)

年 齢	男	女	計	年 齢	男	女	計
0～4	2,332	2,171	4,503	55～59	5,155	4,636	9,791
5～9	2,789	2,726	5,515	60～64	4,343	4,247	8,590
10～14	3,329	3,077	6,406	65～69	4,395	4,753	9,148
15～19	3,838	3,536	7,374	70～74	5,666	6,394	12,060
20～24	4,109	3,600	7,709	75～79	5,244	6,154	11,398
25～29	3,971	3,469	7,440	80～84	3,821	4,491	8,312
30～34	3,828	3,328	7,156	85～89	1,687	2,756	4,443
35～39	4,247	3,795	8,042	90～94	563	1,336	1,899
40～44	5,041	4,417	9,458	95～99	110	407	517
45～49	6,140	5,312	11,452	100～	9	74	83
50～54	6,552	5,808	12,360	合 計	77,169	76,487	153,656

(4) 労働力の状態(15歳以上)

(単位：人、R2. 10. 1 現在)

区 分	※総 数	労働力人口							非労働力人口			
		総 数	就業者					完全 失業者	総 数	家 事	通 学	そ の 他
			総 数	主 に 仕 事	ほ か 仕 事 の	仕 か 通 た 学 わ 事 ら の	休 業 者					
総数	133,282	73,973	71,129	57,053	10,283	1,774	2,019	2,844	47,096	17,474	6,452	23,170
男	66,310	42,104	40,233	37,003	1,080	984	1,166	1,871	17,575	2,221	3,450	11,904
女	66,972	31,869	30,896	20,050	9,203	790	853	973	29,521	15,253	3,002	11,266

※労働力状態「不詳」を含む

(5) 産業別就業人口

(単位：人、R2. 10. 1 現在)

※総 数	第1次産業			第2次産業			第3次産業		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
71,129	1,274	742	532	17,506	12,934	4,572	49,457	25,031	24,426

※分類不能の産業を含む

(6) 大字別人口及び世帯数

大字名	人 口				世帯数	増減
	男	女	計	増減		
野 田	2537	2735	5272	7	2686	0
上 花 輪	2134	2094	4228	-21	2026	-10
中 野 台	1910	1884	3794	-7	1870	-2
清 水	3377	3435	6812	14	3346	16
堤 台	713	727	1440	2	699	1
中野台鹿島町	393	385	778	-1	380	-1
上花輪新町	634	636	1270	3	623	-2
清水公園東一丁目	516	527	1043	6	350	-1
清水公園東二丁目	323	335	658	10	230	4
桜の里一丁目	130	142	272	-2	132	-1
桜の里二丁目	243	238	481	3	148	1
桜の里三丁目	793	794	1587	-10	519	-4
つつみ野一丁目	194	189	383	0	130	1
つつみ野二丁目	674	620	1294	-1	438	0
中央地区計	14571	14741	29312	3	13577	2
前 月 計	14582	14727	29309		13575	
増減	-11	14	3		2	

目 吹	1038	990	2028	-9	955	1
金 杉	29	21	50	0	37	0
鶴 奉	606	662	1268	8	632	4
柳 沢	2524	2504	5028	5	2371	-2
宮 崎	1740	1826	3566	-15	1717	-1
横 内	153	179	332	4	160	4
中 根	1935	1984	3919	3	2014	15
大 殿 井	916	918	1834	-5	902	0
東部地区計	8941	9084	18025	-9	8788	21
前 月 計	8944	9090	18034		8767	
増減	-3	-6	-9		21	

山 崎	9356	8926	18282	-63	9550	-48
今 上	305	310	615	-7	269	-2
桜 台	838	847	1685	-12	844	-4
花 井	2154	2304	4458	10	1889	14
堤 根	656	566	1222	2	553	0
山崎貝塚町	1006	964	1970	-3	955	3
山崎梅の台	274	307	581	-5	242	1
花井一丁目	455	447	902	6	373	6
みずき一丁目	629	649	1278	4	445	2
みずき二丁目	509	539	1048	2	389	5
みずき三丁目	468	452	920	3	296	1
みずき四丁目	508	487	995	-2	349	-2
桜 木	256	282	538	-2	247	-1
山崎新町	657	590	1247	-6	559	-3
南部地区計	18071	17670	35741	-73	16960	-28
前 月 計	18124	17690	35814		16988	
増減	-53	-20	-73		-28	

(単位：人、世帯 R6.4.1 現在)

大字名	人 口				世帯数	増減
	男	女	計	増減		
岩 名	679	689	1368	3	677	6
五 木	64	80	144	1	61	0
谷 津	717	699	1416	-8	644	0
吉 春	635	681	1316	-5	627	2
蕃 昌	422	439	861	-1	409	1
座 生	0	0	0	0	0	0
五木新田	89	88	177	-4	74	-2
七 光 台	2541	2562	5103	-20	2554	0
岩名一丁目	1485	1599	3084	0	1456	3
岩名二丁目	1515	1574	3089	53	1338	25
五木新町	761	693	1454	-7	693	-2
春 日 町	1084	1081	2165	14	973	8
谷 吉	0	0	0	0	0	0
泉三丁目	2	0	2	0	2	0
光葉町一丁目	764	744	1508	7	509	7
光葉町二丁目	663	681	1344	-5	472	0
光葉町三丁目	890	887	1777	-12	578	-4
北部地区計	12311	12497	24808	16	11067	44
前 月 計	12289	12503	24792		11023	
増減	22	-6	16		44	

船 形	789	833	1622	-6	707	-1
中 里	1027	969	1996	-16	963	-5
尾 崎	2714	2594	5308	4	2663	11
東金野井	311	308	619	-2	295	0
長 谷	0	0	0	0	0	0
小 山	143	145	288	-1	139	1
荏 打	19	18	37	0	18	0
日の出町	658	727	1385	-1	699	0
尾 崎 台	778	770	1548	10	732	7
泉一丁目	25	26	51	2	28	1
泉二丁目	0	0	0	0	0	0
川間地区計	6464	6390	12854	-10	6244	14
前 月 計	6473	6391	12864		6230	
増減	-9	-1	-10		14	

下三ヶ尾	453	388	841	11	460	13
三 ツ 堀	1295	1307	2602	-10	1223	-2
瀬 戸	636	606	1242	0	613	5
瀬戸上灰毛	0	0	0	0	0	0
木 野 崎	963	980	1943	-10	897	-3
上三ヶ尾	127	145	272	-1	160	1
二 ツ 塚	322	309	631	-1	286	1
西三ヶ尾	442	469	911	-3	424	-3
福田地区計	4238	4204	8442	-14	4063	12
前 月 計	4247	4209	8456		4051	
増減	-9	-5	-14		12	

野田地域計	64596	64586	129182	-87	60699	65
前 月 計	64659	64610	129269		60634	
増減	-63	-24	-87		65	

大字名	人 口				世帯数	増減
	男	女	計	増減		
関宿台町	921	852	1773	-7	801	-4
関宿江戸町	126	131	257	1	116	1
関宿町	78	73	151	4	67	1
関宿元町	132	105	237	6	104	4
関宿内町	24	23	47	0	21	0
関宿三軒家	9	7	16	0	9	0
関宿台町番外	0	0	0	0	0	0
関宿町番外	1	2	3	0	1	0
平 成	0	0	0	0	0	0
小計	1291	1193	2484	4	1119	2

平 井	164	142	306	2	168	1
東宝珠花	440	395	835	-6	384	-2
次 木	457	423	880	10	413	10
親野井	337	337	674	-8	341	-2
古布内	1149	1048	2197	-3	1007	4
桐ヶ作	629	645	1274	-2	661	0
柏 寺	356	322	678	-6	318	-2
新田戸	270	252	522	0	241	0
中 戸	188	180	368	3	192	-2
東高野	165	152	317	5	155	0
西高野	127	110	237	2	114	2
関宿江戸町飛地	7	6	13	0	5	0
関宿元町飛地	1	1	2	0	1	0
はやま	2	0	2	0	2	0
中戸谷津	0	0	0	0	0	0
なみき一丁目	339	285	624	-14	309	-5
なみき二丁目	273	269	542	6	245	4
なみき三丁目	289	252	541	0	277	2
なみき四丁目	263	244	507	14	211	4
小計	5456	5063	10519	3	5044	14

大字名	人 口				世帯数	増減
	男	女	計	増減		
木間ヶ瀬	5115	4939	10054	-28	4896	5
岡 田	693	682	1375	-8	678	-4
丸 井	16	21	37	2	18	1
岡田新田	0	0	0	0	0	0
木間ヶ瀬新田	2	3	5	0	2	0
小計	5826	5645	11471	-34	5594	2
関宿地域計	12573	11901	24474	-27	11757	18
前 月 計	12579	11922	24501		11739	
増減	-6	-21	-27		18	
総 計	77169	76487	153656	-114	72456	83
前月計	77238	76532	153770		72373	
増減	-69	-45	-114		83	

3. 令和6年度一般会計予算（当初）【生活支援課】

歳 入

(単位：千円)

款	令和5年度	令和6年度	増減	構成比%
市税	23,057,447	22,671,051	△ 386,396	42.3%
地方譲与税	401,200	414,300	13,100	0.8%
利子割交付金	8,500	11,500	3,000	0.0%
法人事業税交付金	299,500	295,800	△ 3,700	0.6%
地方消費税交付金	3,963,300	3,730,800	△ 232,500	7.0%
配当割交付金	131,500	138,600	7,100	0.3%
株式等譲渡所得割交付金	112,000	165,000	53,000	0.3%
ゴルフ場利用税交付金	161,000	160,500	△ 500	0.3%
自動車取得税交付金	1	1	0	0.0%
環境性能割交付金	61,900	72,700	10,800	0.1%
地方特例交付金	181,981	856,705	674,724	1.6%
地方交付税	5,597,877	5,880,599	282,722	11.0%
交通安全対策特別交付金	16,437	14,405	△ 2,032	0.0%
分担金及び負担金	363,854	376,128	12,274	0.7%
使用料及び手数料	1,152,886	1,064,436	△ 88,450	2.0%
国庫支出金	8,355,855	8,526,108	170,253	15.9%
県支出金	3,779,513	3,917,188	137,675	7.3%
財産収入	79,236	105,853	26,617	0.2%
寄附金	94,003	172,683	78,680	0.3%
繰入金	57,318	680,177	622,859	1.3%
繰越金	500,000	500,000	0	0.9%
諸収入	1,207,792	1,243,666	35,874	2.3%
市債	2,691,900	2,566,800	△ 125,100	4.8%
合 計	52,275,000	53,565,000	1,290,000	100.0%

歳 出

(単位：千円)

款	令和5年度	令和6年度	増減	構成比	本年度予算額の財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
議会費	354,265	355,022	757	0.7%			93	354,929
総務費	4,220,159	4,807,402	587,243	9.0%	407,220	134,200	582,047	3,683,935
民生費	23,529,297	24,571,090	1,041,793	45.9%	10,988,591	181,900	823,708	12,576,891
衛生費	4,441,372	4,500,006	58,634	8.4%	141,906	324,200	530,145	3,503,755
労働費	78,069	66,628	△ 11,441	0.1%			144	66,484
農林水産業費	718,016	685,673	△ 32,343	1.3%	135,534	17,500	37,464	495,175
商工費	335,419	330,488	△ 4,931	0.6%	475			330,013
土木費	4,975,909	3,995,569	△ 980,340	7.5%	132,783	890,700	243,265	2,728,821
消防費	1,861,067	1,938,560	77,493	3.6%	40,612	146,300	2,355	1,749,293
教育費	6,226,703	7,032,470	805,767	13.1%	596,175	708,300	836,682	4,891,313
災害復旧費	2	2	0	0.0%				2
公債費	4,937,541	4,729,174	△ 208,367	8.8%			93,604	4,635,570
諸支出金	351,331	346,496	△ 4,835	0.6%			18,590	327,906
予備費	245,850	206,420	△ 39,430	0.4%				206,420
合 計	52,275,000	53,565,000	1,290,000	100.0%	12,443,296	2,403,100	3,168,097	35,550,507

保健福祉関係一般会計予算（当初）

年度 科目		令和5年度	令和6年度	増減	上昇率（%）
民生費		18,075,337	18,983,308	907,971	5.02
	社会福祉費	4,373,494	4,505,486	131,992	3.02
	老人福祉費	1,867,721	2,066,543	198,822	10.65
	児童福祉費	8,787,643	9,132,408	344,765	3.92
	生活保護費	3,046,479	3,278,871	232,392	7.63
衛生費		1,182,937	1,203,634	20,697	1.75
	保健衛生費	1,182,937	1,203,634	20,697	1.75

※一般職員の人件費及び繰出金を除く

民生費各項目別予算（当初）

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度	増減	上昇率（%）
民 生 費（款）		18,075,337	18,983,308	907,971	5.02
社会福祉費		4,373,494	4,505,486	131,992	3.02
	社会福祉総務費	174,737	180,395	5,658	3.24
	人権施策推進費	4,327	4,533	206	4.76
	福祉会館費	26,642	21,760	△ 4,882	△ 18.32
	障がい者福祉費	3,750,473	3,941,987	191,514	5.11
	心身障がい者福祉作業所費	54,346	55,367	1,021	1.88
	あすなろ職業指導所費	97,953	109,168	11,215	11.45

	こぶし園費	93,033	95,404	2,371	2.55
	あおい空費	171,983	96,872	△ 75,111	△ 43.67
老人福祉費		1,867,721	2,066,543	198,822	10.65
	老人福祉総務費	1,701,233	1,897,334	196,101	11.53
	デイサービスセンター費	3,423	1,800	△ 1,623	△ 47.41
	養護老人ホーム費	114,870	116,102	1,232	1.07
	老人福祉センター費	13,455	14,142	687	5.11
	地域福祉センター費	34,740	37,165	2,425	6.98
児童福祉費		8,787,643	9,132,408	344,765	3.92
	児童福祉総務費	589,278	722,318	133,040	22.58
	児童措置費	3,853,603	3,893,419	39,816	1.03
	母子福祉費	682,601	633,703	△ 48,898	△ 7.16
	保育所費	1,933,176	1,927,949	△ 5,227	△ 0.27
	障がい児福祉費	938,553	945,106	6,553	0.70
	あさひ育成園費	38,039	44,064	6,025	15.84
	こだま学園費	118,447	139,693	21,246	17.94
	学童保育所費	442,503	499,047	56,544	12.78
	児童館費	181,873	319,014	137,141	75.40
	子どもの発達相談室費	9,570	8,095	△ 1,475	△ 15.41
項 目		令和5年度	令和6年度	増減	上昇率(%)
生活保護費		3,046,479	3,278,871	232,392	7.63
	生活保護総務費	45,798	53,343	7,545	16.47
	扶助費	3,000,681	3,225,528	224,847	7.49
衛 生 費 (款)		1,182,937	1,203,634	20,697	1.75
保健衛生費		1,182,937	1,203,634	20,697	1.75
	保健衛生総務費	57,327	58,664	1,337	2.33
	母子衛生費	297,738	286,830	▲ 10,908	▲ 3.66
	成人病予防費	329,547	343,454	13,907	4.22
	感染症予防費	3,829	3,493	▲ 336	▲ 8.78
	予防接種費	369,005	369,433	428	0.12
	急病センター費	125,491	0	▲ 125,491	▲ 100.00
	救急医療体制確保対策費	-	141,760	141,760	-

※一般職員の人件費及び繰出金を除く

4. 令和6年度介護保険特別会計予算（当初）【高齢者支援課】

歳 入

(単位：千円)

款	令和5年度	令和6年度	増減	構成比(%)
保 険 料	2,932,883	3,201,109	268,226	24.6
使 用 料 及 び 手 数 料	1	1	0	0.0
国 庫 支 出 金	2,397,911	2,546,376	148,465	19.6
支 払 基 金 交 付 金	3,282,078	3,398,132	116,054	26.2
県 支 出 金	1,822,018	1,838,927	16,909	14.2
財 産 収 入	6	1	△5	0.0
繰 入 金	2,173,321	1,997,707	△175,614	15.4
繰 越 金	2,064	2,051	△13	0.0
諸 収 入	718	696	△22	0.0
合 計	12,611,000	12,985,000	374,000	100.0

歳 出

(単位：千円)

款	令和5年度	令和6年度	増減	構成比 (%)	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
総 務 費	212,624	293,458	80,834	2.3	4,397		289,061	
保 険 給 付 費	11,808,155	12,245,166	437,011	94.3	4,223,357		4,968,851	3,052,958
地 域 支 援 費	566,391	356,284	△210,107	2.7	157,541		135,917	62,826
基金積立金	7	21,269	21,262	0.2			1	21,268
公 債 費	313	313	0	0.0				313
諸 支 出 金	3,446	48,510	45,064	0.4			2,360	46,150
予 備 費	20,064	20,000	△64	0.1				20,000
合 計	12,611,000	12,985,000	374,000	100.0	4,385,295		5,396,190	3,203,515

第2章 野田市の保健福祉

第2章 野田市の保健福祉

1. 保健福祉施策のあゆみ【関係各課】

- | | | | |
|---|----------------------------------|--|--------------------------------|
| 25. 5 | ・町立大師山保育園が市制施行により市立となる | 4 | ・太子堂保育所を廃し、花輪保育所新築開設 |
| 26. 10 | ・野田市福祉事務所設置 | ・市立知的障害者授産施設「あすなろ職業指導所」設置 | |
| | ・野田市社会福祉協議会設立 | 5 | ・市立知的障害者授産施設「あすなろ職業指導所」開所 |
| 27. 4 | ・市立清水保育所、金乗院東側に開設 | 49. 4 | ・市立老人福祉センター開館 |
| 29. 5 | ・市立太子堂保育所開設 | ・看護婦等修学資金貸付始まる | |
| 9 | ・市立大師山保育所を報恩寺経営に | 50. 4 | ・無認可保育所児童助成制度施行 |
| 30. 4 | ・市立あたご保育所開設 | ・母子家庭等医療費助成金支給制度施行 | |
| 31. 4 | ・母子福祉推進員設置、21人を委嘱 | ・市立南部保育所開設 | |
| 40. 1 | ・市内初の青年館、西三ヶ尾香取神社境内に西三ヶ尾青年館として開館 | 6 | ・市立特別養護老人ホーム「鶴寿園」開園 |
| 4 | ・市立中根保育所開設 | 51. 4 | ・災害見舞金交付制度施行 |
| 10 | ・長時間保育始める | ・市立尾崎保育所開設 | |
| 12 | ・市立初の留守家庭学童保育所、中央小学校内に開設 | 52. 1 | ・市児童館開設(現中央子ども館) 鶴奉学童保育所併設にて開設 |
| 41. 4 | ・肢体不自由児童訓練施設「マザーズホーム」開所 | 4 | ・児童福祉審議会発足 |
| ・市立養護老人ホーム「楽寿園」開園 | | ・身障者手帳交付申請診断料助成制度施行 | |
| 42. 4 | ・胃がん検診始まる | ・市立清水保育所、移転新築開設 | |
| 44. 1 | ・学童保育所とマザーズホームを中央小学校々庭に新築移転 | 5 | ・健康相談始まる |
| 5 | ・野田市家庭児童相談室開設 | 8 | ・独居老人ヤクルト配布事業始まる |
| 45. 4 | ・助産費補助支給始まる | 53. 1 | ・心身障害者扶養年金加入者補助金交付制度施行 |
| 46. 3 | ・野田市留守家庭学童保育所設置条例を制定 | ・生活困窮者向法外援護実施要綱制定 | |
| 4 | ・遺児手当支給始まる | 4 | ・市立北部保育所開設 |
| ・中根保育所増築工事完成 | | ・高額医療費貸付制度創設 | |
| ・子どもの遊び場設置、管理に関する条例を制定(遊び場第1号は愛宕神社境内) | | ・旧清水保育所を市青少年会館に | |
| 10 | ・母子保健推進員設置 | ・宮崎学童保育所を宮崎小学校内に、清水学童保育所を青少年会館に、南部学童保育所を大和田青年館にて開設 | |
| ・栄養改善推進員設置 | | ・1歳6か月児健康診査始まる | |
| 47. 4 | ・重度心身障害者医療費助成金支給制度発足 | 7 | ・身体障害者自動車運転免許取得助成制度施行 |
| ・東部保育所開設 | | 54. 4 | ・市立福田保育所開設 |
| ・身体障害者結婚祝金支給制度発足 | | ・うめさと児童館開設(市立うめさと子ども館、南部学童保育所併設により移転) | |
| ・母子等医療費助成金支給制度施行 | | ・市立谷吉会館開館(福祉会館) | |
| ・敬老祝金支給制度を制定 | | ・難病療養者見舞金支給制度施行 | |
| ・市立知的障害児通園施設「こだま学園」設置 | | ・ねたきり老人日常生活用具給付開始 | |
| ・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」設置(48.4.1マザーズホームを改称) | | ・身体障害者教習用自動車を野田自動車教習所に配車 | |
| ・市立勤労青少年ホーム開館 | | ・休日歯科診療始まる | |
| ・子宮がん検診始まる | | 8 | ・身体障害者等福祉電話設置事業始まる |
| 5 | ・市立知的障害児通園施設「こだま学園」開園 | 10 | ・第1回「食生活展」開催 |
| ・市立肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」開園(48.4.1マザーズホームを改称) | | ・第1回「健康づくりフェスティバル」開催 | |
| 10 | ・敬老電話給付始まる | ・福祉部を新設(福祉事務所を部相当にし読み替える) | |
| 48. 4 | ・心身障害者等福祉手当支給制度施行 | 55. 3 | ・中根、花輪、東部保育所の増築工事完成(定員110名増) |
| ・市立乳児保育所開設 | | ・健康づくり推進協議会設置 | |
| ・乳児医療対策事業始まる | | 4 | ・中根地域福祉センター開館 |
| ・乳幼児医療対策事業始まる | | ・東部、川間、福田の各学童保育所開設 | |
| 5 | ・老人福祉推進員を設置 | ・福祉タクシー利用制度始まる | |
| 6 | ・保健医療問題協議会設置 | ・盲人ガイドヘルパー派遣事業開始 | |
| 10 | ・特定疾患医療費助成金支給制度施行 | | |
| 12 | ・市社会福祉協議会、法人化 | | |
| 49. 1 | ・母子家庭等児童入学、就職祝金支給制度施行 | | |

- ・災害見舞金品交付事業始まる
- 5 ・第1回身体障害者つり大会開く
- 8 ・同和対策課設置
- 10 ・市社協、30周年記念式典行う
- 11 ・清水学童保育所を清水台小学校敷地内に新設移転
- 56. 1 ・身体障害者用自動車改造費助成制度始まる
- 4 ・ねたきり老人短期入所事業始まる
- ・野田市保健センター開設
- ・野田市急病センター開設
- ・3か月児健康診査始まる
- 6 ・第1回「おひさまといっしょに」開く
(心身障害者児と市民の集い改め)
- 8 ・心身障害者福祉対策協議会発足
- 9 ・岩木学童保育所開設
- 57. 3 ・私立大師山保育園廃園
- 4 ・手話通訳者派遣事業始まる
- ・シルバーホーン設置補助始まる
- 5 ・シルバー人材センター設立
- 7 ・はみがき教室始まる
- 58. 1 ・2歳3か月児歯科相談始まる
- 2 ・老人保健法施行
- 58. 4 ・市立谷吉児童館開設
- ・基本健康診査始まる
- 5 ・ねたきり老人等ふとん乾燥サービス事業始まる
- 7 ・同和対策審議会発足
- 11 ・宮崎学童保育所新設移転
- 12 ・聴覚・音声・言語機能障害者用ファックス等設置
費使用料助成制度始まる
- 59. 4 ・市立七光台会館開館(福祉会館)
- ・野田市出産祝品交付事業始まる
- ・社会福祉施設入所負担金助成始まる
- ・予防接種健康被害調査委員会設置
- ・育児相談始まる
- 60. 1 ・家庭奉仕員(有料)派遣事業始まる
- 4 ・ショートステイ事業始まる
- ・機構改革を実施(厚生課、福祉課、児童課、保育課
の4課を、厚生課、保育課、福祉事務所の3課に
再編成)
- ・山崎児童館開設(山崎学童保育所併設)
- ・野田市被爆者健康管理見舞金支給事業始まる
- ・給食サービス事業始まる
- ・野田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱制定
- ・重度身体障害者日常生活用具給付・貸与・取付工事
費助成規則制定
- ・ねたきり老人等日常生活用具給付等始まる
- 6 ・初妊婦を対象とした母親学級始まる
- 10 ・市社協、35周年記念式典行う
- 61. 3 ・母子保健推進員が保健推進員に名称変更
- 4 ・知的障害者通所更生施設「市立こぶし園」開園
- ・七光台児童館開設(七光台学童保育所併設)
- ・尾崎学童保育所開設
- ・ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付
制度施行
- 6 ・心身機能低下者に対する機能訓練事業始まる
- 8 ・鶴奉学童保育所を廃止し柳沢学童保育所新設
- 62. 4 ・市立島会館開館(福祉会館)

- 63. 4 ・野田市ことば相談室設置
- ・在宅重度身体障害者短期保護事業開始
- ・家庭児童相談員設置
- 6 ・ことばの相談始まる
- 7 ・ねたきり老人等入浴サービス始まる
- 元. 3 ・老人医療資格関係オンライン化
- 4 ・母子家庭修学費助成事業始まる
- ・肺がん検診始まる
- ・高齢者サービス調整委員会設置
- ・機構改革を実施(厚生課が福祉課、福祉事務所が
厚生課、保育課が児童課に名称変更)
- ・関宿心身障害者福祉作業所設置
- 5 ・フッ素塗布始まる
- 8 ・ひとり暮らし老人等緊急通報システム確立
- 12 ・在宅老人デイ・サービス事業始まる
- 2. 1 ・福祉カー貸出し始まる
- 4 ・基本健康診査事後指導講習会始まる
- ・乳がん検診始まる
- 6 ・あすなろ職業指導所新作業棟増設
- 3. 4 ・保育料・学童保育料改定
- 11 ・市社協、40周年記念式典行う
- 4. 4 ・おむつ手当新設
- ・精神障害者共同作業所運営費補助金交付規則制定
- ・点字図書給付始まる
- 10 ・在宅心身障害者児短期保護委託料助成始まる
- 5. 4 ・機構改革を実施(福祉部に保健センターを加え保
健福祉部とし、厚生課、福祉課、児童課を社会福
祉課、高齢者福祉課、児童家庭課に再編成)
- ・二ツ塚学童保育所開設
- ・知的障害者生活ホーム運営事業補助金交付事業始
まる
- ・社会福祉法人に対する利子補給事業始まる
- ・親子教室(発達指導)始まる
- ・大腸がん検診始まる
- 6. 3 ・老人保健福祉計画書できる
- 4 ・老人保健福祉計画推進委員会設置
- ・精神障害者医療費助成始まる
- ・基本健康診査の必須検査項目に貧血検査、随時血
糖を追加した
- 6 ・予防接種法の改正によりインフルエンザが任意接
種となり中止した
- 7. 4 ・基本健康診査の必須検査項目に尿酸を追加した
- 10 ・医師会立訪問看護ステーション始まる
- 8. 4 ・野田市在宅介護支援センター開設
- ・野田市心身障害者福祉作業所開設
- ・野田市難病療養者見舞金
支給項目に原発性免疫不全症候群、突発性間質性
肺炎及び網膜色素変性症を追加
- ・栄養改善推進員が食生活改善推進員に名称変更
- 5 ・老人デイサービスセンター開設
- 7 ・女性行動計画「フレッシュプランのだー男女共同
参画社会の実現に向けてー」を策定
- 10 ・野田ライフケアセンター在宅介護支援センター開
設
- 9. 4 ・妊婦・乳児一般健康診査、妊婦・新生児訪問指導
始まる

		・初妊婦を対象とした母親学級が両親学級に名称変更			ら午後 7 時までの延長保育を試行実施
6		・福祉のまちづくり運動推進協議会発足			・学童保育所の平日の開設時間を延長
		・ねたきり老人等入浴サービス事業利用回数及び対象者を拡充			・北部学童保育所開設
7		・同和問題連絡協議会発足			・訪問理容サービス事業開始
		・三歳児健康診査始まる			・野田市立「あおい空」開設
10		・福祉タクシー利用者に身体障害者手帳 3 級所持者、軽度の知的障がいと判定された人及び市民税非課税の 70 歳以上の高齢者単身世帯、又は夫婦世帯も加えサービス拡充			・野田市人権施策推進協議会設置
12		・野田市社会福祉協議会事務所移転(市庁舎内)			・文言変更：学童保育所の平日の開設時間を延長(小学校 1 年生の下校時より午後 6 時まで)
10. 2		・梅郷ナーシング在宅介護支援センター開設	5		・「女性のための相談」開設
3		・母子保健計画策定			・野田市児童虐待防止対策連絡協議会設置
		・関心身障がい者福祉作業所増築	6		・エンゼルヘルプサービス事業開始
4		・野田市難病療養者見舞金支給項目にクロイツフェルト・ヤコブ病 原発性肺高血圧症を追加	7		・みずき学童保育所開設
		・特別養護老人ホーム「亀野園」開設	10		・ファミリー・サポート・センター設立
		・デイサービスセンター「亀野園」開設	11		・満 65 才以上の高齢者等のインフルエンザ個別予防接種始まる
7		・野田市難病療養者見舞金支給項目に神経線維腫症を追加	12		・ケアハウス野田在宅介護支援センター開設
10		・「子育てに関する意向調査」を実施	14. 1		・要約筆記者養成講座開始
		・老人保健福祉計画推進委員会を野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に名称変更			・ファミリー・サポート・センター事業開始
11. 1		・2 歳 3 か月児ことばの相談始まる	2		・「人権教育のための国連 10 年」に関する野田市の行動計画策定
3		・野田市障害者基本計画策定			・野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
4		・巡回型ホームヘルプサービス(昼間帯)事業開始			・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱策定
		・介護保険課を設置	3		・母子健康計画策定(見直し)
		・手話通訳者・盲人ガイドヘルパー派遣事業社会福祉協議会に委託	4		・市内全保育所で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を実施
6		・急病センターの夜間の内科・小児科診療が毎日診療になる			・学童保育所の開設時間の変更(学校完全週 5 日制の導入に伴うもの)土曜日等の学校休業日は午前 8 時から午後 6 時まで
7		・野田市介護認定審査会発足			・三ヶ尾学童保育所開設(福二小敷地内)
		・野田市障害者基本計画推進協議会発足			・野田市総合福祉会館開設
10		・要介護・要支援認定申請受付開始			・保健所より精神科通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳事務が移管
		・個別健康教育始まる			・精神保健福祉手帳交付診断料助成事業開始
12		・市立養護老人ホーム「楽寿園」を鶴奉 264 番地に新築移転			・精神障害者地域生活援助事業開始
12. 3		・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 1 期計画)策定	7		・児童虐待相談電話「子ども SOS」設置
		・野田市エンゼルプラン策定			・子ども館休館日を年末年始を除き開放
4		・訪問介護事業開始			・要約筆記者派遣事業開始
		・岩木小学校老人デイサービスセンター開設			・視覚障害者パソコン講習会開始
		・配食サービス事業開始			・野田市緊急一時保護施設開設
		・福祉タクシー利用対象者拡充(ストレッチャー又はリフト付タクシーの利用可となる)	9		・聴覚障害者・中途失聴者パソコン講習会開始
		・同和对策課を人権施策推進課に改組	10		・野田市介護相談員派遣事業開始
		・介護保険制度始まる			・人権に関する市民意識調査実施
		・家族介護者等助成金制度始まる	11		・野田市地域子育て支援センター(東部保育所内)開設
8		・乳児保育所で産休明け(2 か月児)保育始まる			・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン策定
9		・在宅訪問歯科保健事業始まる			・野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会設置
10		・第 1 号被保険者の保険料徴収始まる	12		・福祉タクシー利用者に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者も加えサービス拡充
		・男女共同参画市民意識調査実施			・精神障害者短期入所事業開始
13. 3		・フレッシュプランのただ後期推進計画策定	15. 3		・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 2 期計画)策定
4		・市内 3 保育所(中根・南部・北部)で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を試行実施			・家族介護者等助成金制度終了
					・野田市児童虐待防止対応マニュアル作成

- 4 ・高齢者住宅改造費助成事業開始
 - ・徘徊高齢者家族支援サービス事業開始
 - ・市内 2 保育所(あたご保育所・南部保育所)を民間委託し、あたご保育所で午後 8 時までの延長保育と休日保育、南部保育所で午後 10 時までの延長保育を実施
 - ・父子家庭等支援手当支給開始
 - ・市居宅介護事業所開設
 - ・障害者支援費制度始まる
 - ・難病患者等ホームヘルプサービス事業開始
 - ・乳幼児医療対策事業現物給付実施
 - ・家族介護者交流事業開始
 - ・介護用品支給事業開始
 - ・住宅改修費申請及び受領委任制度開始
- 6 ・野田市在宅介護支援センターを市庁舎内に移転
 - ・鶴寿園在宅介護支援センター開設
 - ・重度知的障害者福祉手当を関宿町編入により野田市域に拡大
 - ・男女共同参画課を設置
 - ・関宿町との合併により、関宿保健センター・関宿会館(福祉会館)・関宿複合センター・関宿福祉センターやすらぎの郷・古布内保育所・木間ヶ瀬保育所・木間ヶ瀬学童保育所・二川学童保育所・関宿中央学童保育所・関宿子ども館、統合
 - ・学童保育所の開設時間を午後 6 時までから午後 6 時 30 分までに変更
 - ・「女性のための相談」第 2 土曜日開設
- 8 ・市内 2 保育所(あたご保育所・南部保育所)において完全給食を実施
- 10 ・「障害者何でも相談窓口」社会福祉課に開設
 - ・野田市地域福祉計画審議会設置
- 11 ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」開設
 - ・地域福祉に関する市民アンケート調査の実施
 - ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 2 期計画)改訂版策定
16. 1 ・養育費問題解決のための無料法律相談開始
 - ・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座(パソコン)を開設
- 3 ・野田市障害者基本計画を改訂
 - ・離乳食講習会(生後 3 か月児～5 か月児)開始
 - ・野田市児童虐待防止対応マニュアル改訂版作成
- 4 ・市内全保育所で完全給食を実施
 - ・母子自立支援員(前身は県委嘱の婦人相談員)設置
 - ・母子家庭等日常生活支援事業開始
 - ・関宿ことば相談室開設
 - ・認可保育園聖華保育園開設
 - ・児童虐待実務者ネットワーク設置
 - ・野田市立福祉会館の火曜日開館開始
- 6 ・高齢者筋力向上トレーニング事業開始
- 7 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金開始
 - ・ステップハウスの設置(市営住宅の目的外使用)
- 10 ・野田市保健医療問題審議会設置
- 11 ・野田市男女共同参画審議会設置
 - ・母子福祉推進員廃止
17. 1 ・養護老人ホーム楽寿園の一部 15 床特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホーム「野田市楽寿園」を開設し、指定管理者制度へ移行
- 3 ・野田市男女共同参画計画策定
 - ・野田市地域福祉計画策定
 - ・野田市新エンゼルプラン策定
 - ・野田市健康づくり推進計画 21 策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市政行動計画策定
- 4 ・育児支援家庭訪問事業開始
 - ・母子家庭等児童入学就職祝い金支給制度廃止
 - ・ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業開始
 - ・保育所の保育士配置基準改定(児童 2.5 人に保育士 1 人配置から児童 3 人に保育士 1 人配置に改定)
- 5 ・育児学級「えだまめクラブ」開始
- 7 ・関宿学童保育所開設
 - ・子育て支援総合コーディネート事業開始
 - ・歯周疾患検診事業開始
- 8 ・住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業開始
- 9 ・あさひ育成園・こだま学園外来療育相談事業開始(隔週実施) 追加(H18.9 月より移動)
- 10 ・「当事者関係者相談」社会福祉課に開設
18. 1 ・二川つどいの広場開設
 - 3 ・野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 3 期計画)策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン改訂版策定
 - ・野田市在宅介護支援センターを廃止
 - ・在宅介護支援センターの委託業務を廃止
- 4 ・野田地区地域包括支援センターを設置
 - ・関宿地区地域包括支援センターを設置
 - ・障害者自立支援法一部施行
 - ・母子家庭高等技能訓練促進費支給事業開始
 - ・認可保育園コビーブリス쿨のだ保育園開設
 - ・民間委託している 2 保育所(あたご保育所・南部保育所)を指定管理者制度へ移行
 - ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園を指定管理者制度へ移行
 - ・野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
 - ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを指定管理者制度へ移行
 - ・野田・関宿心身障害者福祉作業所を指定管理者制度へ移行
- 5 ・野田市要保護児童対策地域協議会設置
 - ・訪問型一時保育事業実施
- 7 ・南部学童保育所を民間委託し午後 7 時までの保育を実施
- 8 ・母子家庭のための就業相談事業開始
 - ・みずき学童保育所移設・増築(定員 40 人から 80 人に増員)
- 9 ・高齢者通所型介護予防事業開始
- 10 ・障害者自立支援法完全施行
- 11 ・子育て応援者養成講座(19 年 2 月まで全 8 回)
19. 4 ・「障害者何でも相談窓口」を改組し「障害者総合相談・就労支援センター」を社会福祉課に設置

- ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業開始
- ・尾崎保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育と休日保育を実施
- ・児童家庭課に児童相談係(家庭児童相談室)を新設
- 6 ・手話通訳者を社会福祉課に配置(火曜日 9:00～13:00、木曜日 13:00～17:00)
- ・野田市地域自立支援協議会設置
- 10 ・母子自立支援プログラム策定事業開始
- ・二川つどいの広場をいちいのホール内へ移転
- ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 3 歳未満から 4 歳未満に通院対象年齢を拡充
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 20. 1 ・第 2 次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
- ・男女共同参画課を配偶者暴力相談支援センターに位置付ける
- ・北部・川間地区地域包括支援センターを設置
- 3 ・母子家庭常用雇用転換奨励金支給事業廃止
- 4 ・野田市特別養護老人ホーム鶴寿園及び野田市鶴寿園老人デイサービスセンターを無償譲渡
- ・古布内保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育を実施
- ・南部第二学童保育所開設、三ヶ尾・二川学童保育所増設
- ・ひとり親家庭情報交換事業開始
- ・基本健康診査に替わって、特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査を開始
- ・麻しん風しん(MR)混合ワクチン 3 期・4 期で 5 年間の時限措置で実施
- ・骨太教室開始
- 5 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 4 歳未満から 5 歳未満に通院対象年齢を拡充
- 7 ・5 歳児健康診査始まる
- 12 ・乳幼児医療費助成事業の制度改正で 5 歳未満から小学校就学前に通院対象年齢拡充
- 21. 2 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給期間の拡充
- 3 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第 4 期計画)策定
- ・野田市健康づくり推進計画 21 改訂
- 4 ・子育て応援特別手当支給事業開始
- ・あすなろ職業指導所を指定管理者制度へ移行
- ・妊婦健康診査の公費負担回数を 5 回から 14 回に拡充
- ・ひとり親家庭を対象とした職業訓練講座を拡充し、母子家庭の母等の就業及び自立支援事業(就業支援講習会)へ移行
- ・認可保育園こびりプリスクールせきやど保育園及び認可保育園アスク七光台保育園開設
- 5 ・野田市障害者基本計画(改定)の計画期間を 1 年延長
- 6 ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給額及び支給期間の拡充
- 10 ・住宅手当緊急特別措置事業(住宅手当)の開始
- 22. 1 ・女性特有のがん検診推進事業を実施
- ・野田市難病療養者見舞金給付対象に 11 疾患を追加
- 3 ・野田市地域福祉計画(改訂版)策定
- ・野田市新エンゼルプラン(後期計画)策定
- ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第 2 次改訂版)策定
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(改訂版)策定
- ・第 2 次野田市男女共同参画計画策定
- ・野田市遺児手当を廃止
- 4 ・機構改革を実施(児童家庭課、人権施策推進課、男女共同参画課及び新設の保育課を児童家庭部に再編成)
- ・野田市ひとり親家庭等医療費助成制度を見直し・子ども手当の支給を開始
- ・清水保育所を指定管理者制度へ移行し、午後 8 時までの延長保育を実施
- ・乳幼児医療費助成事業を児童家庭部児童家庭課へ移管
- ・特別児童扶養手当を保健福祉部社会福祉課へ移管
- ・あおい空を障害者自立支援法に基づく生活介護を行う施設及び指定管理者制度に移行
- ・野田市岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険法に規定する通所介護及び介護予防通所介護を実施する施設に転換
- 5 ・無料職業紹介所を活用したひとり親家庭向けの求人開拓と情報提供を開始
- 7 ・父子家庭等支援手当を廃止
- ・BCG 法定外予防接種開始
- 8 ・野田市地域自立支援協議会に障がい種別の専門部会配置(身体障がい者部会、知的障がい者部会、精神障がい者部会)
- ・父子家庭に対する児童扶養手当の支給を開始
- ・養育者支援手当の支給を開始
- 10 ・任意予防接種(子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン)の助成開始
- ・61 年 4 月施行の野田市ゲートボール広場設置及び整備事業費補助金交付規則を廃止し、グラウンド・ゴルフ場とゲートボール場の整備を対象にした野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則を施行
- ・清水第二・岩木第二・七光台第二・尾崎第二・関宿中央第二学童保育所開設
- 11 ・野田第二・柳沢第二・山崎第二学童保育所開設
- ・「障害」の「害」の字のひらがな表記施行
- 12 ・野田市乳幼児医療費助成事業の制度改正で小学校就学前から小学校 3 年生まで通院、入院、調剤の対象年齢を拡充し、名称を野田市子ども医療費助成に改称
- 23. 1 ・任意予防接種(小児用肺炎球菌ワクチン)の助成開始
- 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
- 4 ・宮崎第二・みずき第二・南部第三学童保育所開設
- ・つなぎ法により子ども手当の支給を暫定的に 9 月まで継続
- ・認可保育園アスク川間保育園開設
- ・ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成対象を拡充(ひとり親世帯の追加)
- ・妊婦歯科健康診査開始

- ・妊婦一般健康診査に HTLV-1、クラミジア検査追加
- ・手話通訳者を閑宿支所に配置(金曜日 13:00～17:00)
- 5 ・日本脳炎予防接種に特例対象者を設置し定期接種開始
- 6 ・がん検診推進事業を実施(大腸がん検診を追加し、女性特有のがん検診推進事業を改称)
- 10 ・特別措置法により子ども手当の支給を3月まで継続
- ・母子家庭等日常生活支援事業を保育所入所待機時にも利用できるように拡充
- ・日本脳炎法定外予防接種開始
- 24. 3 ・第2次野田市障がい者基本計画、第3期野田市障がい福祉計画策定
- ・児童虐待防止対応マニュアル改訂
- ・4 ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画(シルバープラン第5期計画)策定
- ・公益社団法人野田市シルバー人材センターに移行
- ・改正児童手当法により児童手当の支給を開始
- ・認可保育園こびりブリススクールさくらのさと保育園及び認可保育園梅郷保育園開設
- ・花輪保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
- ・任意予防接種(子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン)1年延長
- ・肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成開始
- ・歯周疾患検診に65歳の者を追加
- ・妊婦健康診査支援基金1年延長
- ・国のパーソナルサポートモデルプロジェクト事業(第2次分)として平成23年4月6日市役所2階に開設した「求職者総合支援センター」(商工課所管)を就労に限定せず、福祉の支援も実施することとして「パーソナルサポートセンター」に改称し、社会福祉課と商工課の共管により引き続き24年度も同モデル事業(第3次分)を実施
- ・こぶし園が指定生活介護事業所に移行
- ・こだま学園は、福祉型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
- ・あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターとして県より指定を受け、児童の発達に関する支援を開始
- ・子ども手当から児童手当へ移行
- 6 ・シルバーサロン「ゆう・みい」開所
- 8 ・南部・福田地区地域包括支援センターを設置
- ・野田市地域自立支援協議会の専門部会に虐待対応部会を追加
- 9 ・経口生ポリオワクチンは廃止となり、不活化ポリオワクチンが定期予防接種として導入
- 10 ・社会福祉課内の「障がい者総合相談・就労支援センター」の就労支援を「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に集約し、「障がい者総合相談センター」に改組。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、同センターに「障害者虐待防止センター」の機能を追加
- 11 ・4種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)が開始
- 12 ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で、小学4年生から中学3年生までの入院助成を拡大
- 25. 3 ・予防接種法一部改正により、対象者の変更があり BCG 法定外・日本脳炎法定外予防接種廃止
- ・麻しん風しん(MR)混合ワクチン3期・4期終了
- 4 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
- ・第2次一括法により育成医療・未熟児養育医療の給付及び低体重児の届出、未熟児の訪問指導等が県から権限移譲
- ・低出生体重児健康診査・相談始まる
- ・厚生労働省の生活困窮者自立促進支援モデル事業をパーソナルサポートセンター開設(市役所2階)により実施
- ・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種化
- ・北部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行により、各年度ごとに調達方針を策定開始。
- 5 ・緊急通報システムWEB119の登録と運用を開始
- ・風しん予防接種(18歳以上)の一部助成開始
- 8 ・野田市地域自立支援協議会の障がい種別の専門部会を課題別の専門部会(相談支援部会、就労支援部会、子ども部会)に移行。なお、虐待対応部会は、相談支援部会に含まれる。
- 9 ・人権に関する市民意識調査実施
- 10 ・障害者施設等との福祉避難所の協定を締結
- ・風しん予防接種(18歳以上)の一部助成終了
- 26. 3 ・救急医療情報キット配布事業を開始
- ・シルバーサロン「元気」開所
- 4 ・重症心身障害児(者)施設・東葛医療福祉センター光陽園が開設
- ・野田市健康づくり推進計画21(第2次)策定
- ・歯周疾患検診に45歳、55歳の者を追加
- ・がん検診推進事業の変更(大腸がん検診のみとなり子宮がん及び乳がん検診が対象外)
- ・認可保育所アスク古布内保育園開園
- ・木間ヶ瀬保育所を指定管理制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
- 6 ・求職者子育て支援サービス利用助成事業を開始(年度当初利用分より申請受付)
- 7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業を実施(子宮がん及び乳がん検診が対象)
- 9 ・市独自の肺炎球菌予防接種(65歳以上)の一部助成を終了
- 10 ・水痘、高齢者の肺炎球菌(65歳以上)予防接種が定期予防接種化
- 高齢者の肺炎球菌予防接種の定期接種対象外の者への同一の自己負担金での接種を開始
- 11 ・認可保育所こびりブリススクールあたと保育園開園
- ・野田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定

- 12 ・あおい空短期棟増設
- 27. 1 ・野田市介護支援ボランティア事業を開始
- 2 ・あおい空において、日中一時支援事業を開始
- 3 ・第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）及び第4期野田市障がい福祉計画策定
 - ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第6期計画）策定
 - ・野田市エンゼルプラン第4期計画策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版）策定
 - ・第3次野田市男女共同参画計画策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）策定
 - ・野田市地域福祉計画（第2次改訂版）策定
- 4 ・機構改革を実施（社会福祉課を生活支援課、障がい者支援課に分割、高齢者福祉課を高齢者支援課、介護保険課に分割、人権施策推進課、男女共同参画課を人権・男女共同参画推進課に統合、保育課保育係から管理係の2係に再編成）
 - ・介護員初任者研修受講料等助成事業開始
 - ・子ども支援室準備担当を設置
 - ・歯周疾患検診に20歳の者を追加
 - ・生活困窮者自立支援法施行
 - ・あおい空において短期入所事業を開始（レスパイトケア目的）
 - ・あさひ育成園、こだま学園を指定管理者制度へ移行するとともにあさひセンターの組織を廃止（あさひ育成園は、医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行）
 - ・こだま学園の外来療育相談の相談日を隔週火曜日から毎週火曜日に拡充
- 5 ・子どもの学習支援事業開始
 - ・子育て短期支援事業（ショートステイ）開始
- 7 ・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
 - ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
- 8 ・重度心身障がい者医療費助成制度現物給付方式へ移行
 - ・野田市子ども医療費助成事業の制度改正で小学4年生から中学3年生までの通院調剤費の助成を拡大
- 10 ・子ども支援室を開設
 - ・事業所内保育所ひばり保育園開園
- 12 ・野田市食育推進計画策定
- 28. 3 ・野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱改訂
 - ・第3次野田市男女共同参画計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置付ける
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業を開始
 - ・野田市難病療養者見舞金支給要綱改正（国の難病や小児慢性特定疾病に対する医療費助成の制度改正に合わせ給付対象疾病を70疾病から326疾病に拡大）

- ・急病センターにてインフルエンザ診療受付始まる
- 4 ・歯周疾患検診に35歳の者を追加
 - ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の対象資格、支給期間の拡充
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給額を拡充
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業を残業等の理由により定期的に利用できるよう拡充
 - ・認可保育園梅郷保育園がすくすく保育園に名称変更
 - ・認可保育園すくすく保育園分園開園
 - ・認可保育園聖華保育園の開園時間を午前7時から午後8時までに変更
 - ・市内7保育所（清水、北部、木間ヶ瀬、聖華、コビーブリススクールせきやど、アスク七光台、アスク川間）の認可定員増（各園10人）
 - ・東部保育所を指定管理者制度へ移行し、午後8時までの延長保育を実施
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行
 - ・設置手話通訳者の利用時間を延長（月・火曜日 9:00～13:00、水・木曜日 13:00～17:00）
 - ・実務者研修受講を対象に追加し、介護員初任者研修受講料等助成事業を介護職員研修受講料等助成事業に改称
- 7 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H28年度分）を実施（子宮がん及び乳がん検診が対象）
- 8 ・児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当、養育者支援手当に係る第2子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充
 - ・野田市保育士合同就職説明会を開始
- 9 ・肝炎フォローアップ事業開始
- 10 ・第2日曜日の母子健康手帳の交付始まる
 - ・甲状腺超音波検査費用の一部助成開始
 - ・B型肝炎ワクチンが定期予防接種化
 - ・あさひ育成園で親子分離・園内分離療育を開始
 - ・野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組及び、専門部会に権利擁護部会を追加
- 12 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領策定
 - ・野田第二学童保育所増設
 - ・野田市歯科口腔保健計画策定
- 29. 3 ・ホームヘルプサービス事業制度終了
 - ・子どもの学習支援事業終了
- 4 ・家具転倒防止器具取付事業を実施
 - ・「介護予防10年の計」としてシルバーリハビリ体操を中心とした6つの戦略を開始
 - ・介護相談員、地域密着型サービス事業者に関する事務を介護保険課から高齢者支援課に移管
 - ・野田市認知症カフェ事業補助金交付規則を施行
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の対象者を雇用保険法の一般教育訓練給付の受給資格者にも拡充（当該制度との差額を支給）

- ・清水第三学童保育所開設
- ・聖華未来のこども園開園（聖華幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
- ・野田市私立保育所等障がい児等保育事業を新たに開始
- ・野田市私立保育所等保育事業に「通勤補助事業」を新たに追加
- ・「低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減措置」に準じて、ひとり親家庭等低所得世帯や多子世帯等の保育料の負担軽減を実施
- ・歯周疾患検診に 25、30 歳の者を追加
- ・関宿心身障がい者福祉作業所を指定 障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援 B 型）へ移行
- ・野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱を施行
- ・野田市社会福祉協議会への訪問入浴サービス事業委託終了
- ・野田市子ども未来教室を開始
- 5 ・緊急通報システム WEB119 が緊急通報システム NET119 に名称変更及び機能拡充
- 6 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H29 年度分）を実施（子宮頸がん）
- ・50 歳以上乳がん検診（マンモグラフィ検査）実施会場に北コミュニティ会館、南コミュニティ会館を追加
- 7 ・第 2 次野田市障がい者基本計画（改定）の計画期間を 1 年延長
- ・学童保育所の開設時間を午後 6 時 30 分までから午後 7 時までに変更
- 8 ・各課窓口筆談マーク掲示
- 9 ・こだま学園事務棟新設
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（H29 年度分）を実施（乳がん）
- ・シルバーリハビリ体操事業開始
- 10 ・野田市私立保育所等保育士処遇改善事業を新たに開始
- 11 ・30 歳代乳がん検診（超音波検査：集団検診）導入
- ・全国手話言語市区長会に加入
- ・ヘルプマークの配布開始
- ・関宿総合公園体育館で広報戦略
- 12 ・野田市社会福祉協議会への手話通訳者等派遣事業の委託終了
- 30. 1 ・宮崎第三学童保育所開設
- ・意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）を社会福祉協議会から障がい者支援課窓口の手話通訳者受付に変更（S57. 4 手話通訳者派遣事業開始 H11. 4 社会福祉協議会委託による同事業開始、H14. 7 社会福祉協議会委託による要約筆記者派遣開始）
- ・のだめ学校開校
- 3 ・ひとり暮らし老人等給食サービス事業終了
- ・家族介護者交流事業終了
- ・高齢者に係る日常生活用具給付等事業を廃止。
なお福祉電話については、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業で対応とする。
- ・BCG 集団予防接種の廃止
- ・保健推進員による妊婦・乳児訪問を終了
- ・第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画策定
- ・盲人ガイドヘルパー派遣終了。障害福祉サービス同行援護の支給量の拡充により終了（S55. 4 開始）
- ・福祉カー貸付事業を野田市社会福祉協議会へ移行（H2. 1 開始）
- ・在宅重度身体障がい者短期保護事業終了。障害福祉サービス短期入所対応による（S63. 4 開始）
- ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第 7 期計画）策定
- ・総合公園体育館で広報戦略
- ・野田市子ども未来教室を教育委員会に移管
- 30. 4 ・家具転倒防止器具取付事業の支給対象を拡充
- ・複合老人ホーム野田市楽寿園の養護老人ホームの一部 14 床を特別養護老人ホームへ転換
- ・中央地区地域包括支援センターを設置
- ・野田地区地域包括支援センターが東部地区地域包括支援センターに名称変更
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について准看護師から引き続き看護師の養成機関で修業する場合を対象に拡充
- ・訪問型一時保育事業を終了
- ・骨髄移植におけるドナー支援事業を開始
- ・北部学童保育所を移転新設
- 6 ・あさひ育成園の外來療育相談の相談日を隔週木曜日から毎週木曜日に拡充
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 7 ・未熟児養育医療の給付の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 8 ・野田市子ども医療費助成事業について 3 歳までの自己負担金を無料に拡充
- ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の所得の算定において、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除がみなし適用されるよう改正
- 9 ・介護職員合同就職相談会を開始
- ・「介護予防 10 年の計」えんがわ、介護予防サポート企業の募集を開始
- ・人権に関する市民意識調査実施
- 10 ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当の支給制限の適用期間が 11 月から翌年 10 月までに改正
- ・野田市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを開始
- ・風しん及び麻しん風しん混合ワクチン費用助成を開始（妊娠している女性の同一世帯員及び妊娠予定または希望している女性等で 28 歳以上が主な対象）
- 31. 1 ・岩木第二学童保育所増設
- 2 ・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会設置

- 3・訪問介護事業を終了
 - ・ねたきり老人等布団乾燥サービス事業を終了
 - ・第3次野田市障がい者基本計画策定
 - ・野田市心身障がい者結婚祝金支給制度終了
 - ・野田市聴覚又は音声・言語機能障がい者用電話ファックス等設置費及び使用料助成制度終了
 - ・身体障害者教習用自動車の野田自動車教習所への配車終了
 - ・野田市健康づくり推進計画21（第3次）策定
- 4・体験就労による介護職就労奨励事業を開始
 - ・風しん及び風しん混合ワクチン費用助成のほか抗体検査についても一部助成を開始
 - ・子ども発達相談支援事業開始
 - ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を開始
 - ・野田市保育士試験による資格取得支援事業を新たに開始
 - ・野田市保育士就労奨励金支給事業を新たに開始
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「病児保育事業（体調不良児型）」を新たに追加
 - ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金について特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金を対象に追加し、支給上限を引上げ
 - ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について支給期間の上限を36月から48月に延長し、支給額を修学期間の最後の12月については4万円増額
 - ・学童保育所の定員見直し
 - ・清水第二学童保育所と清水第三学童保育所を統合、みずき学童保育所とみずき第二学童保育所を統合
 - ・中央子ども館を民間委託
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を開始
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を開始
 - ・歯周疾患検診の対象年齢に80歳を追加
- 元. 5・風しん予防接種第5期の定期接種を開始
- 6・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業を実施
- 7・認定こども園ののどのこども園開設
 - ・ひとり親家庭等医療費助成金、養育者支援手当について所得状況届を規定
- 8・災害時用ストーマ保管業務開始
- 9・介護職員研修受講料等助成事業に生活援助従事者研修を対象に追加
 - ・敬老祝品配布対象者を101歳以上の方にも拡充
- 10・特定健診（集団健診）を開始
 - ・喀痰吸引等研修事業を実施
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「野田産黒酢米利用促進事業」「主食費減額補助事業」を新たに追加
 - ・幼児教育・保育の無償化
 - ・子ども家庭総合支援課を新設
- 11・聞こえのサポーター養成講座を実施
 - ・パラスポーツ体験会を実施
 - ・児童扶養手当、養育者支援手当について令和元年11月分から支払回数を年6回に見直し
2. 3・新しい子ども館の整備の事業者選定
- 3・第2次野田市食育推進計画を策定
 - ・野田市手話言語条例制定
 - ・野田市エンゼルプラン第5期計画策定
 - ・野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）策定
 - ・未熟児養育医療の給付の徴収金基準額表を所得税額を基礎とするものから市町村民税所得割額を基礎とするものに改正
 - ・野田市地域福祉計画【第3次改訂版】（野田市自殺対策計画）策定
 - ・第4次野田市男女共同参画計画策定
 - ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）策定
 - ・育児学級「えだまめクラブ」事業終了
2. 4・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援センター、共同生活援助、短期入所（緊急受け入れ1床を含む））を開始
 - ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に地域生活支援拠点運営会議を追加
 - ・手話検定試験受験料助成事業を開始
 - ・遠隔手話サービス事業を開始
 - ・野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業を開始
 - ・あおい空の日中一時支援事業において医療的ケアが必要な人（小学生以上）の受け入れ開始
 - ・自発的活動支援事業補助事業を開始
 - ・新生児特別定額給付金事業の実施
 - ・うめさと、山崎、七光台子ども館を民間委託
 - ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合を改正
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業について定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大
 - ・野田市児童手当上乗せ給付金支給事業を実施
 - ・野田市児童扶養手当上乗せ給付金支給事業を実施
 - ・「男性のための電話相談」開設
 - ・認可保育所やまざき杜の保育園開園（すくすく保育園分園が認可保育所に移行）
 - ・やなぎさわ幼稚園・保育園開園（柳沢幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行）
 - ・地域生活支援拠点事業（障がい者基幹相談支援
 - ・健康・スポーツポイント事業を開始
- 5・就労系障害福祉サービス利用者生活支援給付事業を実施
 - ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を実施
 - ・医療従事者支援金支給事業の実施
 - ・医療機関経営支援金支給事業の実施
 - ・野田市地域外来検査センターPCR検査費用助成事業の実施
 - ・妊婦への布マスク配布事業の実施
 - ・妊婦タクシー利用料金助成事業の開始
- 7・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業を実施
- 8・野田市子ども医療費助成事業について未就学児

- までの自己負担金を無料に拡充
- ・野田市児童手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施
- ・野田市児童扶養手当上乗せ給付金（追加給付）支給事業を実施
- ・急病センターを一時休診
- 9・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会終了
- 10・産後ケア事業の開始
 - ・ロタウイルスワクチンが定期予防接種化
 - ・認可保育所アートチャイルドケア野田東部みどり保育園開園（野田市立東部保育所より移管）
 - ・野田市子育てサービス等利用支援助成事業を開始。
 - ・休日預かり保育事業を開始
- 11・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場を設置
 - ・野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員設置
 - ・ひとり親家庭等医療費助成金について現物給付を実施し、自己負担金を改正
- 12・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業の再支給分の支給を実施
 - ・予防接種法の一部改正により、新型コロナワクチン接種を臨時接種の特例と位置づける。
- 3. 1・高齢者施設等の新規入所者を対象としたPCR検査事業を実施
- 2・新型コロナウイルスワクチン接種担当の設置
- 3・身体障害者手帳等交付診断料助成制度を廃止
 - ・障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金支給制度を廃止
 - ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に医療的ケア児者支援部会を設置
 - ・第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画を策定
 - ・野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例制定
 - ・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（シルバープラン第8期計画）策定
 - ・母子等医療費助成金事業の廃止
 - ・風しん抗体検査費用助成の廃止
 - ・第2次野田市歯科口腔保健計画策定
 - ・児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができるように改正
 - ・令和2年度税制改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しが行われ、ひとり親控除が適用されることとなったことから、市の各種制度より寡婦（夫）控除のみなし適用を削除（各種制度により適用を規定）
 - ・児童虐待相談電話「子どもSOS」終了
- 4・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の接種券発送
 - ・要約筆記者養成講座の廃止
 - ・要約筆記者養成講座及び手話通訳者養成講座交通費助成事業の開始
 - ・緊急一時保護費等助成事業の開始
 - ・小規模保育事業柳沢くくる保育園開園

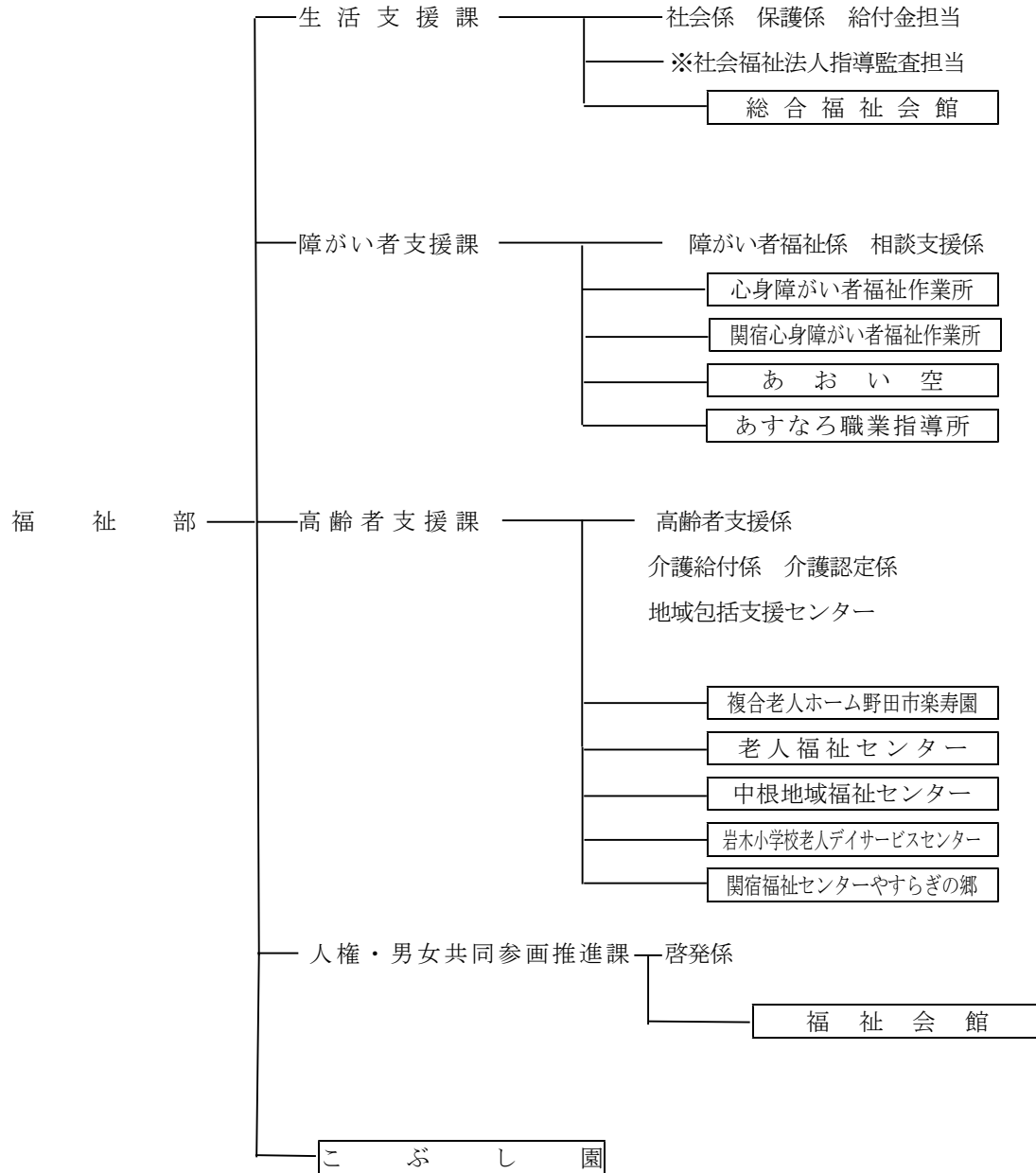
- ・野田市私立保育所等保育事業に「零歳児保育推進事業」を新たに追加
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために修業する場合や、4年以上の履修が必要な養成機関で修業する場合には、48月の支給を可能とする。
令和3年度に限り、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始した者については修学期間6月以上、民間資格も対象となり拡充された。
- ・地域包括支援センターの名称を高齢者なんでも相談室に改める
- ・野田市南第2高齢者なんでも相談室を設置
- 5・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の予約開始
 - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を実施
- 6・新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】ひとり暮らし等高齢者への集団接種開始
- 7・【新型コロナワクチン初回接種】65歳以上の高齢者の集団接種開始
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】全市民への接種券発送完了
 - ・【新型コロナワクチン初回接種】64歳未満の接種開始
 - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）
 - ・野田市児童手当上乗せ給付金の支給を実施
- 11・【新型コロナワクチン追加接種】接種券発送
- 12・【新型コロナワクチン追加接種】予約開始、個別接種及び集団接種開始
 - ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給を実施
- 4. 1・野田市不育症治療費の助成金支給制度の開始
 - ・野田市不妊治療費の助成金支給制度の開始
 - ・子育て世帯への臨時特別給付金（所得制限分）の支給を実施
- 3・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定
 - ・新型コロナワクチン小児接種の開始
 - ・児童手当法施行規則の改正により、公簿等で確認できる受給者については、現況届の提出が省略出来るようになったため、児童手当実施要綱を改正
 - ・支給要件に該当する児童や父母等の障がいの程度が改められたことにより、野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例施行規則を改正
 - ・病児・病後児保育施設「ひばりルーム」廃止
- 4・組織改編を実施（保健福祉部を福祉部、児童家庭部を健康子ども部、高齢者支援課、介護保険課を高齢者支援課に統合、人権・男女共同参画推進課を福祉部へ編成、保健センター、あさひ育成園、こだま学園を健康子ども部へ編成）
 - ・子ども支援室を子どもの発達相談室に名称変更
 - ・野田市私立保育所等保育事業に「零歳児保育推進事業」を新たに追加

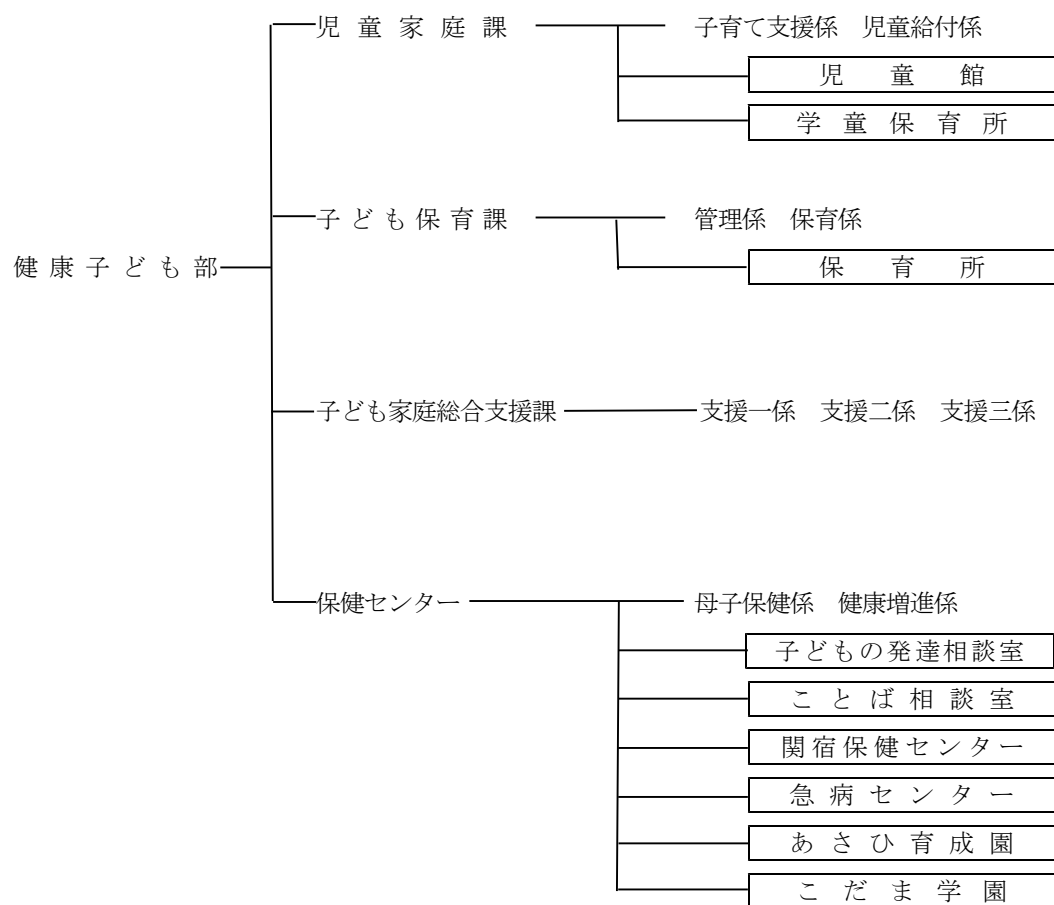
- ・しみず空と杜の保育園開園
 - ・病児・病後児保育施設「フォレストルーム」開設
- ・野田市東高齢者なんでも相談室を設置
- ・野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室を基幹型地域包括支援センターに改める
- ・胃がん検診の個別検診として内視鏡検査を導入
- ・中央子ども館の地盤が陥没していることが判明したため利用休止（子ども館事業は中央公民館等にて継続して実施）
- ・専門実践教育訓練給付金の給付限度額の引上げ年間 20 万円から 40 万円
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の令和 3 年度の緩和措置が令和 4 年度も実施
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受講開始時給付金の創設及び受講修了時給付金、合格時給付金の給付割合の変更
- 7 ・シルバーサロン「元気」閉館
- 8 ・子ども医療費助成について、小学 6 年生まで無料化、中学生は、自己負担金 300 円から 200 円に負担を軽減
- ・中央、うめさと、谷吉、山崎、七光台、関宿子ども館を指定管理者制度に移行
- 10 ・新型コロナワクチン乳幼児接種の開始
- ・野田市立児童センター（愛称：のだしこども館 supported by kikkoman）を開設
- 11 ・価格高騰緊急支援給付金の支給を実施
- 12 ・児童手当上乗せ給付金支給事業を実施
- 5. 1 ・出産・子育て応援交付金事業開始
- 3 ・妊婦タクシー利用料金助成事業終了
- ・コピープリスクールのだ保育園開園
- ・中央子ども館を解体
- 4 ・コピープリスクールつつみの開園（コピープリスクールのだ保育園を移転し、保育所型認定こども園として開園）
- ・保育課を子ども保育課に名称変更
- ・新生児特別定額給付金事業終了
- ・野田市あかちゃんお祝い金支給事業開始
- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策室を解散し、事務を保健センターへ移管
- ・野田市赤ちゃんの駅事業開始
- ・補整具等購入費用助成事業開始
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の令和 3 年度の緩和措置が令和 5 年度も実施
- 5 ・新型コロナワクチン春開始接種実施
- 6 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付
- ・野田市南第 2 高齢者なんでも相談室廃止
- 7 ・子どもの成長応援臨時給付金の給付
- ・価格高騰重点支援給付金の支給を実施
- 8 ・子ども医療費助成について、中学 3 年生までの自己負担金を無料に拡充
- 9 ・新型コロナワクチン秋開始接種実施
- 11 ・ライフサポートファイルの発行
 - ・人権・男女共同参画に関する市民意識調査実施
- 6. 1 ・野田市虐待防止条例の制定
- ・野田市虐待防止条例施行
- ・物価高騰重点支援給付金（非課税世帯）の支給実施
- 2 ・若年がん患者在宅療養費用助成金交付事業開始
- 3 ・物価高騰重点支援給付金（こども加算）の給付
- ・在宅訪問歯科保健事業終了
- ・新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種終了
- ・第 4 次野田市障がい者基本計画策定
- ・第 7 期野田市障がい福祉計画、第 3 期野田市障がい児福祉計画を策定

※令和6年4月1日現在の部・課の名称で表記しています。

2. 福祉部・健康子ども部の課等【関係各課】

(1) 組織





注：□は施設等

※印は、特命担当職

(2) 事務分掌

部	課 等	係	事務分掌
福祉部	生活支援課	社会係	1 地域福祉の計画に関すること。 2 民生(児童)委員に関すること。 3 災害救助及び災害弔慰金等の支給に関すること。 4 戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者等の援護に関すること。 5 日本赤十字事業に関すること。 6 被爆者健康管理援助金の支給に関すること。 7 難病患者援助金の支給に関すること。 8 福祉のまちづくり運動に関すること。 9 福祉事業に対する金品の寄附受入れに関すること。 10 自殺対策の総括に関すること。 11 社会福祉法人野田市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 12 総合福祉会館の管理及び施設の維持管理に関すること。 13 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関すること。 14 重層的支援体制整備事業に関すること。 15 民生委員推薦会に関すること。 16 地域福祉計画審議会に関すること。 17 部内の連絡調整に関すること。 18 部内の主要事務の進行管理に関すること。 19 部内他課の所管に属しないこと。
		保護係	1 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)による生活困窮者の自立支援に関すること。 2 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関すること。 3 行旅病人及び死亡人に関すること。 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付及び配偶者支援金の支給に関すること。
		給付金担当	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関すること。 2 物価高騰重点支援給付金(非課税世帯)に関すること。 3 物価高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯)に関すること。
	障がい者支援課	障がい者福祉係	1 障がい者福祉の計画に関すること。 2 心身障がい者福祉作業所の指定管理者の監理に関すること。 3 あおい空の指定管理者の監理に関すること。 4 あすなる職業指導所の指定管理者の監理に関すること。 5 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関すること。 6 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳の交付手続に関すること。 7 知的障がい者に係る療育手帳の交付手続に関すること。 8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳の交付手続に関すること。 9 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に関すること。 10 障がい者福祉手当に関すること。 11 重度心身障がい者医療費助成に関すること。 12 心身障害者扶養年金に関すること。 13 障がい者に係る福祉タクシー事業に関すること。 14 精神障がい者医療費助成に関すること。 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による地域生活支援事業に関すること。 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定及び自立支援給付に関すること。 17 その他障がい者(児)福祉に関すること。 18 障がい者基本計画推進協議会に関すること。
		相談支援係	1 障害者就労施設等の支援に関すること。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による地域生活支援事業に関すること。 3 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による障害児通所給付費等に関すること。 4 障がい者(児)に係る相談支援事業に関すること。 5 障がい者(児)に対する差別又は虐待の防止に関すること。

部	課 等	係	事務分掌
福 祉 部			6 障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関する事 7 障害者支援施設等への入所又は入所の委託に関する事 8 障害児通所支援の提供又は提供の委託に関する事 9 指定特定相談支援事業者等の指定等に関する事 10 野田市障がい者相談員に関する事 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害 支援区分の認定及び自立支援給付に関する事 12 障害支援区分認定審査会に関する事 13 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の運営に関する事
	高 齢 者 支 援 課	高齢者支援係	1 高齢者福祉の計画に関する事 2 老人福祉法による措置及び措置に要する経費と費用の徴収に関する事 3 ひとり暮らし等緊急通報システム事業に関する事 4 配食サービス事業に関する事 5 ねたきり老人等布団乾燥サービス事業に関する事 6 高齢者に係る福祉タクシー事業に関する事 7 訪問理容サービス事業に関する事 8 徘徊高齢者家族支援サービス事業に関する事 9 ひとり暮らし等老人対策に関する事 10 介護用品支給事業に関する事 11 家族介護慰労金支給事業に関する事 12 敬老祝い事業に関する事 13 認知症高齢者に係る成年後見制度利用支援事業に関する事 14 福祉有償運送運営協議会に関する事 15 楽寿園の指定管理者の監理に関する事 16 老人デイサービスセンターの指定管理者の監理に関する事 17 老人福祉センターの管理に関する事 18 福祉センターの管理に関する事 19 老人クラブの育成指導に関する事 20 公益社団法人野田市シルバー人材センターの育成指導に関する事 21 大型バスの管理に関する事 22 グラウンド・ゴルフ及びゲートボールの推進に関する事 23 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関する事 24 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督に関する事 25 居宅介護支援事業者の指定及び指導監督に関する事 26 その他高齢者福祉に関する事 27 介護保険事業の計画に関する事 28 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事 29 老人ホーム入所判定委員会に関する事 30 老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に関する事
		介護給付係	1 介護保険特別会計予算編成に関する事 2 高齢者住宅改造費助成事業に関する事 3 財政安定化基金に関する事 4 介護保険事業の調査に関する事 5 介護保険被保険者の資格取得及び喪失、被保険者証の返納並びに受給資格 証の交付に関する事 6 介護保険被保険者の住所地特例者の管理及び適用除外者管理に関する事 7 介護保険被保険者証の発行に関する事 8 介護保険被保険者の負担割合証の発行に関する事 9 介護サービス等の利用者負担の減免に関する事 10 国民健康保険団体連合会に対する受給者資格情報の提供に関する事 11 介護報酬の支払いに関する事 12 高額介護サービス費等の支給に関する事 13 保険給付の償還払いに関する事 14 介護保険法による損害賠償請求権に関する事 15 介護保険料の賦課収納に関する事 16 介護保険料の督促に関する事 17 介護保険料に係る証明に関する事 18 介護保険料の滞納者に係る保険給付の支払方法の変更及び支払の一時差止 に関する事

部	課 等	係	事務分掌
福祉部			19 居宅介護サービス計画の作成依頼届出の管理及び自己作成居宅介護サービス計画管理に関すること。
		介護認定係	1 介護保険法による要介護等の認定申請の受理及び介護保険資格者証の交付に関すること。 2 介護保険法による要介護認定等に係る訪問調査に関すること。 3 介護認定審査会に関すること。 4 介護保険法による要介護等の認定及び認定取消に関すること。 5 介護保険事業についての苦情及び相談に関すること。 6 その他介護保険に関すること。
		地域包括支援センター	1 地域包括支援センターの運営に関すること。 2 介護予防ケアマネジメントに関すること。 3 総合相談及び支援に関すること。 4 権利擁護事業に関すること。 5 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。 6 在宅医療及び介護連携の推進に関すること。 7 認知症施策の推進に関すること。 8 その他センターの運営に関すること。
	人権・男女共同参画推進課	啓発係	1 人権及び男女共同参画に係る施策に関する総合調整に関すること。 2 人権及び男女共同参画に関する計画に関すること。 3 人権及び男女共同参画に係る施策に関する啓発指導に関すること。 4 人権擁護委員に関すること。 5 同和問題に係る施策に関する総合調整に関すること。 6 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。 7 福祉会館の管理運営に関すること。 8 女性のための相談に関すること。 9 男性のための電話相談に関すること。 10 その他人権及び男女共同参画の施策の推進に関すること。 11 野田市人権・男女共同参画推進審議会に関すること。

部	課 等	係	事務分掌
健 康 子 ど も 部	児 童 家 庭 課	子育て支援係	1 児童福祉の計画に関すること。 2 子育て支援に関すること。 3 児童館の指定管理者の監理に関すること。 4 児童館及び学童保育所の管理運営及び連絡調整に関すること。 5 ファミリー・サポート・センターに関すること。 6 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監査に関すること。 7 児童福祉審議会に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内の主要事務の進行管理に関すること。 10 部内他課の所管に属しないこと
		児童給付係	1 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関すること。 2 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。 3 養育者支援手当の支給に関すること。 4 母子保健法(昭和40年法律第141号)による未熟児養育医療の給付に関すること。 5 子ども医療費の助成に関すること。 6 ひとり親家庭等医療費に関すること。 7 ひとり親家庭等支援に関すること。 8 母子及び父子の自立相談に関すること。 9 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による措置に関すること。
	子 ど も 保 育 課	管理係	1 保育所の管理運営及び連絡調整に関すること。 2 保育所の指定管理者の監理に関すること。 3 認定こども園に関すること。 4 認可外保育施設に関すること。 5 私立幼稚園、私立保育所、認定こども園との連絡調整に関すること。 6 私立幼稚園に係る補助金に関すること。 7 市立幼稚園の組織編制及び管理運営に関すること。(補助執行) 8 市立幼稚園の施設利用及び園庭開放に関すること。(補助執行) 9 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等(ファミリー・サポート・センターに係るものを除く。)の確認に関すること。 10 家庭的保育事業等の認可及び指導監督に関すること。 11 所管に係る社会福祉法人の設置認可及び指導監督に関すること。
		保育係	1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による小学就学前子どもに係る教育・保育給付及び施設等利用給付の認定に関すること。 2 子ども・子育て支援法による小学校就学前子どもに係る保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整に関すること。 3 子ども・子育て支援法による保育料等、教育、保育給付及び施設等利用給付(ファミリー・サポート・センターに係るものを除く。)に関すること。 4 病児・病後児保育に関すること。 5 保育所及び幼稚園の給食費に関すること。 6 市立幼稚園の就園に関すること。(補助執行)
	子ども家庭総合支援課	支援一係 支援二係	1 子ども家庭総合支援拠点の業務に関すること。 2 児童虐待防止に関すること。 3 要保護児童対策地域協議会に関すること。
		支援三係	1 子ども家庭総合支援拠点の業務に関すること。 2 児童虐待防止に関すること。 3 児童福祉法による措置に関すること。 4 ドメスティック・バイオレンスに関すること。 5 配偶者暴力相談支援センター業務に関すること。 6 緊急一時保護施設の管理運営に関すること。 7 妊産婦及び乳幼児から18歳までの子どもに関する切れ目のない相談支援並びに関係機関との連絡調整に関すること。 8 家庭児童相談に関すること。 9 ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会に関すること。

部	課 等	係	事務分掌
	保 健 セ ン タ ー	母子保健係	1 各種健康診査に関する事。 2 母子健康手帳の交付に関する事。 3 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関する事。 4 不妊及び不育症治療費等の助成に関する事。 5 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 6 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 7 歯科衛生に関する事。 8 各種予防接種に関する事。 9 食品衛生関係補助に関する事。 10 その他健康の保持増進に関する事。 11 保健医療問題審議会に関する事。 12 予防接種健康被害調査委員会に関する事。 13 子育て世代包括支援センターの業務に関する事。 13 産後ケアに関する事。 14 出産祝品に関する事。
		健康増進係	1 健康増進の計画に関する事。 2 健康づくりのための保健指導に関する事。 3 各種健康診査に関する事。 4 栄養指導及び食生活の指導に関する事。 5 食生活改善推進員及び保健推進員に関する事。 6 各種予防接種に関する事。 7 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 8 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)による保健事業に関する事。 9 生活習慣病の予防に関する事。 10 看護師等修学資金貸付けに関する事。 11 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。 12 急病センターに関する事。 13 骨髄移植ドナー支援に関する事。 14 その他健康の保持増進に関する事。 15 がん患者等の支援に関する事。 16 保健医療問題審議会に関する事。 17 予防接種健康被害調査委員会に関する事。
		子どもの発達相談室	1 18 歳までの子どもに関する発達相談支援並びに関係機関との連絡調整に関する事。 2 こだま学園及びあさひ育成園の指定管理者の監理に関する事。 3 ことば相談室の管理運営及び連絡調整に関する事。 4 その他室の運営に関する事。

機 関	事 務 分 掌
老人福祉センター	1 施設の維持管理に関すること。 2 老人に対して、各種の相談に応じること。 3 老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与すること。 4 その他センターの運営に関すること。
中根地域福祉センター	1 施設の維持管理に関すること。 2 市民相互の交流の機会の増大並びに文化及び教養の向上に関すること。 3 地域の連帯の強化と地域福祉の増進に関すること。 4 老人の生きがい増進並びに生活、健康等各種の相談及び指導に関すること。 5 その他センターの運営に関すること。
保 育 所	1 施設の維持管理に関すること。 2 乳幼児の保育に関すること。 3 その他所の運営に関すること。
学 童 保 育 所	1 施設の維持管理に関すること。 2 放課後児童の保育に関すること。
福 祉 会 館	1 施設の維持管理に関すること。 2 地域住民の生活上の相談に関すること。 3 人権問題に関する理解を深めるための啓発に関すること。 4 各種クラブ活動、レクリエーション及び教養文化に関する事業の推進に関すること。 5 その他会館の運営に関すること。
関 宿 保 健 セ ン タ ー	1 健康づくりのための保健指導に関すること。 2 各種健康診査に関すること。 3 母子健康手帳の交付に関すること。 4 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関すること。 5 栄養指導及び食生活の指導に関すること。 6 食生活改善推進員及び保健推進員に関すること。7 歯科衛生に関すること。 8 各種予防接種に関すること。 9 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導に関すること。 10 健康増進法による保健事業に関すること。 11 生活習慣病の予防に関すること。 12 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関すること。 13 骨髄移植ドナー支援に関すること。 14 その他健康の保持増進に関すること。 15 がん患者等の支援に関すること。 16 子育て世代包括支援センターの業務に関すること。
急 病 セ ン タ ー	1 施設の維持管理に関すること。 2 急病患者に対する応急的な診療に関すること。 3 その他施設の運営に関すること。
こ ぶ し 園	1 施設の管理運営に関すること。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による生活介護に関すること。 3 その他園の運営に関すること。

第3章 主要施策の概要

第1節 児童福祉

第3章 主要施策の概要

第1節 児童福祉

1. 児童の福祉【児童家庭課】

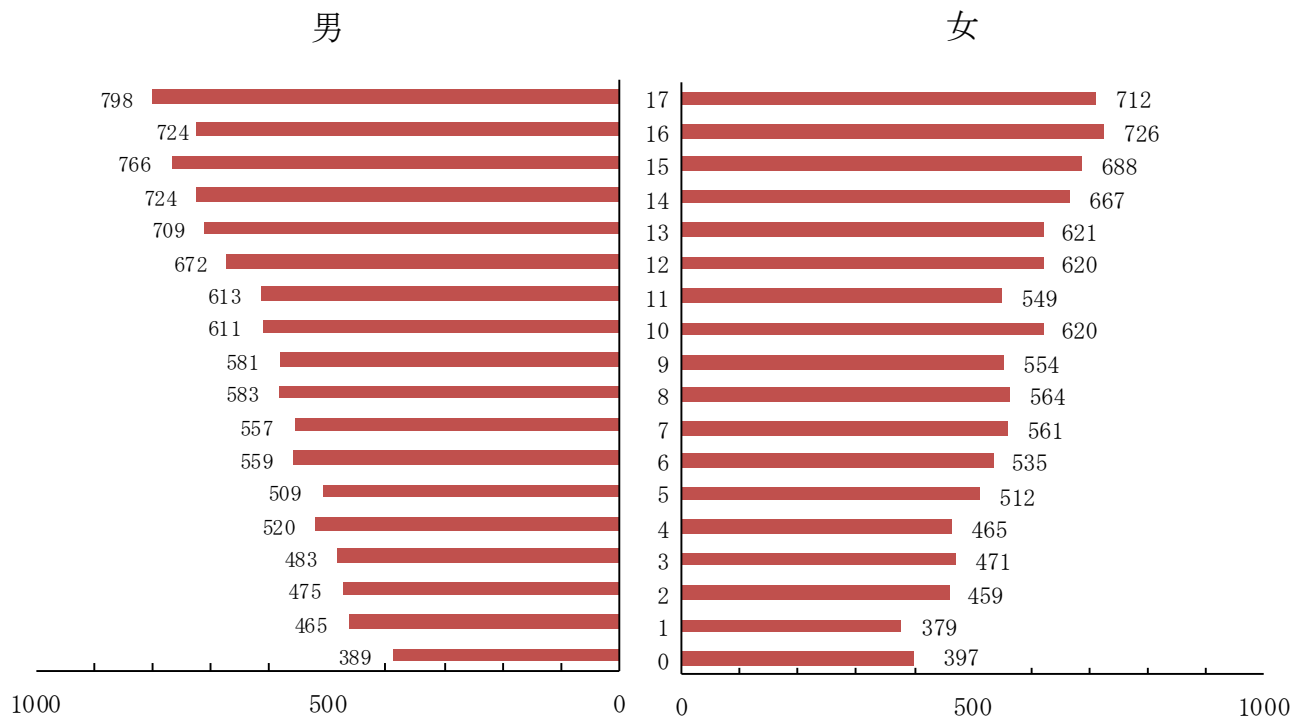
令和6年4月1日現在で153,656人となっており、このうち児童人口（0～17歳）は20,838人で全人口の13.6%を占めている。

これらの児童を児童福祉法の区分によってみると、乳児（1歳未満）786人、幼児（1～5歳）4,738人、少年（6～17歳）15,314人となっている。

なお、元年度から5か年間の出生数は下表のとおりである。（単位：人）

年 度	男	女	計
令和元年度	441	393	834
令和2年度	418	393	811
令和3年度	402	412	814
令和4年度	442	349	791
令和5年度	389	397	786

児童の年齢別人口(R6.4.1現在)



※人数及び割合については、市民課からの提供によるもの。

2. 保育の概要【子ども保育課】

(1) 要保育児童

令和6年4月1日現在、市内の就学前児童数(0～5歳)は5,524人で、このうち44.5%の2,461人が市内の保育所等に入所している。両親が共働きなどで保育ができず、かつ同居の親族等が保育できない児童。

就学前児童数と入所児童数の推移

(各年度4.1現在)

年 度	就学前児童数(人)	入所児童数(人)	入 所 率(%)
令和2年度	5,999	2,272	37.8
令和3年度	5,822	2,330	40.0
令和4年度	5,714	2,370	41.5
令和5年度	5,639	2,472	43.8
令和6年度	5,524	2,461	44.5

(2) 保育所数及び定員数の推移

令和6年4月1日現在、市内の保育所は公立9か所、私立11か所、幼保連携型認定こども園2か所、保育所型認定こども園2か所、小規模保育事業者1か所、事業所内保育所1か所で児童の定員は2,514人となっている。

保育所及び定員数の推移

(各年度4.1現在)

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保 育 所 数	24か所	25か所	26か所	26か所	26か所
定 員 数	2,400人	2,447人	2,520人	2,532人	2,514人

年齢別入所児童数

(R6.4.1現在)

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
児 童 数	128人	385人	474人	477人	503人	494人	2,461人
割 合	5.2%	15.6%	19.3%	19.4%	20.4%	20.1%	100.0%

保育所一覧

(単位：人、R6.4.1現在)

名 称	所 在 地	定員	区 分	開設年月日	電話番号
清 水 保育所	野田市清水 881 番地	130	指定管理	S27. 4. 25	7122-5050
花 輪 "	" 上花輪新町 14 番地	130	指定管理	S49. 4. 1	7122-1770
中 根 "	" 中根 30 番地の 1	200	公 立	S40. 4. 1	7122-5741
南 部 "	" 山崎 1214 番地	150	指定管理	S50. 4. 1	7124-2221
北 部 "	" 谷津 682 番地の 2	120	指定管理	S53. 4. 1	7125-4697
尾 崎 "	" 尾崎 1714 番地	130	指定管理	S51. 4. 1	7129-2009
福 田 "	" 木野崎 1648 番地の 6	120	公 立	S54. 4. 1	7138-0577
木 間 ケ 瀬 "	" 木間ケ瀬 3152 番地 1	100	指定管理	S57. 4. 1	7198-3825
乳 児 "	" 中野台 17 番地	60	公 立	S48. 4. 1	7124-2224
聖 華 保育園	" 上三ヶ尾 454 番地の 1	70	私 立	H16. 4. 1	7138-2775
コビープリスクールせきやど	" なみき二丁目 3 番地 3	70	私 立	H21. 4. 1	7136-2211
ア ス ク 七 光 台 "	" 谷津 367 番地	70	私 立	H21. 4. 1	7126-5221

名 称	所 在 地	定員	区 分	開設年月日	電話番号
ア ス ク 川 間 //	// 尾崎 853 番地の 1	70	私 立	H23. 4. 1	7127-1515
コビープリスクールさくらのさと //	// 桜の里一丁目 1 番地の 5	60	私 立	H24. 4. 1	7192-7671
す く す く //	// 山崎 1952 番地	90	私 立	H24. 4. 1	7126-5712
ア ス ク 古 布 内 //	// 古布内 1527 番地 13	90	私 立	H26. 4. 1	7196-5161
コビープリスクールあたご //	// 宮崎 101 番地の 1	150	私 立	H26. 11. 1	7199-3297
や ま ざ き 杜 の //	// 山崎 1134 番地の 1	54	私 立	H28. 4. 1	7126-5720
アートチャイルドケア野田東部みどり //	// 鶴奉 228 番地	110	私 立	R2. 10. 1	7122-0725
し み ず 空 と 杜 の //	// 清水公園東二丁目 2 番地の 1	60	私 立	R4. 4. 1	7128-7486
聖 華 未 来 の こ ど も 園 ※1	// 山崎 1778 番地の 1	120	私 立	H29. 4. 1	7125-2325
の だ の こ ど も 園 ※2	// 蕃昌 338 番地の 2	129	私 立	R1. 7. 1	7128-1213
やなぎさわ幼稚園・保育園 ※1	// 柳沢 83 番地	120	私 立	R2. 4. 1	7125-5630
コビープリスクールつつみの ※2	// つつみ野一丁目 10 番地の 1	72	私 立	R5. 4. 1	7121-0115
柳 沢 く く る 保 育 園	// 柳沢 85 番地の 1	19	小 規 模	R3. 4. 1	7179-5686
ひ ば り 保 育 園 ※3	// 横内 164 番地の 7	20	事 業 所	H27. 10. 1	7123-7635

※1 幼保連携型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。

※2 保育所型認定こども園であり、保育認定の定員を記載。

※3 事業所内保育所であり、地域枠の定員を記載。

(3) 保育所の運営

①運営費と負担割合の推移(各年度決算)

(単位：千円)

年度 区分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
管 理 運 営 費		3,289,573	3,360,632	3,856,352	4,011,625	4,162,155
財 源 内 訳	分担金及び負担金 (保育料)	341,222	193,176	202,354	208,125	213,894
		10.4%	5.7%	5.2%	5.2%	5.1%
	国 庫 負 担 金	494,956	653,883	634,632	907,407	1,166,559
		15.1%	19.5%	16.5%	22.6%	28.0%
	県 負 担 金	216,486	279,331	270,935	443,848	466,933
		6.6%	8.3%	7.0%	11.1%	11.2%
	そ の 他	285,119	154,319	178,220	187,029	45,629
		8.7%	4.6%	4.6%	4.7%	1.1%
	市 負 担 金	1,951,788	2,079,921	2,570,208	2,265,214	2,269,139
		59.4%	61.9%	66.6%	56.5%	54.5%

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 容 延 べ 人 員	27,372 人	28,041 人	29,451 人	30,206 人	30,203 人
児童1人当り運営費(年額)	1,442,163 円	1,438,165 円	1,571,296 円	1,593,707 円	1,653,672 円
〃 市負担分(年額)	855,672 円	890,091 円	1,047,248 円	899,906 円	903,916 円

②歳出額

(単位：千円)

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 件 費	563,077	504,823	510,364	520,443	515,578
食 糧 費	24,951	23,769	23,050	24,023	23,938
そ の 他	2,701,546	2,832,039	3,322,937	3,467,159	3,622,638
計	3,289,573	3,360,632	3,856,352	4,011,625	4,162,155

令和6年度の野田市の保育料

各月初日の在籍措置乳幼児の属する世帯の階層区分			徴収金額（月額）			
階層 区分	定 義		乳 児		1 歳児及び2 歳児	
			標 準	短時間	標 準	短時間
A	生活保護被保護者世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び児童福祉法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
B	A階層を	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
C1	除き当該	均等割のみ（所得割の額のない世帯）	7,600 円	7,500 円	7,100 円	7,000 円
C2	年 度 分	所得割の額が 10,500 円未満	8,600 円	8,500 円	8,100 円	8,000 円
C3	（4 月か	所得割の額が 10,500 円以上 27,000 円未満	9,900 円	9,700 円	9,200 円	9,100 円
C4	ら 8 月ま	所得割の額が 27,000 円以上 43,500 円未満	10,800 円	10,600 円	10,100 円	10,000 円
C5	でにあっては、前	所得割の額が 43,500 円以上 60,000 円未満	12,600 円	12,400 円	11,800 円	11,600 円
C6	年度分）	所得割の額が 60,000 円以上 78,500 円未満	15,200 円	15,000 円	14,200 円	14,000 円
C7	の市町村	所得割の額が 78,500 円以上 97,000 円未満	20,400 円	20,100 円	19,100 円	18,800 円
C8	民税の税	所得割の額が 97,000 円以上 121,000 円未満	26,900 円	26,500 円	25,200 円	24,800 円
C9	の区分が	所得割の額が 121,000 円以上 145,000 円未満	33,700 円	33,200 円	31,500 円	31,000 円
C10	次の区分	所得割の額が 145,000 円以上 169,000 円未満	41,600 円	40,900 円	38,900 円	38,300 円
	に該当する世帯					

各月初日の在籍措置乳幼児の属する世帯の階層区分			徴収金額（月額）			
階層区分	定 義		乳 児		1 歳児及び2 歳児	
			標 準	短時間	標 準	短時間
C11		所得割の額が 169,000 円以上 202,000 円未満	46,700 円	45,900 円	43,700 円	43,000 円
C12		所得割の額が 202,000 円以上 235,000 円未満	50,100 円	49,300 円	46,900 円	46,100 円
C13		所得割の額が 235,000 円以上 268,000 円未満	54,200 円	53,300 円	50,700 円	49,900 円
C14		所得割の額が 268,000 円以上 301,000 円未満	54,400 円	53,500 円	50,900 円	50,100 円
C15		所得割の額が 301,000 円以上 397,000 円未満	54,400 円	53,500 円	50,900 円	50,100 円
C16		所得割の額が 397,000 円以上	54,400 円	53,500 円	50,900 円	50,100 円

○小学校就学前児童が同一世帯に複数いて、保育所、幼稚園、認定こども園、特定支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設の通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び企業主導型保育事業を利用又は入所している場合、年齢の高い順に、2 人目が徴収金額の半額、3 人目以降が 0 円（無料）となる。

※2 人目の半額や 3 人目以降の 0 円（無料）の適用を受ける場合は、保育所や認定こども園に入所している場合を除き入所や利用している施設の在園証明書等の提出が必要。

○所得割の額が 57,700 円未満の世帯が、2 人以上の特定被監護者等がいる世帯である場合には、最年長の者から数えて第 2 子の支給認定子どもに係る保育料の額は、表に規定する保育料の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第 3 子以降の支給認定子どもに係る保育料の額は、0 円とする。

○所得割の額が 77,101 円未満のひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等である場合には、当該支給認定子どもに係る保育料の額は、下表の額となり、特定被監護者等が 2 人以上いる場合には、第 1 子以外の支給認定子どもに係る保育料の額は、0 円とする。

徴収金額（月額）			
乳 児		1 歳児及び2 歳児	
標 準	短時間	標 準	短時間
1,800 円	1,700 円	1,700 円	1,600 円

○午後 6 時を超えての時間外保育を申請され、上の表の階層区分の C1～C16 階層に該当する場合は、月額 1 時間 1,500 円（2 人目 750 円、3 人目以降は 0 円（無料））が加算される。

(4) 保育対策

①障がい児保育

昭和 48 年度から実施しており、令和 6 年 4 月 1 日現在では 85 人の障がい児（野田市が認める障がい児であり、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。）を保育している。

障がい児保育の状況

区 分	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
入所児童数	0 人	11 人	5 人	45 人	24 人	85 人

②時間外保育

子ども・子育て支援法及び児童福祉法第24条第3項、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定に基づき公立保育所へ入所した児童のうち、通勤時間等の関係から午後6時以降の時間外保育を次のとおり利用している。

〈保育時間〉 中根保育所、福田保育所、乳児保育所、聖華未来のこども園、のだのこども園、やなぎさわ幼稚園・保育園、柳沢くるる保育園は午後7時まで。清水保育所、花輪保育所、尾崎保育所、北部保育所、木間ヶ瀬保育所、聖華保育園、コビープリスクールせきやど保育園、アスク七光台保育園、アスク川間保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園、すくすく保育園、アスク古布内保育園、コビープリスクールあたご保育園、やまざき杜の保育園、ひばり保育園、アートチャイルドケア野田東部みどり保育園、コビープリスクールつつみのは午後8時まで。しみず空と杜の保育園は午後9時まで。南部保育所は午後10時まで。

(R6.4.1現在)

年齢	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
利用者数	34人	28人	52人	114人

3. 学童保育所【児童家庭課】

両親の就労によって、学校から帰宅しても家庭が留守となる児童の安全な生活の場の確保を図るとともに集団生活の中で個々の児童の健全な育成を行う。

(1) 学童保育所一覧

(R6. 4. 1 現在)

名 称	所 在 地	定 員	区 分	電 話
野 田 学 童 保 育 所	野田 535 番地の 2(中央小学校敷地内)	95 人	直営	7122-6377
野田第二学童保育所	野田 611 番地(中央小学校内)	111 人	委託	7123-2752
柳 沢 学 童 保 育 所	柳沢 139 番地(柳沢小学校内)	76 人	直営	7122-1361
清 水 学 童 保 育 所	清水 773 番地(清水台小学校敷地内)	45 人	直営	7125-1672
清水第二学童保育所	清水 773 番地(清水台小学校内)	96 人	委託	7123-4780
南 部 学 童 保 育 所	山崎 1736 番地(うめさと子ども館に併設)	38 人	委託	7123-3144
南部第二学童保育所	山崎 1249 番地の 25(西大和田公園南西側)	40 人	委託	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎 1249 番地の 40(西大和田公園南西側)	40 人	委託	7126-5716
東 部 学 童 保 育 所	鶴奉 269 番地の 1(補修事務所北側)	45 人	直営	7122-2416
川 間 学 童 保 育 所	中里 934 番地(川間小学校内)	40 人	直営	7129-5687
福 田 学 童 保 育 所	木野崎 1654 番地の 39(福田保育所北側)	45 人	直営	7138-2372
岩 木 学 童 保 育 所	岩名二丁目 10 番地の 17(岩木小学校西側)	54 人	直営	7129-7503
岩木第二学童保育所	岩名二丁目 12 番地の 1(岩木小学校内)	116 人	委託	7127-2173
宮 崎 学 童 保 育 所	宮崎 62 番地の 5(宮崎小学校北側)	45 人	直営	7124-9105
宮崎第二学童保育所	宮崎 55 番地(宮崎小学校敷地内)	47 人	委託	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎 55 番地(宮崎小学校内)	39 人	委託	7123-3161
山 崎 学 童 保 育 所	山崎 2742 番地の 5(山崎子ども館に併設)	41 人	直営	7121-4030
山崎第二学童保育所	山崎 2733 番地(山崎小学校内)	38 人	委託	7125-2563
七 光 台 学 童 保 育 所	七光台 20 番地の 1(七光台小学校内)	58 人	委託	7128-1330
尾 崎 学 童 保 育 所	尾崎 1415 番地(尾崎小学校内)	76 人	委託	7127-1761
二ツ塚学童保育所	二ツ塚 488 番地(二ツ塚小学校南側)	49 人	直営	7123-1717
北 部 学 童 保 育 所	谷津 22 番地の 1(北部小学校北側)	106 人	委託	7125-5334
みずき学童保育所	みずき三丁目 2 番地の 3(みずき小学校敷地内)	105 人	委託	7125-4451
三ヶ尾学童保育所	西三ヶ尾 988 番地(福田第二小学校敷地内)	46 人	委託	7138-1213
木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬 3640 番地(木間ヶ瀬小学校内)	38 人	直営	7198-7271
二 川 学 童 保 育 所	桐ヶ作 464 番地(二川小学校内)	79 人	委託	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花 234 番地 1(関宿中央小学校内)	80 人	直営	7198-8270
関 宿 学 童 保 育 所	関宿台町 171 番地(関宿小学校内)	40 人	委託	7196-5535

(2) 児童数等

(R6. 4. 1 現在)

施設名	野田	野田第二	柳沢	清水	清水第二	南部	南部第二	南部第三	東部	川間	福田	岩木	岩木第二	宮崎	宮崎第二
定員	95 人	111 人	76 人	45 人	96 人	38 人	40 人	40 人	45 人	40 人	45 人	54 人	116 人	45 人	47 人
入所人数	44	113	126	59	129	65	49	49	47	32	1	36	124	14	46
指導員数	2	4	4	2	6	4	2	2	2	2	2	2	4	2	2
保育開始年月	S40. 12	H22. 11	S52. 1	S53. 4	H22. 10	S53. 4	H20. 4	H23. 4	S55. 4	S55. 4	S55. 4	S56. 9	H22. 10	S53. 4	H23. 4

施設名	宮崎第三	山崎	山崎第二	七光台	尾崎	二ツ塚	北部	みずき	三ヶ尾	木間ヶ瀬	二川	関宿中央	関宿	計
定員	39 人	41 人	38 人	58 人	76 人	49 人	106 人	105 人	46 人	38 人	79 人	80 人	40 人	1,728 人
入所人数	43	54	41	63	64	51	70	157	32	23	81	62	17	1,692
指導員数	2	2	2	4	4	2	4	6	2	2	4	4	2	82
保育開始年月	H30. 1	S60. 4	H22. 11	H22. 10	S61. 4	H5. 4	H13. 4	H13. 7	H14. 4	H9. 4	H12. 10	H13. 4	H17. 7	—

※指導員数に関しては、この他に、入所人数や障がい児童の状況に応じて、加配を行なっている。

(3) 保育料推移

昭和 54 年度月額 3,600 円

〃

昭和 58 年度月額 5,000 円

〃

昭和 60 年度月額 5,600 円

〃

昭和 62 年度月額 6,400 円

〃

平成元年度月額 7,600 円

〃

平成 3 年度月額 9,600 円

〃

(R6. 4. 1 現在)

減 免 区 分			区 分		保 育 料
第一子	A	・生活保護受給世帯 ・市町村民税非課税世帯	円 0	人 116	円 0
	B	・市町村民税均等割のみ課税世帯	3,800	42	159,600
	C	・市町村民税所得割額 14,200 円未満の世帯	7,600	17	129,200
	D	・その他の世帯	9,600	1,189	11,414,400
第二子以降	A [〃]	・生活保護受給世帯 ・市町村民税非課税世帯	0	26	0
	B [〃]	・市町村民税均等割のみ課税世帯	3,000	7	21,000
	C [〃]	・市町村民税所得割額 14,200 円未満の世帯	6,000	4	24,000
	D [〃]	・その他の世帯	7,600	211	1,603,600

(4) 運営費の状況

①入所児童数

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	34 件	32 件	32 件	32 件	32 件
入所児童定員	1,545 人	1,775 人	1,775 人	1,775 人	1,775 人
年間入所児童数(延べ)	18,745 人	18,042 人	17,453 人	17,572 人	18,389 人

②運営費と負担割合の推移(各年度決算)

(単位：円)

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理運営費	359,848,057	350,751,763	366,298,801	387,952,700	445,826,387
財源内訳	負担金(保育料)	148,285,200	119,073,700	132,464,700	143,140,200
		41.2%	33.9%	36.2%	36.9%
	放課後児童健全育成事業補助金	177,949,000	179,823,000	171,907,400	170,794,000
		49.5%	51.3%	46.9%	44.0%
	市負担金	33,613,857	51,855,063	61,926,701	80,084,500
		9.3%	14.8%	16.9%	19.1%

③学童1人あたりの運営費

(単位：円)

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理運営費	月額	19,197	19,441	20,988	22,078
	年額	230,364	233,292	251,856	264,936
市負担分	月額	1,793	2,874	3,548	4,558
	年額	21,519	34,488	42,576	54,696

④歳出額内訳

(単位：円)

区分 \ 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
人 件 費	90,491,284	92,246,852	94,501,821	97,428,762	104,431,492
食 糧 費	7,217,183	6,899,013	7,624,932	8,064,828	7,847,740
そ の 他	262,139,590	251,605,898	264,172,048	282,459,110	333,547,155
計	359,848,057	350,751,763	366,298,801	387,952,700	445,826,387

4. 児童館【児童家庭課】

地域の子どもたちに健全で楽しい遊びを提供し、心身ともに健康に育つように、専門の指導員が、援助・指導を行う集会室、遊戯室、図書室、体育室等を設けた健全育成施設である。

市立児童館一覧

名称	延べ面積	所在地	電話
中央子ども館※	199.26 m ²	野田市鶴奉５番地の１	080-6929-3991
うめさと子ども館	315.98 m ²	野田市山崎 1736 番地	7124-9106
谷吉子ども館	302.75 m ²	野田市谷津 1148 番地の３	7127-0117
山崎子ども館	402.27 m ²	野田市山崎 2742 番地の５	7124-6739
七光台子ども館	399.80 m ²	野田市七光台 126 番地の２	7127-2166
関宿子ども館	155.30 m ²	野田市木間ヶ瀬 620 番地	7198-3456
児童センター	1,152.39 m ²	野田市清水 1122 番地の１	7189-7961

※中央子ども館は、床下の地盤陥没や施設老朽化に伴い解体工事を実施し、利用者の使用を中止したため、当面の代替措置として、中央公民館児童室等で子ども館事業を実施。

令和５年度児童館利用状況

(単位：人)

児童館名	幼 児	小 低	小 高	中学生	高校生	その他	合 計
中央子ども館	2,437	328	503	14	14	2,051	5,347
うめさと子ども館	1,911	2,199	2,808	319	17	1,753	9,007
谷吉子ども館	1,297	747	4,154	1,801	324	1,784	10,107
山崎子ども館	1,210	2,908	2,488	852	51	1,307	8,816
七光台子ども館	2,293	1,889	2,591	1,598	303	2,235	10,909
関宿子ども館	1,135	2,276	2,253	812	105	1,510	8,091
児童センター	39,527	9,693	11,690	7,519	1,465	40,323	110,217
合 計	49,810	20,040	26,487	12,915	2,279	50,963	162,494

5. 家庭児童相談室【子ども家庭総合支援課】

家庭における児童の健全な育成のため児童の養育に関する問題について、相談に応ずるとともに、適切な指導と助言を与えるため、家庭児童相談室を子ども家庭総合支援課内に設置している。

令和5年度の相談受付件数は1,011件で、このうち虐待に関するものが424件と、全体の41.9%を占めている。

なお、児童福祉法により、市が児童虐待の通告先と明記され第一義的機関として位置付けられている。

◆家庭児童相談室制度は児童福祉法に基づき、厚生省事務次官通知（家庭児童相談室の設置運営について）により発足（昭和39.4.22）。野田市家庭児童相談室は、昭和44年5月に開設。

(1) 事項別相談受付件数 (単位：件)

相談種類 年度	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
R3	487	160	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	5	0	8	0	663
R4	472	209	4	0	2	7	0	4	12	0	0	53	20	2	142	0	927
R5	424	249	6	0	0	10	0	0	5	3	0	91	42	3	178	0	1,011

(2) 虐待相談受付件数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 身体的虐待	175 件	167 件	167 件
2. 性的虐待	7 件	7 件	3 件
3. ネグレクト	92 件	82 件	57 件
4. 心理的虐待	213 件	216 件	197 件
合 計	487 件	472 件	424 件

6. 児童福祉施設【子ども家庭総合支援課】

①助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設。

②母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

入所状況

(令和5年4月～令和6年3月)

種 別	名 称	所在地	入通所の別	人数
助 産 施 設	松戸市立総合医療センター	松 戸 市	入 所	1 人
	春日部市立医療センター	春 日 部 市	入 所	1 人
母子生活支援施設	母子生活支援施設 むつみ荘	戸 田 市	入 所	2 人 (1 世 帯)

7. 野田市ことば相談室【保健センター】

野田市に住む就学前幼児のことばの相談に応じ、適切な指導、訓練を行っている。

年度別利用状況

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 延 べ 人 数 (実 人 数)	野 田	912 人	870 人 (74 人)	559 人 (41 人)
	関 宿	432 人	467 人 (43 人)	239 人 (21 人)
	合 計	1,344 人	1,337 人 (117 人)	798 人 (62 人)

8. 子ども医療費の助成【児童家庭課】

中学校3年生までの子どもの通院、調剤、入院にかかる保険診療の一部又は全部を助成し、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図った。

年度	内 容	件 数	支 払 額
令和5年度	現物給付	266,599 件	571,893,958 円
	償 還 分	2,522 件	33,239,767 円
	合 計	269,121 件	605,133,725 円

9. 児童手当【児童家庭課】

児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している父母等に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的に、児童手当を支給した。

区 分		支給月額	延べ受給児童数	支給総額
0～3 歳未満	被用者	15,000 円	22,124 人	331,860,000 円
	非被用者		4,946 人	74,190,000 円
3 歳以上小学校修了前	第1子、第2子	10,000 円	94,561 人	945,610,000 円
	第3子以降	15,000 円	16,558 人	248,370,000 円
中学生		10,000 円	43,136 人	431,360,000 円
所得制限該当世帯 (特例給付)		5,000 円	7,078 人	35,390,000 円
合 計			188,403 人	2,066,780,000 円

10. 育児支援家庭訪問事業【子ども家庭総合支援課】

子育てしやすい環境を目指し、社会福祉法人野田市社会福祉協議会への委託により出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている親などに、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育て支援の促進を図った。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者	4 人	7 人	25 人
利 用 日 数	60 日	89 日	383 日
利 用 時 間	117.0 時間	217.5 時間	805.0 時間

11. ファミリー・サポート・センター【児童家庭課】

仕事と育児の両立支援を行うことを目的に、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（提供会員）からなる会員組織として運営している。

(1) 会員数

区 分	令和4年度	令和5年度
利 用 会 員	1,150 人	1,301 人
提 供 会 員	132 人	135 人
両 方 会 員	37 人	36 人
計	1,319 人	1,472 人

(2) 延べ利用件数

(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

内 容	件数	内 容	件数
保育所・幼稚園の登園前の援助及び送り	226 件	保護者等の病気、その他急用の場合の援助	148 件
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助	373 件	保護者等の買い物等外出の場合の援助	70 件
学校の放課後の援助	26 件	学校の迎え	188 件
学童保育所等への送りと援助	83 件	習い事の送迎	1,273 件
学校への送り	501 件	家族等の通院等の場合の援助	0 件
学童保育所の迎え及び帰宅後の援助	96 件	保護者等の冠婚葬祭、他の子供の学校行事	0 件
保育所・学校等休み時の援助	127 件	子どもの病気時の援助	0 件
保護者等の短時間・臨時的就労の援助	129 件	保育所等施設入所前の援助	0 件
保護者等の求職活動中の援助	0 件		
合 計			3,240 件

12. ファミリー・サポート・センター利用料の助成【児童家庭課】

野田市ファミリー・サポート・センターの利用者のうち、助成対象となる生活保護世帯と市民税非課税世帯及びひとり親家庭世帯に利用料の一部を助成し、利用者の経済的負担の軽減を図った。

(1) 助成者数

区 分	令和4年度	令和5年度
助 成 登 録 者 数	23 人	16 人
延 べ 利 用 者 数	30 人	17 人

13. 児童虐待防止推進月間事業【子ども家庭総合支援課】

(1) 「わたしの願う家族・家庭」ポスター展を開催

児童虐待防止啓発の一環として「わたしの願う家族・家庭」をテーマに、市内の小中学生よりポスターを募集し、市役所ふれあいギャラリー及びいちいのホールに展示した。

また、優秀賞には、賞状・賞状筒と賞品を、それ以外の作品には参加賞を贈呈した。

区 分	内 容
応募作品	小学生 326点 中学生 2点 (合計) 328点
展示作品	小学生 44点 中学生 1点 (合計) 45点
優秀賞	小学生 4点 中学生 1点 (合計) 5点
展示期間	令和5年11月8日～14日 いちいのホール 令和5年11月15日～21日 ふれあいギャラリー

(2) 児童虐待防止のための啓発活動

趣旨に賛同いただいた市内タクシー事業所の車両に、児童虐待防止に関するマグネットシート等を装着し、地域全体の児童虐待防止意識の向上を図った。

(令和5年11月1日～令和5年11月30日)

区 分	装着数	啓 発 方 法
バスマスク	13枚	まめバスに装着
懸垂幕	2枚	市役所及びいちいのホールの懸垂塔に掲出
啓 発 幕	9枚	市内公設保育所(9か所)敷地内に掲出
マグネットシート	40枚	市内タクシー事業所の車両

14. 子育て短期支援事業【子ども家庭総合支援課】

保護者が、入院などにより一時的に在宅による子どもの養育ができない場合や、育児疲れなどにより子育てに不安を抱いた保護者への支援など要保護児童対策等の一環として、児童養護施設で一時的に子どもを預かることでセーフティネットの役割を果たした。

(令和5年4月～令和6年3月)

利用人数	延べ利用日数	内訳
14 16人	346日	育児疲れ等 8人、疾病3人、出張1人 その他(リフレッシュ、就職活動、調停等) 3 4人

第2節 母子家庭等の福祉

第2節 母子家庭等の福祉

1. 母子福祉【児童家庭課】

令和6年4月1日現在、市内の母子家庭は1,312世帯で市内全世帯数（72,456世帯）の1.81%となっている。母子家庭になった原因をみると、死別によるもの86世帯(6.5%)、離婚等によるもの1,021世帯(77.8%)である。

母子家庭の原因別内訳

(単位：世帯、各年4.1現在)

区分 年	母子家庭数	死 別	離 婚	遺 棄	未 婚	そ の 他
令和2年	1,448	67	1,216	11	143	11
	100.0%	4.6%	84.0%	0.8%	9.9%	0.8%
令和3年	1,395	72	1,109	6	171	37
	100.0%	5.2%	79.5%	0.4%	12.3%	2.7%
令和4年	1,392	84	1,094	6	171	37
	100.0%	6.0%	78.6%	0.4%	12.3%	2.7%
令和5年	1,342	90	1,038	7	166	41
	100.0%	6.7%	77.3%	0.5%	12.4%	3.1%
令和6年	1,312	86	1,021	6	168	31
	100.0%	6.5%	77.8%	0.5%	12.8%	2.4%

2. 父子福祉【児童家庭課】

令和6年4月1日現在、市内の父子家庭は97世帯で父子家庭比率は0.13%となっている。父子家庭になった原因をみると、死別によるもの11世帯（11.3%）、離婚等によるもの84世帯（86.6%）である。

父子家庭の原因別内訳

(単位：世帯、各年4.1現在)

区分 年	父子家庭数	死 別	離 婚	遺 棄	未 婚	そ の 他
令和2年	132	18	108	1	2	3
	100.0%	14%	81.8%	0.8%	2%	2%
令和3年	118	15	98	0	0	5
	100.0%	13%	83.1%	0%	0%	4%
令和4年	115	16	95	0	0	4
	100.0%	13.9%	82.6%	0%	0%	3.5%
令和5年	104	16	84	0	0	4
	100.0%	15.4%	80.8%	0%	0%	3.8%
令和6年	97	11	84	0	0	2
	100.0%	11.3%	86.6%	0%	0%	2.1%

3. 児童扶養手当【児童家庭課】

離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図った。

(1) 事由別内訳

受給事由	離別	死別	未婚	障がい	遺棄その他	計
受給者数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	875 人	16 人	133 人	2 人	40 人	1,066 人

(2) 支給区分内訳

区 分	受給者数	全部支給停止者
全 部 支 給 者	559 人	278 人
一部支給停止者	507 人	
計	1,066 人	

(3) 児童数別内訳

受給対象児童数別内訳						
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	計
645 人	309 人	92 人	19 人	1 人	0 人	1,066 人

(4) 支給月額

区 分	第1子	第2子	第3子以降
全 部 支 給 者	(基本額) 令和5年3月まで43,070円 4月から44,140円	(加算額) 令和5年3月まで10,170円 4月から10,420円	(加算額) 令和5年3月まで6,100円 4月から6,250円
一部支給停止者	所得額に応じて令和5年3月まで10,160円から43,060円まで10円きざみの額 4月以降10,410円から44,130円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和5年3月まで5,090円から10,160円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて5,210円から10,410円まで10円きざみの額	所得額に応じて令和5年3月まで3,050円から6,090円まで10円きざみの額 4月以降は、所得額に応じて3,130円から6,240円まで10円きざみの額

(5) 延べ受給者数、支給総額

区 分	延べ受給者数	支給総額
全 部 支 給 者	7,046 人	310,138,010 円
一 部 支 給 停 止 者	6,475 人	183,643,590 円
第 2 子 加 算	5,324 人	50,741,800 円
第 3 子 以 降 加 算	1,785 人	10,482,480 円
合 計		556,252,550 円

※ 児童扶養手当法第13条の3に基づく就業意欲がみられないことによる一部支給停止者 56 人

4. ひとり親家庭等医療費の助成【児童家庭課】

ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感の軽減を図るため、ひとり親家庭の母、父又は養育者及びその子が医療等の給付を受けた場合に保険診療にかかる自己負担分の一部又は全部を助成した。

年度	内 容	件 数	支 払 額
令和5年度	現物給付	20,100 件	61,343,315 円
	償 還 分	351 件	4,415,599 円
	合 計	20,451 件	65,758,914 円

5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため貸付を行っている。(修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金については父母のいない児童も対象になる。)

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容

(R6.4.1 現在)

貸付の種類		貸付対象	貸付金額の限度			据置期間	償還期間	利率	償還方法	
事業開始資金		母・父	(個人)	3,470,000 円		1 年	7 年以内	年 1.0%又は無利子	元利均等払い（年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか）	
事業継続資金		母・父	(団体)	5,220,000 円		6 か月	7 年以内			
修学資金		児童	別表のとおり			卒業後 6 か月	別表のとおり	無利子		
技能習得資金		母・父	(5 年間限度)	月額	68,000 円	卒業後 1 年	20 年以内	年 1.0%又は無利子		
			特別 12 月相当額	816,000 円						
				自動車免許	460,000 円					
修業資金		児童	(5 年間限度)	月額	68,000 円	卒業後 1 年	20 年以内	無利子		
				自動車免許	460,000 円					
就職支度資金		母・父・児童	105,000 円 (通勤用自動車購入費用を含む場合) (340,000 円)			1 年	6 年以内	(母・父)1.0%又は無利子 (子)無利子		
医療介護資金	医療	母・父・児童	340,000 円 (所得税非課税家庭等) (480,000 円)			治療・介護後 6 か月	5 年以内	年 1.0%又は無利子		
	介護	母・父	500,000 円							
生活資金		技能習得中の母・父	月額 141,000 円			卒業後 6 か月	20 年以内	年 1.0%又は無利子		
		医療を受けている母・父	月額 108,000 円 (生活中心者でない場合等) (70,000 円)			治療・介護後 6 か月	5 年以内			
		介護保険法に規定する保険給付サービスを受けている母・父	※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のものへの貸付期間は6か月(3か月更新で2年まで)とし、貸付金額は2,592,000円を限度とする。						6 か月 ※1	8 年以内
		母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のもの ※3	また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12月相当1,296,000円を限度とする一括貸付可。			6 か月 ※2	5 年以内			
		失業している母・父	※なお、失業中の母又は父への貸付期間は1か月(1か月更新で離職した日の翌日から1年まで)							
住宅資金		母・父	補修、保全等、通常の場合 1,500,000 円 新規取得・災害特別等 2,000,000 円			6 か月	6 年以内 7 年以内	年 1.0%又は無利子		
転宅資金		母・父	260,000 円			6 か月	3 年以内			
就学支度資金		児童	小学校 ※所得税非課税世帯のみ対象			64,300 円	入学後 6 か月	1 年以内	無利子	
			中学校、中等教育学校（前期課程） ※所得税非課税世帯のみ対象			81,000 円				
			高等学校 高等専門学校		国公立	自 宅 150,000 円 160,000 円	卒業後 6 か月	同時貸付の修学・修業資金と同じ期間		
			専修学校(高等・一般)		私立	自 宅 410,000 円 420,000 円				
			中等教育学校(後期課程)			自 宅 410,000 円 420,000 円				
			大学 短期大学		国公立	自 宅 410,000 円 420,000 円				
			専修学校(専門課程)		私立	自 宅 580,000 円 590,000 円				
			大学院		国公立	380,000 円				
					私立	590,000 円				
			修業施設	中学校卒業後入学する場合		自 宅 150,000 円 160,000 円		5 年以内		
高等学校卒業後入学する場合		自 宅 272,000 円 282,000 円								
結婚資金		児童	320,000 円			6 か月	5 年以内	年 1.0%又は無利子		

*1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで

*2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで(ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで)

*3 月額4万円、合計96万円を超えない範囲を無利子とする。ただし、養育費の取得に係る裁判等に要する費用の貸付けにおいては、48万円を限度として無利子とする。

別表 1

修学資金貸付限度額(月額)一覧表 (年収目安 900 万円以下)

(単位：円、R6.4.1 現在)

学校等種別 \ 学年別			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	償還期間 ＊
高等学校 専修学校 (高等課程) 中等教育学校 (後期課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	78,000	78,000				
	私 立	自宅通学	89,000	89,000				借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	126,500	126,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私 立	自宅通学	93,500	93,500				借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	131,000	131,000				
大 学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私 立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				大学に 準拠
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般課程)			54,000	54,000				5 年

＊ ただし、据置期間経過後 20 年以内を限度

別表 2

修学資金貸付限度額(月額)一覧表 (年収目安 900 万円を超える場合)

(単位：円、R6. 4. 1 現在)

学校等種別			学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	償還期間 ＊
高等学校 専修学校 (高等課程) 中等教育学校 (後期課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000				借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500				
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000				借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500				
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500		借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500		
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000		借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500		
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500					借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	77,500	77,500					
	私 立	自宅通学	84,500	84,500					借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	108,500	108,500					
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500					借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	86,500	86,500					
	私 立	自宅通学	86,500	86,500					借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	110,500	110,500					
大 学	国公立	自宅通学	69,500	69,500	69,500	69,500			借りた 期間の 3 倍
		自宅外通学	92,500	92,500	92,500	92,500			
	私 立	自宅通学	95,000	95,000	95,000	95,000			借りた 期間の 4 倍
		自宅外通学	121,000	121,000	121,000	121,000			
大学院	修士課程		132,000	132,000					大学に 準拠
	博士課程		183,000	183,000	183,000				
専修学校 (一般課程)			51,000	51,000					5 年

＊ ただし、据置期間経過後 20 年以内を限度

6. 母子・父子自立支援員・婦人相談員【児童家庭課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供や指導相談等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、自立の促進を図った。

(1) 相談件数

(単位：件)

年度 相談事項		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活一般	住 宅	5	9	6	4	10
	医 療	8	12	18	1	9
	家 庭 紛 争	4	3	3	0	2
	就 職	432	336	441	436	376
	結 婚	1	1	0	0	0
	そ の 他	101	82	87	52	76
児 童	養 育	35	29	22	12	6
	教 育	6	5	11	2	3
	就 職	1	1	1	1	1
	そ の 他	22	18	9	6	20
生活援助	母子・父子福祉資金	66	75	68	43	40
	寡婦福祉資金	0	0	0	0	0
	公 的 年 金	2	1	2	1	0
	児童扶養手当	189	195	205	110	174
	生 活 保 護	1	13	5	1	4
	税	3	1	1	0	0
	そ の 他	20	28	25	37	15
そ の 他		0	0	0	0	3
合 計		896	809	904	706	739

(2) 訪問件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	249 件	257 件	271 件	215 件	219 件

(3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の母子家庭及び父子家庭の実情やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、就業に結び付くまで継続的に就労相談を実施した。

年度	プログラム策定人数（人）	就業実績（人）
令和元年度	21	正規雇用 7、非正規雇用 12
令和2年度	14	正規雇用 4、非正規雇用 10
令和3年度	21	正規雇用 11、非正規雇用 8
令和4年度	19	正規雇用 6、非正規雇用 12
令和5年度	15	正規雇用 4、非正規雇用 10

(4) ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動

平成 28 年 7 月からひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する野田市雇用促進奨励金制度の啓発活動を開始し、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行った。(原則毎月 1 回訪問)

区 分	内 容
啓発活動の訪問事業所数	36 社

7. 養育者支援手当【児童家庭課】

父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育し、公的年金を受給している養育者(祖父母等)に対して支給し、養育者の経済的、精神的負担の軽減と児童の福祉の増進を図った。

(1) 事由別内訳

受給事由	離 別	死 別	未 婚	障がい	遺棄その他	計
受 給 者 数 (全部支給・一部支給停止者のみ)	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	2 人

(2) 支給区分内訳

区 分	受給者数	全部支給停止者
全 部 支 給 者	2 人	0 人
一部支給停止者	0 人	
計	2 人	

(3) 児童数別内訳

受給対象児童数別内訳					
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	計
2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人

(4) 支給月額

区 分	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
全 部 支 給 者	(基本額) 令和 5 年 3 月まで 43,070 円 4 月から 44,140 円	(加算額) 令和 5 年 3 月まで 10,170 円 4 月から 10,420 円	(加算額) 令和 5 年 3 月まで 6,100 円 4 月から 6,250 円
一部支給停止者	所得額に応じて令和 5 年 3 月まで 10,160 円から 43,060 円まで 10 円きざみの額 4 月以降 10,410 円から 44,130 円まで 10 円きざみの額	所得額に応じて令和 5 年 3 月まで 5,090 円から 10,160 円まで 10 円きざみの額 4 月以降は、所得額に応じて 5,210 円から 10,410 円まで 10 円きざみの額	所得額に応じて令和 5 年 3 月まで 3,050 円から 6,090 円まで 10 円きざみの額 4 月以降は、所得額に応じて 3,130 円から 6,240 円まで 10 円きざみの額

(5) 延べ受給者数、支給総額

区 分	延べ受給者数	支給総額
全 部 支 給 者	34 人	1,495,410 円
一 部 支 給 停 止 者	0 人	0 円
第 2 子 加 算	0 人	0 円
第 3 子 以 降 加 算	0 人	0 円
合 計		1,495,410 円

8. ひとり親家庭等日常生活支援事業【児童家庭課】

母子家庭及び父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学や病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行い生活の安定を図った。

年度	子育て支援	生活援助
令和元年度	2 人 (延べ 33 日、191 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	2 人 (延べ 14 日、22 時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 1 人 (延べ 2 日、10 時間)
令和2年度	2 人 (延べ 19 日、116 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	0 人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
令和3年度	1 人 (延べ 4 日、44 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	0 人 (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
令和4年度	7 人 (延べ 49 日、303 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	1 人 (延べ 8 日、89 時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人
令和5年度	3 人 (延べ 29 日、170 時間) (※うち事業拡充にかかる子育て支援) 0 人	1 人 (延べ 4 日、19 時間) (※うち事業拡充にかかる生活援助) 0 人

9. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるために受講した教育訓練講座を修了した場合に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金(受講料の 60%)を支給し、資格の取得を促進した。

年度	講座指定者数	支給人数 (講座修了)
令和元年度	6 人	3 人
令和2年度	2 人	1 人
令和3年度	7 人	2 人
令和4年度	3 人	2 人
令和5年度	4 人	1 人

10. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金【児童家庭課】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の国家資格取得のため、1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に修業を開始する場合には6月以上）養成機関で修学する場合に一定期間「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」（市町村民税非課税世帯月額100,000円、市町村民税課税世帯月額70,500円、修学期間の最後の12月については40,000円増額）を支給するとともに、「母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金」（市町村民税非課税世帯50,000円、市町村民税課税世帯25,000円）を修了後に支給することで、生活の負担の軽減を図り資格取得を支援した。

年度	支給人数（人）	内 容
令和元年度	15人	看護師4、准看護師4、保育士2、教諭1、歯科衛生士1、理容師1、美容師1、社会福祉士1
令和2年度	14人	看護師4、准看護師2、社会福祉士2、美容師2、保育士1、歯科衛生士1、理容師1、精神保健福祉士1
令和3年度	16人	看護師6、社会福祉士2、美容師2、歯科衛生士1、理容師2、精神保健福祉士1、介護福祉士2
令和4年度	16人	看護師6、社会福祉士3、美容師2、保育士1、理容師1、中学校教諭1、介護福祉士2
令和5年度	17人	看護師6、社会福祉士3、美容師1、保育士2、理容師2、中学校教諭1、介護福祉士1、図書館司書1

11. ひとり親家庭情報交換事業【児童家庭課】

野田市母子寡婦福祉会に事業を委託し、ひとり親家庭の方が交流やイベントを通じてお互いに悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設け、精神的負担の軽減に努めた。

年度	内 容	参加人数（人）
令和元年度	親子料理教室6回、押し花作り2回、サンドブラスト1回	138
令和2年度	フラワープレッサー1回	11
令和3年度	サンドブラスト2回	18
令和4年度	サンドブラスト2回、フラワープレッサー1回	23
令和5年度	親子料理教室5回、サンドブラスト2回	55

12. 母子家庭等就業自立支援事業【児童家庭課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業に結び付く技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を、野田地域職業訓練センターに委託して年3回実施し、自立の促進を図った。

コース区分	受講者	資格取得者
5月開講コース（パソコン講習会）	8人	ワード5人、エクセル4人
9月開講コース（日商簿記3級講習会）	6人	0人
12月開講コース（医療事務講習会）	2人	2人

13. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【児童家庭課】

高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座の受講に係る費用の一部（受講開始時給付金は対象経費の40%、受講修了時給付金は対象経費の10%、合格時給付金は対象経費の10%）を補助することにより、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与した。

年度	区分	支給人数
令和元年度	受講修了時給付金	1人
	合格時給付金	0人
令和2年度	受講修了時給付金	0人
	合格時給付金	1人
令和3年度	受講修了時給付金	1人
	合格時給付金	0人
令和4年度	受講開始時給付金	0人
	受講修了時給付金	0人
	合格時給付金	0人
令和5年度	受講開始時給付金	0人
	受講修了時給付金	0人
	合格時給付金	0人

第3節 障がい者(児)の福祉

第3節 障がい者(児)の福祉

1. 障がい者手帳【障がい者支援課】

(1) 身体障害者手帳

身体障がい者が各種の援護を受けるために必要な手帳。

手帳所持者数

(単位：人、R6.3.31現在)

障がい別 区分		身体障害者 手帳所持者	内 訳					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 が い	18 歳未満	3	1	1	1	0	0	0
	18 歳以上	295	89	109	18	20	49	10
	計	298	90	110	19	20	49	10
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18 歳未満	16	0	8	2	2	0	4
	18 歳以上	379	20	95	37	94	3	130
	計	395	20	103	39	96	3	134
音 声 ・ 言 語 そ しゃく機能 障 が い	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	81	3	10	42	26	0	0
	計	81	3	10	42	26	0	0
肢 体 不 自 由	18 歳未満	50	22	11	5	3	7	2
	18 歳以上	2332	392	485	438	681	190	146
	計	2382	414	496	443	684	197	148
内 部 障 が い	18 歳未満	18	12	2	4	0	0	0
	18 歳以上	1767	1097	29	235	406	0	0
	計	1785	1109	31	239	406	0	0
	心 臓	18 歳未満	7	4	1	2	0	0
		18 歳以上	894	615	5	150	124	0
		計	901	619	6	152	124	0
	呼 吸 器	18 歳未満	4	3	1	0	0	0
		18 歳以上	81	21	3	44	13	0
		計	85	24	4	44	13	0
	じ ん 臓	18 歳未満	2	2	0	0	0	0
		18 歳以上	464	445	1	15	3	0
		計	466	447	1	15	3	0
	ぼ う こ う 又 は 直 腸	18 歳未満	3	1	0	2	0	0
		18 歳以上	272	0	1	14	257	0
		計	275	1	1	16	257	0
	小 腸	18 歳未満	0	0	0	0	0	0
		18 歳以上	5	0	1	1	3	0
		計	5	0	1	1	3	0
	免 疫	18 歳未満	0	0	0	0	0	0
		18 歳以上	48	14	17	11	6	0
		計	48	14	17	11	6	0
	肝 臓	18 歳未満	2	2	0	0	0	0
		18 歳以上	3	2	1	0	0	0
		計	5	4	1	0	0	0
合 計	18 歳未満	87	35	22	12	5	7	6
	18 歳以上	4854	1601	728	770	1227	242	286
	計	4941	1636	750	782	1232	249	292

(2) 療育手帳

知的障がい者が、一貫した指導・相談等各種の援護を受けやすくするための手帳。

手帳所持者数

(単位：人、R6.3.31現在)

合 計	知 的 障 が い 者				知 的 障 が い 児			
	重 度	中 度	軽 度	計	重 度	中 度	軽 度	計
1,629	451	360	411	1,222	100	80	227	407

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証する手段として、交付を受けた人に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付される。

手帳所持者数

(単位：人、R6.3.31現在)

合 計	1 級	2 級	3 級
1,779	251	1,005	523

(4) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳交付診断料助成

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請をするための診断書作成に要した費用を助成している。なお、令和2年度で事業廃止。

助成件数

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身 体 障 害 者 手 帳	297	265	—	—	—
精神障害者保健福祉手帳	136	92	—	—	—

2. 障害福祉サービス等【障がい者支援課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者(児)がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を提供する。

(1) 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間	16,701 時間	17,756 時間	18,997 時間	20,336 時間	22,558 時間
実利用人数	137人	146人	156 人	162人	183 人

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に支援を行う。

延べ利用時間及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間	1,507 時間	2,716 時間	8,477 時間	11,769 時間	19,054 時間
実利用人数	3 人	5 人	4 人	6 人	9 人

(3) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設において、入浴、排せつ、及び食事の介護等を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	3,928 日	2,570 日	2,558 日	3,466 日	3,725 日
実利用人数	123 人	65 人	71 人	69 人	76 人

(4) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行う。

延べ利用日数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	4,640 日	4,755 日	4,973 日	5,063 日	5,124 日
実利用人数	13 人	14 人	15 人	14 人	14 人

(5) 障害者支援施設等措置

やむを得ない事由による措置により入所した場合に、措置に係る費用を負担するもの。

延べ利用日数及び実利用件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	366 日	402 日	365 日	365 日	365 日
実利用人数	1 人	2 人	1 人	1 人	1人

(6) 高額障害福祉サービス

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや介護保険サービスを利用したことで、負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

支給人数

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	6 人	18 人	20 人	24 人	22 人

(7) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用時間数	3,671 時間	1,691 時間	1,879 時間	2,176 時間	2,473 時間
実利用人数	27 人	24 人	23 人	24 人	24 人

(8) 計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、申請者が適正なサービスを受けるための計画作成及び、サービス利用開始後のモニタリング等を指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用事業所数	63 か所	76 か所	77 か所	76 か所	82 か所
実利用人数	703 人	792 人	872 人	917 人	1,013 人

(9) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用時間数	2,926 時間	2,405 時間	2,384 時間	2,858 時間	3,096 時間
実利用人数	37 人	37 人	35 人	21 人	21 人

(10) 地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援に分けられ、地域移行支援は、障害者支援施設、精神科病院等を退所して地域生活に移行する障がい者等に、相談、外出の同行支援、住居確保などを行う。地域定着支援は、居宅において単身で生活している障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

延べ利用時間数及び実利用人数

年 度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域相談支援 (地域移行支援)	利用施設数	—	—	—	1 か所	0 か所
	実利用人数	—	—	—	1 人	0 人
地域相談支援 (地域定着支援)	利用施設数	—	—	—	—	1 か所
	実利用人数	—	—	—	—	1 人

(11) 生活介護

常に介護を必要とする人に日中に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

利用施設数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用施設数	69 か所	75 か所	71 か所	68 か所	72 か所
実利用人数	312 人	321 人	322 人	330 人	346 人

(12) 施設入所支援

生活介護等を受けつつ施設に入所する人を対象に、主に夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護等を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用施設数	35 か所	34 か所	32 か所	32 か所	27 か所
実利用人数	95 人	94 人	92 人	90 人	84 人

(13) 共同生活援助

主に夜間や休日に関共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用施設数	54 か所	71 か所	83 か所	88 か所	104 か所
実利用人数	153 人	202 人	235 人	269 人	318 人

(14) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	利用施設数	1 か所	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所
	実利用人数	1 人	1 人	0 人	1 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	利用施設数	9 か所	6 か所	7 か所	12 か所	13 か所
	実利用人数	15 人	16 人	21 人	25 人	26 人
宿泊型自立訓練	利用施設数	1 か所	1 か所	1 か所	3 か所	4 か所
	実利用人数	1 人	1 人	1 人	4 人	5 人

(15) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用施設数	25 か所	29 か所	31 か所	27 か所	32 か所
実利用人数	73 人	84 人	90 人	85 人	94 人

(16) 就労継続支援Ａ型

一般企業等での就労が困難な人と雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用施設数	16 か所	15 か所	19 か所	25 か所	27 か所
実利用人数	98 人	107 人	107 人	117 人	152 人

(17) 就労継続支援Ｂ型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用施設数	37 か所	45 か所	42 か所	42 か所	50 か所
実利用人数	139 人	164 人	194 人	226 人	253 人

(18) 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対するための支援を行う。

利用施設数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用施設数	5 か所	7 か所	9 か所	11 か所	11 か所
実利用人数	6 人	15 人	26 人	34 人	39 人

(19) 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、未就学児が児童発達支援事業所等において必要な療育を受けるための通所や、就学児が生活能力向上のため必要な訓練等を受ける放課後等デイサービス等の支援を提供する。

利用日数及び実利用人数

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延べ利用日数	17,878 日	21,807 日	28,453 日	27,468 日	31,127 日
	実利用人数	239 人	277 人	333 人	356 人	359 人
放課後等デイサービス	延べ利用日数	44,393 日	45,026 日	46,110 日	47,741 日	47,040 日
	実利用人数	303 人	315 人	351 人	379 人	375 人
保育所等訪問支援	延べ利用日数	87 日	172 日	195 日	266 日	342 日
	実利用人数	34 人	46 人	47 人	63 人	62 人

(20) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービス内容等を記載した障害

児支援利用計画の作成等や保護者等からの相談支援を指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が行う。

利用事業所数及び実利用人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用事業所数	12 か所	13 か所	14 か所	14 か所	14 か所
実利用人数	481 人	542 人	642 人	716 人	785 人

(21) 高額障害児通所給付

同一世帯において、複数の障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用したことで負担額の合算額が基準額を超える場合に支給し負担の軽減を図るもの。

支給人数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	6 人	17 人	13 人	12 人	13 人

(22) 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者(児)について外出のための支援を行う。

利用時間及び実利用人数

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい者	利用時間	652時間	504 時間	808 時間	1,025 時間	2,589 時間
	実利用人数	11人	5 人	8 人	12 人	21 人
知的障がい者	利用時間	11,252時間	10,413 時間	11,395 時間	12,448 時間	12,406 時間
	実利用人数	76人	62 人	60 人	67 人	66 人
精神障がい者	利用時間	689時間	926 時間	1,936 時間	1,942 時間	4,390 時間
	実利用人数	6人	13 人	15 人	16 人	28 人
障がい児	利用時間	3,537時間	4,109 時間	4,295 時間	3,950 時間	3,121 時間
	実利用人数	35人	26 人	25 人	18 人	17 人
合計	利用時間	16,130時間	15,952 時間	18,434 時間	19,365 時間	22,506時間
	実利用人数	128人	106 人	108 人	113 人	132 人

(23) 障がい者等日中一時支援

障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るもの。

利用回数及び実利用人数

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい者	利用回数	314 回	306 回	435 回	184 回	64 回
	実利用人数	14 人	8 人	8 人	6 人	2 人
知的障がい者	利用回数	4,357 回	3,239 回	3,009 回	3,879 回	6,207 回
	実利用人数	91 人	58 人	49 人	66 人	85 人
精神障がい者	利用回数	366 回	356 回	344 回	342 回	319 回
	実利用人数	2 人	2 人	1 人	3 人	2 人
障がい児	利用回数	4,427 回	4,020 回	3,855 回	3,284 回	2,418 回
	実利用人数	65 人	57 人	60 人	59 人	47 人
合計	利用回数	9,464 回	7,921 回	7,643 回	7,689 回	9,008 回
	実利用人数	172 人	125 人	118 人	134 人	136 人

3. 医療・補装具関係【障がい者支援課】

(1) 重度心身障がい者(児)医療費の助成

身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がいの程度が1～3級の人、または療育手帳の程度が最重度・重度・中度の人、及び精神障害者保健福祉手帳1級の人が病院にかかった場合、その医療保険診療の自己負担分を助成している。

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ支給件数	72,334 件	65,478 件	65,196 件	63,725 件	62,409 件
対象者数	2,779 人	2,751 人	2,639 人	2,567 人	2,511 人

(2) 精神障がい者入院医療費の助成

精神障がい者が精神疾患のため1か月を超えて入院療養した場合、医療費の自己負担分の2分の1相当額を助成している。

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ支給件数	801 件	781 件	810 件	727 件	686 件
対象者数	120 人	123 人	120 人	121 人	119 人

(3) 精神障がい者通院医療費の公費負担制度

在宅の精神障がい者の通院医療を積極的に進めることを目的として、通院医療費の公費負担を行っている。

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	2,024 人	2,495 人	2,471 人	2,623 人	2,572 人

(4) 更生医療

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人で、障がい除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対し、必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視 覚 障 が い	0	0	0	0	0
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	2	1	0	0
肢 体 不 自 由	0	0	0	0	2
心 臓 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
じ ん 臓 機 能 障 が い	101	129	174	179	212
小 腸 機 能 障 が い	0	0	0	0	0
肝 臓 機 能 障 が い	1	1	1	2	2
免 疫 機 能 障 が い	32	33	41	38	38
合 計	135	165	217	219	254

(5) 育成医療

18歳未満で身体に障がいがあり、障がい除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療についての自己負担額の全部または一部を支給する公費負担医療制度である。

障がい種別対象者数

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	2	0	1	0	1
聴覚・平衡機能障がい	2	0	1	0	0
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	5	8	4	1
肢体不自由	10	4	5	3	3
心臓機能障がい	3	1	1	1	2
じん臓機能障がい	0	0	0	0	0
小腸機能障がい	1	0	1	0	0
肝臓機能障がい	0	0	0	0	0
免疫機能障がい	0	0	0	0	0
その他の機能障がい	7	2	2	5	6
合 計	32	12	19	13	13

(6) 補装具

身体障害者手帳の交付を受けた人または難病患者の人に対し、日常生活や職場での作業を容易にするため、必要な補装具の購入、修理または貸与に係る費用の一部を支給する。

補装具交付(修理)状況

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
義 肢	13	17	14	13	12
装 具	63	102	75	73	71
座 位 保 持 装 置	21	37	37	15	24
補 聴 器	48	48	50	50	34
車 い す	38	38	31	28	40
そ の 他	27	21	18	32	22
新規、修理 計	210	263	225	211	203
貸 与 計	0	0	0	0	0

(7) 日常生活用具

重度身体障がい者(児)に対し、日常生活をより円滑に行えるよう、日常生活用具の給付及び貸与を行う。

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
特 殊 寝 台	2	3	2	6	9
特 殊 マ ッ ト	1	2	1	4	10
特 殊 尿 器	0	0	0	0	0
入 浴 担 架	0	0	0	0	0
体 位 変 換 器	0	1	0	1	3
移 動 用 リ フ ト	0	0	0	2	1
訓 練 椅 子	0	0	0	0	0
訓 練 用 ベ ッ ド	0	0	0	0	0
入 浴 補 助 用 具	5	5	2	4	2
便 器	1	0	0	0	0
歩 行 補 助 杖	0	0	0	0	0
移動又は移乗支援用具	4	3	2	3	9
特 殊 便 器	0	0	0	1	0
頭 部 保 護 帽	6	5	8	6	4
火 災 警 報 機	0	0	1	0	1
自 動 消 火 器	0	0	1	0	1
電 磁 調 理 器	1	1	1	0	1
歩行時間延長信号機用 小 型 送 信 機	0	0	0	0	0
聴 覚 障 が い 者 用 屋 内 信 号 装 置	2	3	2	4	1
透 析 液 加 温 器	2	2	3	2	3

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ネ ブ ラ イ ザ ー	2	3	5	1	7
電 気 式 た ん 吸 引 器	12	6	9	4	12
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	0	0	0	0	0
盲人用体温計（音声式）	1	6	1	1	2
盲 人 用 体 重 計	1	4	1	2	3
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	1	0	0	0	0
携 帯 用 会 話 補 助 装 置	1	0	4	0	0
情 報 ・ 通 信 支 援 用 具	4	3	0	3	1
点 字 デ ィ ス プ レ イ	0	0	0	0	0
点 字 器	0	0	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブル レ コ ー ダ ー	1	1	5	0	0
視覚障がい者用活字文書 読 上 げ 装 置	0	0	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	7	1	1	8	7
盲 人 用 時 計	3	5	2	4	3
聴覚障がい者用通信装置	3	1	2	0	1
聴 覚 障 が い 者 用 情 報 受 信 装 置	1	1	0	0	0
人 工 咽 頭	5	9	14	14	10
福 祉 電 話 （ 貸 与 ）	0	0	0	0	0
フ ァ ッ ク ス （ 貸 与 ）	0	0	0	0	0
点 字 図 書	0	1	1	1	1
視覚障がい者用地上 デジタル放送対応ラジオ	0	3	0	0	0
盲 人 用 血 圧 計	—	—	—	7	1
ス ト ー マ 装 具	2,663	2,662	2,777	2,695	2,699
紙 お む つ	365	378	370	400	396
収 尿 器	3	2	1	2	2
居宅生活動作補助用具	1	2	2	3	1
発 動 発 電 機	—	—	—	—	1
合 計	3,098	3,113	3,218	3,178	3,192

4. 手当等【障がい者支援課】

(1) 特別障害者手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする満20歳以上の人に対して支給する。

〈対 象〉 身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳㉔の1からAの2の一部、またはこれらと同程度の疾患、精神障がい者の人

〈条 件〉 ①市内在住者 ②所得制限あり ③施設入所されていない人
④市の福祉手当との併給不可 ⑤継続して3か月以上入院されていない人

〈支給月〉 2月、5月、8月、11月 〈支給額〉 月額27,980円

手当受給状況 (単位：人、各年度2月受給者数)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	178	192	200	192	183

(2) 障害児福祉手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする満20歳未満の人に対して支給する。

〈対 象〉 身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳㉔及びAの1の一部、重度の精神障がい者、肝臓疾患、血液疾患などを有する人

〈条 件〉 ①市内在住者 ②所得制限あり ③施設入所されていない人
④市の福祉手当との併給不可 ⑤特別児童扶養手当との併給可

〈支給月〉 2月、5月、8月、11月 〈支給額〉 月額15,220円

手当受給状況 (単位：人 各年度2月受給者数)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	98	96	105	85	79

3) 経過的福祉手当

心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に対して支給する。

〈対 象〉 昭和61年3月までに国の福祉手当を受給していて障害基礎年金、特別障害者手当を受給されていない人

〈支給月〉 2月、5月、8月、11月 〈支給額〉 月額15,220円

手当受給状況 (単位：人 各年度2月受給者数)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	4	4	3	3	3

(4) ねたきり身体障がい者福祉手当

6 か月以上ねたきりの在宅障がい者（20 歳以上 65 歳未満）を介護している人に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者

②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③介護保険法による保険給付を受けていない人

④所得制限あり

〈支給月〉 7 月、11 月、3 月

〈支給額〉 月額 8,650 円

手当受給状況

(単位：人 各年度 3 月受給者数)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者数	0	0	0	0	0

(5) 身体障がい者福祉手当

身体障害者手帳の交付を受けていて、障がい等級が 1 級から 4 級までの障がい者、または介護者に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者

②20 歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③施設入所されていない人

④住民税が非課税の人

⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを利用していない人

⑥3 か月以上精神入院をしていない方

⑦65 歳以前に該当となる手帳を取得された方

令和 3 年 8 月分から支給条件及び支給額が変更になりました。

なお、令和 3 年 8 月以前から手当の支給を受けている者で新たに支給制限の対象となる者については、1 級又は 2 級は月額 2,000 円、3 級は月額 1,400 円、4 級は月額 1,100 円を支給しています。

〈支給月〉 7 月、11 月、3 月

〈支給額〉 ①障がいの程度が 1 級または 2 級の人 月額 7,000 円

②障がいの程度が 3 級で 20 歳未満または 60 歳以上の人 月額 5,500 円

③障がいの程度が 4 級で 20 歳未満または 60 歳以上の人 月額 4,000 円

手当受給状況

(単位：人 各年度 3 月受給者数)

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者数	2,810	2,755	2,754	2,489	2,148

(6) 知的障がい者福祉手当

知的障害者福祉法による判定を受けた知的障がい者のうち、療育手帳Bの1以上の人に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者

②20歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③施設入所されていない人

④住民税が非課税の人

⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを利用していない人

⑥3か月以上精神入院をしていない方

⑦65歳以前に該当となる手帳を取得された方

令和3年9月分から支給条件及び支給額が変更になりました。

なお、令和3年8月以前から手当の支給を受けている者で新たに支給制限の対象となる者については月額2,000円を支給しています。

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額 7,000円

手当受給状況

(単位：人 各年度3月受給者数)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	172	185	183	164	159

(7) 重度知的障がい者福祉手当

在宅の知的障がい者で療育手帳の程度が、重度(Ⅱの1からAの2)と判定された20歳以上の人に支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者 ②生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③介護保険法による保険給付を受けていない人 ④所得制限あり

〈支給月〉 7月、11月、3月

〈支給額〉 月額 8,650円

手当受給状況

(単位：人 各年度3月受給者数)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	149	145	148	154	147

(8) 特別児童扶養手当

精神または身体に一定程度の障がいをもつ児童の生活向上に寄与するため、この児童を監護する父母または養育者に対し支給する。

〈条 件〉 ①市内在住者 ②20歳未満の児童 ③収容施設に措置入所されていない児童

④公的年金を受けていない児童 ⑤所得制限あり

〈支給月〉 8月、11月、4月

〈支給額〉 ・1級 身体障害者手帳のおおむね1、2級、療育手帳のⅡ、Aに相当する障がいをもつ児童を養育している人 月額 53,700円(児童1人あたり)

・2級 身体障害者手帳のおおむね3級、療育手帳のおおむねBの1に相当する障がいをもつ児童を養育している人 月額 35,760円(児童1人あたり)

手当受給状況

(単位：人、各年度3月対象者)

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1 級	118	125	134	129	131
	2 級	170	174	171	171	168
対象者数合計		288	299	305	300	299

(9) 千葉県心身障害者扶養年金

心身障がい者(児)を扶養している65歳未満の者を加入者とする制度で、加入者が死亡または重度障がいとなった場合、扶養されていた障がい者に終身年金が支給される。

〈年金給付額〉 一口月額20,000円(二口まで加入可)

受給状況

(単位：人、各年度3.31現在)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加 入 者	49	49	47	46	47
受 給 者	39	39	37	35	35

(10) 精神障がい者福祉手当

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害等級が1級の人に支給する。令和3年8月から始まった新規事業である。

〈条 件〉 ①市内在住者

②20歳前障がいによる障害基礎年金、生活保護、または(1)～(3)の福祉手当を受けていない人

③施設入所されていない人

④住民税が非課税の人

⑤障害福祉サービスや介護保険サービスを利用していない人

⑥3か月以上精神入院をしていない方

⑦65歳以前に該当となる手帳を取得された方

〈支給月〉7月、11月、3月

〈支給額〉7,000円

手当受給状況

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受 給 者 数	—	—	34	36	33

5. 日常生活の充実【障がい者支援課】

(1) 身体障がい者の自動車運転免許取得費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、自動車運転免許を取得した人に障がいの程度により取得費を助成している。

〈助成額〉 1～6級の障がい者 免許取得に要した費用(上限10万円)

助成状況

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	1	2	1	2	0

(2) 身体障がい者自動車改造費助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、通院、通勤等に使用する自動車を改造する人に1件あたり10万円を限度に改造費を助成している。

〈対 象〉 肢体不自由1～3級

〈条 件〉 自動車を所有し、自ら運転すること。

前年の所得税課税額が15万円以下の世帯

〈助成額〉 前年の所得税非課税世帯 100,000円以内

前年の所得税課税額が15万円以下の世帯 50,000円以内

助成状況

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	1	1	1	1	3

(3) 心身障がい者結婚祝金の支給

身体障害者手帳の交付を受けた人及び知能指数75以下の知的障がい者と判定された人で婚姻届を受理された人に祝金を支給している。なお、平成30年度で事業廃止。

〈祝金の金額〉 1～4級の身体障がい者及び知能指数50以下の知的障がい者 20,000円

5～6級の身体障がい者及び知能指数51～75以下の知的障がい者 10,000円

助成状況

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	－	－	－	－	－

(4) 福祉タクシー助成券の交付

身体障害者手帳1級から3級の人、療育手帳の交付を受けた人、精神障害者保健福祉手帳1級の人がタクシーを利用した場合、利用料金の2分の1に相当する額(1,000円限度)を助成している。

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用件数	7,349件	5,748件	5,659件	5,848	4,825件
実利用人数	481人	357人	363人	351人	320人

(5) 電話ファックス等設置費及び使用料の助成

一般加入電話を使用することが困難な聴覚障がい者の意思伝達の手段を確保するため、電話ファックス、フラッシュベルの設置費及び使用料を助成している。なお、平成30年度で事業廃止。

フラッシュベルの助成台数 平成29年度から平成30年度まで実績なし。

(6) 手話通訳者設置事業

障がい者支援課(月曜日、火曜日、木曜日の週3日)及び関宿支所(第1・第3金曜日)の窓口にて、各4時間手話通訳者を設置している。

利用状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置日数	240 日	204 日	171 日	171 日	161 日
延べ利用人数	359 人	295 人	210 人	181 人	188 人
延べ利用件数	407 件	224 件	336 件	289 件	285 件

(7) 救急医療情報キットの配布

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の所持者を対象に、自宅で救命活動が必要となった時に備えるため、医療情報や投薬情報などの必要事項を記入し、冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを無料で配布している。(平成26年3月から)

配布状況

(単位:個)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配 布 数	3	3	1	9	92

(8) ヘルプマークの配布

障がいなどにより、支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が日常や災害時に援助が得やすくなるよう、カバンなどに付けることができるストラップ型のヘルプマークを配布している。
(平成29年11月から)

配布状況

(単位:個)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配 布 数	435	193	329	422	1,009

6. 相談・派遣等【障がい者支援課】

(1) 障がい者相談支援

① 相談支援

令和2年度より、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを開設するとともに、市内の指定特定相談支援事業所に対し相談支援業務を委託し、相談機能の強化を図ったことから利用件数が大幅に増加している。

(単位：件)

内 容	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
(1) 福祉サービスの利用等に関する支援	191	2,744	1,500	1,667	2,737
(2) 障がいや病状の理解に関する支援	70	505	1,744	2,215	2,402
(3) 健康・医療に関する支援	10	267	297	420	583
(4) 不安の解消・情緒安定に関する支援	317	561	800	1,517	657
(5) 保育・教育に関する支援	0	37	67	162	82
(6) 家族関係・人間関係に関する支援	88	364	392	316	523
(7) 家計・経済に関する支援	36	236	470	400	365
(8) 生活技術に関する支援	10	403	462	662	615
(9) 就労に関する支援	13	178	120	368	154
(10) 社会参加・余暇活動に関する支援	118	60	56	49	19
(11) 権利擁護に関する支援	22	64	18	57	21
(12) その他	3	809	1,358	1,457	1,262
合 計	878	6,228	7,284	9,290	9,420

② 障がい者相談支援

身体障害者福祉法第12条の3及び知的障害者福祉法第15条の2に基づき委託している野田市障がい者相談員11名に次のとおり相談支援の利用があった。

(単位：件)

年 度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
個 別	手帳交付	2	4	5	2	5
	医療	6	3	11	6	11
	補装具等	6	2	0	3	0
	障害福祉サービス等	34	34	21	32	21
	年金	6	1	0	3	0
	扶養年金	0	0	0	0	0
	福祉手当	2	0	3	1	3
	生活	47	45	44	33	44
	住宅	12	1	7	4	7
	仕事	7	7	9	8	9
	結婚	0	2	0	1	0
	税金	0	1	0	0	0
	その他	73	38	46	40	46
団 体	会議、行事等の参加	454	232	268	270	268
	その他	61	33	21	28	21
合 計		710	403	435	431	435

③ 障がい者に対する差別対応

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく、障がいを理由とする差別の相談の受付等に
対応した。

対応状況 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1	4	2	0	2

④ 障がい者に対する虐待対応

「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者の虐待通報、届出等
に対応した。

対応状況 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報・届出件数	17	27	15	17	26
虐待認定件数	6	1	1	1	3

⑤ 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成25年4月1日施行）第
9条に基づき市の調達方針を制定し、各部署における障がい者施設からの物品等の購入を促進した。

実施状況 (単位：円)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調達目標	990,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000
購入実績	1,407,032	4,119,060	2,522,855	2,579,193	2,712,058

(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者が適当な付添いが得られないため、健聴者との円滑な意思の疎通を図るうえで支障がある場
合、手話通訳者・要約筆記者を派遣している。

派遣状況 (単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣	420	354	381	350	438
要約筆記者の派遣	68	70	44	47	82

(3) 訪問入浴サービス事業

ねたきり心身障がい者児に対し、移動入浴車を使用して定期的に入浴の援護を行うことにより、ねたき
り心身障がい者児の福祉の向上を図っている。

活動実績

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用回数	308回	283回	309回	268回	322回
実利用人数	10人	9人	9人	9人	11人

(4) 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため手話講習会を開催している。

隔年で前期と後期を分けて実施していたが、令和3年度から前期と後期を両方開催することとした。

受講状況

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	20	中止	前期 18 後期 5	前期 13 後期 7	前期 16 後期 7

(5) 要約筆記者養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションを確保し自立と社会参加を促すため要約筆記講習会を開催している。

隔年で実施していたが、利用者が少ないことから市内での養成講座の実施を見送る代わりに県で実施する養成講座に参加する市民に対し、交通費等を助成する制度に切り替えた。

受講状況（隔年実施）

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	—	中止	—	—	—

(6) 障がい者パソコン講習会

I T活用による就労や社会参加を促進するため、障がい者パソコン講習会を開催している。なお、平成30年度で事業廃止。

受講状況

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	—	—	—	—	—

(7) 地域活動支援センター運営費の補助

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を行うための支援を行う地域活動支援センターを運営する法人等に対し、その運営に要する経費の一部を補助している。

助成状況

(単位：か所)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助対象施設数	8	8	8	8	9

(8) 生活ホーム運営費補助

15歳以上の知的障がい者に居室等を提供し日常生活上の援助を行うことで社会参加を図る生活ホームを運営するものに対し、生活ホーム運営事業補助金を交付するもの。

助成状況

(単位：か所)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助対象施設数	2	2	2	2	2

(9) 在宅障がい者児短期介護委託料助成

心身障がい者児を介護している家族が疾病等の理由により居宅における介護が困難となった場合に、一時的に有料で介護人に委託した場合に介護委託料等の一部を助成している。

助成状況

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	2	2	3	3	1

(10) 障害者支援施設等利用者傷害保険料助成

障害者支援施設等を利用する障がい者等に対し、傷害保険料の一部を助成している。なお、令和2年度で事業廃止。

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	39 か所	39 か所	—	—	—
助成対象者数	314 人	318 人	—	—	—

(11) 障害者支援施設等通所者交通費助成

障害者支援施設等に通所する障がい者等に対し、通所に要する交通費を助成している。

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	56 か所	59 か所	64 か所	74 か所	78 か所
助成対象者数	270 人	287 人	278 人	278 人	285 人

(12) 障がい者等グループホーム運営補助

障がい者等グループホームの運営に要する経費の一部を補助している。

補助状況

(単位：か所)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施 設 数	23	26	28	29	20

(13) 障がい者グループホーム等入居者家賃助成

障がい者グループホーム等に入所する障がい者等に対し、家賃の一部を助成している。

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	57 か所	66 か所	85 か所	86 か所	101 か所
助成対象者数	113 人	146 人	175 人	196 人	245 人

(14) 重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金

在宅で重症心身障がい児（者）を育てる家庭を支援するため、地域において重症心身障がい児（者）の短期入所受入先を確保することを目的として、入所施設が重度心身障がい児（者）を受入れた場合に、その運営に要する経費の一部として補助を行う。

補助状況 平成28年度から令和5年度まで実績なし

(15) 軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）に対して、健全な言語、社会性の発達を支援することを目的に補聴器の購入に要する費用の一部補助を行う。

補助状況

(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	4	5	5	15	8

(16) 聞こえのサポーター養成講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションの方法を確保し自立と社会参加を促すため聞こえのサポーター養成講座を開催している。

令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで実施した。

受講状況

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	16	中止	12	10	14

(17) 要約筆記者養成講座受講助成

令和3年度より、県で実施する要約筆記者養成講座に参加する市民に対し、交通費等の助成を行っている。

受講状況

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	—	—	2	1	0

(18) 手話通訳者養成講座受講助成

令和3年度より、県で実施する手話通訳者養成講座に参加する市民に対し、交通費等の助成を行っている。

受講状況

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	—	—	2	2	4

(19) 喀痰吸引等研修事業

医療機関に喀痰吸引等研修（1号、2号）の実施を委託し、市内指定障害福祉サービス事業所等の職員に対して、研修を実施している。

修了状況

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	4	中止	中止	中止	中止

(20) 緊急一時保護費等助成

養護者からの虐待、養護者の不在等により、一時的に保護が必要と認められる障がいのある人を、短期入所施設等で一時的に保護をする。

助成状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	—	—	0日	6日	0日
実利用者数	—	—	0人	1人	0人

7. 野田市の障がい者(児)施設サービス

(1) 心身障がい者福祉作業所【障がい者支援課】

障害者総合支援法の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)又は知的障がい者若しくは身体障がい者であって、雇用されることが困難な在宅のものに対し、設備及び仕事を提供し、必要な訓練を行うこと等により、その自立を助長することを目的として、心身障がい者福祉作業所は平成8年、関宿心身障がい者福祉作業所は平成元年に開設された施設であり、生活介護、就労継続支援等を行っている。

平成18年4月から指定管理者制度を導入し、心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人野田みどり会、関宿心身障がい者福祉作業所は社会福祉法人は一とふるが施設を管理運営している。

なお、関宿心身障がい者福祉作業所は、平成29年4月1日から法に基づく指定障害福祉サービス事業所(生活介護・就労継続支援B型)へ移行した。平成30年度には、心身障がい者福祉作業所の定員を38人から40人とした。

利用者数(定員 野田市心身障がい者福祉作業所 40人)

(定員 野田市関宿心身障がい者福祉作業所 20人)

年 度		令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心身障がい者福祉作業所	生活介護	34	33	31	31	31
	就労継続支援B型	14	14	17	16	16
関宿心身障がい者福祉作業所	生活介護	10	9	9	7	8
	就労継続支援B型	9	8	7	9	9

(単位：人 各年度3.31現在)

(2) あおい空【障がい者支援課】

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業を行うことにより、障がい者の健康の保持と社会生活の向上を図るため、平成13年4月27日に開所した。

平成22年4月1日より、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所(生活介護)として、心身機能の改善、入浴介護、食事介護等を行っている。また、平成27年2月1日より、一時的な見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中の活動の場を提供するため日中一時支援事業を、平成27年4月1日より、介護者の疾病等の理由により短期入所等を必要とする障がい者に入浴、排せつなどの便宜を供与するため、短期入所事業を開始した。

日中一時支援事業について、令和2年度から定員を従来の4人から6人に増やし、医療的ケアが必要な人(小学生以上)の受け入れを開始した。

平成22年4月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人野田みどり会が施設を管理運営している。

利用者数(定員 生活介護20人)

(単位：人 各年度3.31現在)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	16	19	20	20	21

日中一時支援（定員 6 人／令和元年度まで定員 4 人）

（単位：回）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用回数	811	817	1,023	1,160	1,177

短期入所（定員 3 人）

（単位：回）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用回数	276	276	309	331	265

(3) こだま学園【保健センター】

児童福祉法に基づく知的障害児通園施設として、昭和 47 年 5 月 1 日に開園した。児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から県より指定を受け、福祉型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。令和 6 年 4 月の児童福祉法の改正により医療型と福祉型が一元化された。

園児は日々バス等により保護者のもとから通園し、独立自活に必要な療育指導を行い、児童の育成、成長の向上に努めている。また、毎月嘱託医による診察と臨床心理士による心理指導を実施している。その他、毎週火曜日に外来療育相談を実施している。

平成 27 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるが施設を管理運営している。

なお、指定管理者制度導入に伴い、障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業を開始した。

利用児童数（定員 30 人）

（単位：人）

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用児童数	31	30	25
市内	31	30	25
市外	0	0	0

※各年度 3 月 31 日現在

(4) あさひ育成園【保健センター】

児童福祉法に基づく肢体不自由児通園施設として、昭和 47 年 5 月 1 日に開園した。児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から県より指定を受け、医療型児童発達支援センターとして児童の発達に関する支援を開始した。平成 27 年 4 月 1 日から、指定管理者制度導入に伴い医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに移行した。令和 6 年 4 月の児童福祉法の改正により医療型と福祉型が一元化された。

園児は保護者と共に通園し、運動機能の訓練や生活指導等について、保護者と連携をとりながら児童の育成に努めている。

平成 28 年 10 月より保護者の希望に応じて、就学前の園児を中心に母子分離や園内分離を実施した。また、毎月嘱託医による診察や臨床心理士による発達段階に応じた心理指導、作業療法士及び理学療法士による機能回復訓練を実施している。

従来は外来療育相談を毎月第 1・第 3 木曜日に行っていたが、平成 30 年 6 月から毎週木曜日実施に拡充した。

平成 27 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるが施設を管理運営している。

利用児童数（定員 20 人）		（単位：人）		
年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
利用児童数	11	10	9	
市内	11	10	9	
市外	0	0	0	

※各年度 3 月 31 日現在

(5) あすなろ職業指導所【障がい者支援課】

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所(多機能型事業所(生活介護・就労継続支援 B 型))であり、昭和 49 年 5 月 1 日開所した。平成元年度に 996.85 m²の増設を行い平成 2 年度から定員を 20 人から 40 人とした。18 歳以上の利用者が自立した日常生活を営むことができるよう食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供や就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上に必要な訓練等の提供に努めている。

作業内容は、業者からの下請、あるいはパン・菓子類の製造、縫製、織物等で、販売等による収益を利用者の工賃としている。

平成 21 年 4 月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人はとふるが施設を管理運営している。

利用者数（定員 40 人）

（単位：人 各年度 3.31 現在）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	47	46	45	47	49
市内	47	45	44	46	47
市外	0	1	1	1	2

(6) こぶし園

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（生活介護）であり、昭和 61 年 4 月 1 日に開園した。地域で暮らす 18 歳以上の障がい者の自立及び社会活動への参加の促進を図り、個々の可能性を見出すとともに、能力の開発を行い、豊かな人格の形成を図るため、農耕、木工、手芸、陶芸の生産活動を行っている。

利用者数（定員 40 人）

（単位：人 各年度 4.1 現在）

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	37	36	35	35	34
市内	37	36	35	35	34
市外	0	0	0	0	0

第 4 節 生活保護

第4節 生活保護

【生活支援課】

生活保護制度は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類である。

- ① 生活扶助 衣食その他日常生活、移送に必要な費用
- ② 住宅扶助 家賃、地代、補修など住宅維持に必要な費用
- ③ 教育扶助 副読本的教科書、学用品、通学用品、給食費などの義務教育に伴って必要な費用
- ④ 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用
- ⑤ 医療扶助 病気や怪我の治療に必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産のために必要な費用
- ⑦ 生業扶助 生業に必要な資金、器具、資料、技能修得、就労、高等学校就学などに必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

令和5年度における被保護世帯は、1,482世帯、被保護人員は1,900人で、人口100人当たりの保護率は1.24%である。これを前年度と比較すると被保護世帯は68世帯、被保護人員は41人の増であり、保護率も増加傾向にある。

被保護世帯、人員及び保護率の推移

年 度	人 口 (人)	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)		
				野田市	千葉県	全国
令和元年度	154,330	1,326	1,780	1.15	1.39	1.64
令和2年度	153,993	1,362	1,814	1.18	1.41	1.64
令和3年度	153,529	1,380	1,820	1.19	1.43	1.63
令和4年度	153,600	1,414	1,859	1.21	1.44	1.63
令和5年度	153,656	1,482	1,900	1.24	1.44	1.63

(3) 保護費の動向

医療扶助は減少したものの、被保護者数の増加により、対前年度比で 250,988 千円多い 3,250,733 千円となった。

扶助別被保護者数及び保護費支給の状況

(単位：人・千円)

年度	区 分		生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	介護 扶助	医療 扶助	出産 扶助	生業 扶助	葬祭 扶助	施設 事務費	委託 事務費	就労 自立 給付金	進学 準備 給付金	合 計
R 元	人数	3 月分	1,497	1,435	117	309	1,505	0	57	0	6	—	5	2	4,933
		延べ	17,766	17,113	1,303	3,504	17,935	2	523	17	48	—	21	2	58,234
	保護 費	支給額	855,111	476,761	11,473	75,166	1,741,563	13	7,009	4,280	8,756	—	596	200	3,180,928
		割 合	26.88%	14.99%	0.36%	2.36%	54.75%	0.00%	0.22%	0.13%	0.28%	—	0.02%	0.01%	100%
R2	人数	3 月分	1,555	1,460	96	330	1,621	0	55	6	4	5	0	0	5,132
		延べ	17,949	17,224	1,053	3,900	18,796	1	557	33	48	28	19	1	59,608
	保護 費	支給額	887,697	489,572	9,265	80,401	1,629,150	2	6,745	5,270	8,648	519	659	100	3,118,028
		割 合	28.47%	15.70%	0.30%	2.58%	52.25%	0.00%	0.22%	0.17%	0.28%	0.01%	0.02%	0.00%	100%
R3	人数	3 月分	1,581	1,479	103	346	1,556	0	56	1	4	6	1	7	5,140
		延べ	18,606	17,547	1,107	4,120	18,713	0	557	22	48	81	12	8	60,821
	保護 費	支給額	921,032	514,796	9,538	95,374	1,567,289	0	5,281	6,708	8,795	1,475	400	1,200	3,131,889
		割 合	29.41%	16.44%	0.30%	3.05%	50.04%	0.00%	0.17%	0.21%	0.28%	0.05%	0.01%	0.04%	100%
R4	人数	3 月分	1,611	1,524	101	352	1,596	0	60	3	2	11	1	4	5,265
		延べ	18,968	18,016	1,120	4,246	19,090	0	542	43	28	71	6	4	62,134
	保護 費	支給額	943,193	528,157	9,142	97,270	1,398,186	0	5880	10,653	5,075	1,313	276	600	2,999,745
		割 合	31.44%	17.61%	0.30%	3.24%	46.61%	0.00%	0.20%	0.36%	0.17%	0.04%	0.01%	0.02%	100%
R5	人数	3 月分	1,646	1,558	94	369	1,610	0	47	5	2	0	0	4	5,335
		延べ	19,206	18,290	995	4,382	19,282	0	512	36	23	71	11	4	62,812
	保護 費	支給額	960,333	543,850	8,734	105,019	1,611,776	0	5,232	8,775	4,597	1,596	420	400	3,250,733
		割 合	29.54%	16.73%	0.27%	3.23%	49.58%	0.00%	0.16%	0.27%	0.14%	0.05%	0.02%	0.01%	100%

※就労自立給付金は、平成 26 年 7 月 1 日に施行され、安定就労の機会を得たことで保護廃止に至った時に支給する制度。

※進学準備給付金は、平成 30 年 6 月 8 日に施行され、高等学校等を卒業後、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して支給する制度。

※委託事務費は、令和 2 年 4 月 1 日に施行され、無料低額宿泊所のうち、施設の人員、設備及び運営について一定の基準を満たした施設が、利用者に行う支援に対して支給する制度。

(4) 世帯類型別被保護世帯

2人以上の世帯が減少する一方で、単身者世帯は増加している。被保護世帯の中で多くを占める高齢者世帯は、令和5年度757世帯で全体の51.07%となっている。

世帯類型別被保護世帯数の推移(1)

(単位：世帯)

年度	単身者世帯					2人以上の世帯						合 計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	計	
R元	618 (46.7%)	143 (10.8%)	158 (11.9%)	85 (6.71%)	1,008 (76.0%)	90 (6.8%)	72 (5.4%)	32 (2.4%)	63 (4.8%)	61 (4.6%)	318 (24.0%)	1,326 (100%)
R2	631 (46.3%)	157 (11.5%)	150 (11.0%)	111 (8.1%)	1,049 (77.0%)	87 (6.4%)	70 (5.1%)	36 (2.6%)	53 (3.9%)	67 (4.9%)	313 (23.0%)	1,362 (100%)
R3	636 (46.1%)	172 (12.5%)	145 (10.5%)	116 (8.4%)	1,069 (77.5%)	83 (6.0%)	76 (5.5%)	35 (2.5%)	50 (3.6%)	67 (4.9%)	311 (22.5%)	1,380 (100%)
R4	652 (46.1%)	176 (12.4%)	150 (10.6%)	126 (8.9%)	1,104 (78.1%)	76 (5.4%)	64 (4.5%)	42 (3.0%)	49 (3.5%)	79 (5.6%)	310 (21.9%)	1,414 (100%)
R5	683 (46.08%)	160 (10.8%)	185 (12.48%)	160 (10.8%)	1,188 (80.16%)	74 (4.99%)	52 (3.51%)	32 (2.16%)	57 (3.85%)	79 (5.33%)	294 (19.84%)	1,482 (100%)

世帯類型別被保護世帯数の推移(2)

(単位：世帯)

年度	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	合 計
令和元年度	708 (53.4%)	72 (5.4%)	175 (13.2%)	221 (16.7%)	150 (11.3%)	1,326 (100%)
令和2年度	718 (52.7%)	70 (5.1%)	193 (14.2%)	203 (14.9%)	178 (13.1%)	1,362 (100%)
令和3年度	719 (52.1%)	76 (5.5%)	207 (15.0%)	195 (14.1%)	183 (13.3%)	1,380 (100%)
令和4年度	728 (51.5%)	64 (4.5%)	218 (15.4%)	199 (14.1%)	205 (14.5%)	1,414 (100%)
令和5年度	757 (51.1%)	52 (3.5%)	192 (13.0%)	242 (16.3%)	239 (16.1%)	1,482 (100%)

(5) 労働力類型別構成被保護世帯

働いている人がいない世帯は、令和5年度1,217世帯、全体の82.1%を占めており、増加傾向にある。

労働力類型別被保護世帯数の推移

(単位：世帯)

年 度	世帯主が働いている世帯				世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている人がいない世帯	合 計
	常用勤労者	日勤労者	内職者	その他の職業			
令和元年度	181 (13.7%)	4 (0.3%)	9 (0.7%)	17 (1.3%)	38 (2.9%)	1,077 (81.2%)	1,326 (100%)
令和2年度	158 (11.6%)	6 (0.4%)	7 (0.5%)	20 (1.5%)	38 (2.8%)	1,133 (83.2%)	1,362 (100%)
令和3年度	160 (11.6%)	9 (0.7%)	7 (0.5%)	21 (1.5%)	33 (2.4%)	1,150 (83.3%)	1,380 (100%)
令和4年度	174 (12.3%)	9 (0.6%)	8 (0.6%)	14 (1.0%)	40 (2.8%)	1,169 (82.7%)	1,414 (100%)
令和5年度	196 (13.3%)	5 (0.3%)	5 (0.3%)	15 (1.0%)	44 (3.0%)	1,217 (82.1%)	1,482 (100%)

(6) 保護の開始及び廃止等の状況

令和5年度は、申請件289件、開始224世帯273人、廃止166世帯201人となっている。

保護の相談、申請、開始及び廃止の推移

(単位：件、世帯、人)

年度	相談件数	申請件数	取下・却下等の件数	開始		廃止		増減	
				世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
令和元年度	872	208	49	159	201	107	146	52	55
令和2年度	995	226	63	165	229	138	175	27	54
令和3年度	1,104	247	51	197	270	167	206	30	64
令和4年度	1,128	281	77	204	269	174	207	30	62
令和5年度	1,309	289	60	224	273	166	201	58	72

(7) 生活保護基準

被保護世帯が保障される生活基準は、被保護者の年齢、世帯構成、所在地域などに応じて国が定めるもので、本市は次表のとおりである。

(単位：円)

世帯構成		標準3人世帯		母子3人世帯		高齢単身者世帯	
		男(33歳) 女(29歳) 子(4歳)		女(30歳) 子(11歳) 小学生 子(4歳)		男(70歳)	
年 度		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
最低生活費		204,600	211,720	243,653	252,633	113,160	115,626
最低生活費の内訳	生活扶助						
	○ 基準額 (第1類、第2類)	137,170	144,290	134,980	143,960	69,530	71,996
	○ 冬季加算 (11月～3月)	4,240	4,240	4,240	4,240	2,630	2,630
	各種加算	児童養育加算	児童養育加算	児童養育加算	児童養育加算		
		10,190	10,190	20,380	20,380		
				母子加算	母子加算		
				21,800	21,800		
	教育扶助						
	○ 基準額			2,600	2,600		
	○ 学習支援費			1,333	1,333		
	○ 給食費			4,240	4,240		
	○ 学級費			1,080	1,080		
	住宅扶助	53,000	53,000	53,000	53,000	41,000	41,000

※学習支援費は、年間上限額を12で割った額を記載。

第5節 高齢者の福祉

第5節 高齢者の福祉

1. 高齢者の人口【高齢者支援課】

本市における65歳以上の人口は、介護保険制度が開始された平成12年（4月）が16,706人で総人口に対し、13.78%であったが、平成26年（4月）には40,002人で25.62%と年々増加している。さらに令和6年（4月）には47,860人となり、総人口に対する高齢者の割合が30%を超える状況になっている。

65歳以上の人口 (各年度4.1現在)

年度 \ 区分	総人口(A) (人)	65歳以上人口(B) (人)	B/A×100 (%)	備 考
令和2年度	154,330	47,083	30.51	住民基本台帳人口（外国人を含む。）による。
令和3年度	153,993	47,574	30.89	
令和4年度	153,529	47,851	31.17	
令和5年度	153,600	47,796	31.12	
令和6年度	153,656	47,860	31.15	

60歳以上の年齢別人口 (単位：人、各年度4.1現在)

年度 \ 区分	60歳～64歳	65～69	70～74	75～79	80歳以上	計
令和2年度	9,066	11,645	13,122	10,198	12,118	56,149
令和3年度	8,717	10,855	14,009	9,880	12,830	56,291
令和4年度	8,441	10,184	13,787	10,228	13,652	56,292
令和5年度	8,531	9,492	12,990	10,956	14,358	56,327
令和6年度	8,590	9,148	12,060	11,398	15,254	56,450

2. ねたきり老人対策【高齢者支援課】

(1) ねたきり老人等布団乾燥サービス

老人健康保持のため、ねたきり老人及びひとり暮らし老人を対象に月2回布団乾燥サービスを実施していた。利用件数の減少により平成30年度末で事業廃止、令和元年度以降は経過措置により対応している。

(各年度4.1現在)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施人数	5人	3人	2人	2人	2人

(2) 福祉タクシーの利用

要介護者等が、会合への出席、通院及び訪問時に利用するタクシー運賃の一部を助成している。平成12年度からは、介護保険制度上の要支援以上の方も対象者とし、ストレッチャー又はリフト付タクシーも利用できるようにし、タクシー利用料金の2分の1を助成している。

助成限度額1回につき1,000円

令和5年度実績 登録者 3,404人 利用者数 1,631人 利用件数 24,223件

(3) 介護用品支給事業

在宅で生活している要介護者及び要支援者の介護者又は本人に対して介護用品を支給し、経済的負担の軽減と福祉の増進を図っている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	414 人	481 人	476 人	459 人	459 人

(4) 家具転倒防止器具取付事業

65 歳以上で構成された世帯を対象に、地震により生ずる被害から高齢者等の生命及び財産を守るため、食器棚やたんす等の木製家具に転倒防止器具の取付をしている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	26 人	1 人	2 人	2 人	6 人

3. ひとり暮らし老人対策【高齢者支援課】

(1) ひとり暮らし老人

ひとり暮らし老人の年度別推移

(各年度 4.1 現在)
(民生委員・児童委員の調査による)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人員	1,742 人	1,735 人	1,721 人	1,729 人	1,702 人

(2) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム

健康に不安を抱えているひとり暮らしの高齢者を対象に、24 時間体制で消防署に通報することができる緊急通報システムを設置することにより、救命、救助活動をしている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置台数	42 台	43 台	43 台	34 台	55 台
延べ利用台数	393 台	418 台	443 台	403 台	416 台

(3) 訪問理容サービス

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、及び要介護者で要介護状態区分が要介護 3・4・5 の方で、心身の障がいや疾病等の理由により、一般の理容サービスの利用が困難な方に、快適な生活を支援するため、理容サービスに係る訪問費用を助成している。

令和 5 年度利用実人数 10 人 延べ助成件数 23 件

(4) 救急医療情報キットの配布

65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、持病があつて日中ひとりきりになる高齢者の方が自宅で倒れ、救命活動が必要となった時に備え、あらかじめ必要な医療情報等を記入し、保管しておくための救急医療情報キットを配布している。

令和 5 年度配布数 178 個 延べ配布数 3,269 個

4. 敬老事業【高齢者支援課】

毎年9月15日から始まる老人週間に、多年にわたり社会のために貢献された老人を敬愛するとともに、長寿を祝福し、敬老の意を表するため次の事業を行っている。

○敬老祝金

9月1日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で当該年度中に100歳となる方に祝金を支給。

○敬老祝品

9月1日現在において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で当該年度中に88歳、95歳、101歳以上となる方に祝品を支給。

敬老祝金

年度 年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
100歳	24人 30,000円	33人 30,000円	50人 30,000円	41人 30,000円	42人 30,000円

敬老祝品

年度 年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
88歳	670人 市内共通商品券	709人 市内共通商品券	700人 市内共通商品券	758人 市内共通商品券	853人 市内共通商品券
95歳	159人 市内共通商品券	214人 市内共通商品券	191人 市内共通商品券	184人 市内共通商品券	197人 市内共通商品券
101歳以上	49人 市内共通商品券	49人 市内共通商品券	60人 市内共通商品券	65人 市内共通商品券	63人 市内共通商品券

5. 老人クラブ【高齢者支援課】

地域の高齢者が自主的に集い、相互の親睦、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流を行うため、地域ごとに老人クラブが結成されているほか、市の連合会として野田市いきいきクラブ連合会（野田市老人クラブ連合会）を結成している。

老人クラブ数の年度別推移

（各年度4.1現在）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ク ラ ブ 数	82クラブ	79クラブ	76クラブ	72クラブ	66クラブ
会 員 数	3,200人	3,010人	2,826人	2,563人	2,301人

6. ゲートボール場等整備用砂支給【高齢者支援課】

高齢者の健康づくり、体力づくりを増進するために、ゲートボール場等整備用砂を支給している。

令和元年度 1 件 3.0 m³

令和2年度 1 件 6.0 m³

令和3年度 2 件 6.0 m³

令和4年度 1 件 6.0 m³

令和5年度 1 件 2.0 m³

7. 老人デイサービス事業【高齢者支援課】

在宅の虚弱高齢者に対し、送迎用リフトバス等で送迎し、各種のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上を図るとともに、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とした事業。平成元年度より福寿園において本事業を開始し、平成8年5月から鶴寿園、平成10年4月からは亀野園が加わり3か所で開催していたが、介護保険制度の開始に伴い、3施設とも介護保険制度対象の施設となった。

このため、平成12年度からは、介護保険制度で自立となった方や介護保険の申請をしていない方のために、岩木小学校の余裕教室を改築し、デイサービスセンターを開設してきたが、利用者の減とともに平成18年度の介護保険制度の改正により重要視された介護予防事業が市民に浸透し、当初の目的が達成されたと判断。

平成22年4月から岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険対応とした。ただし、以前より利用の承認を受けている者（生きがい型利用者）については従前どおりサービスを実施したが、平成29年度中に生きがい型の利用者（1名）が介護認定を受けたことから、利用者全員が介護保険制度の適用となった。

岩木小学校老人デイサービスセンター実績

区 分 \ 年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用数	5,630 人	5,684 人	5,637 人	5,329 人	5,062 人
年間実施日数	309 日	310 日	310 日	300 日	304 日

8. 介護職員の養成【高齢者支援課】

(1) 介護職員研修受講料等助成金

介護サービスに係る雇用の確保を図るため、「介護職員初任者研修」、「生活援助従事者研修」又は「介護福祉士資格取得にかかる実務者研修」を修了し、かつ野田市内の介護施設等に就業もしくは就業予定の方に、受講料の2分の1（ただし、50,000円を上限とし、生活援助従事者研修は25,000円を上限とする。）を助成している。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対 象 者	40 人	30 人	47 人	31 人	38 人
助 成 金 額	1,623,100 円	1,299,000 円	2,073,200 円	1,363,200 円	1,675,400 円

9. 老人福祉施設【高齢者支援課】

(1) 養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上であり、心身の状況や環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所できる施設。

野田市からの入所状況（施設別）

(R6. 3. 31 現在)

施設名	人員
楽 寿 園 （ 野 田 市 ）	25 人

○複合老人ホーム野田市楽寿園(養護老人ホーム分)

複合老人ホーム野田市楽寿園は、野田市養護老人ホーム「楽寿園」として昭和 41 年 4 月に開設し、平成 11 年 12 月に現在地へ移転、平成 17 年 1 月に一部（15 床）を特別養護老人ホームへ転換し、複合老人ホームとして運営。平成 30 年 4 月に更に一部（14 床）を特別養護老人ホームへ転換した。

令和 6 年 3 月 31 日現在の入所受託人員は 25 人で、令和 5 年度中の入所者は 1 人、退所者は 4 人となっている。

依頼実施機関別入所者数

(R6. 3. 31 現在)

実施機関	人員	男	女
野 田 市	25 人	11 人	14 人

年齢別入所者数（野田市楽寿園）

(R6. 3. 31 現在)

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65 歳未満	1 人	1 人	0 人	80 歳～84 歳	6 人	2 人	4 人
65 歳～69 歳	1 人	1 人	0 人	85 歳～89 歳	7 人	3 人	4 人
70 歳～74 歳	2 人	2 人	0 人	90 歳以上	5 人	1 人	4 人
75 歳～79 歳	3 人	1 人	2 人	計	25 人	11 人	14 人

(2) 老人福祉センター

老人福祉センターは、昭和 49 年 4 月 1 日に開設し、地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動等の拠点としている。

老人福祉センター年度別利用状況

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人福祉センター	6,556 人	509 人	1,420 人	4,184 人	5,803 人

※令和 2 年度及び 3 年度は、大規模改修工事及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、施設を休館したこと等により、利用者が減少している。

10. シルバー人材センター【高齢者支援課】

定年退職後等において、補助的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ると共に、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献することを目的に野田市シルバー人材センターが昭和57年7月に社団法人として設立され、その後平成24年4月1日に公益社団法人への移行を経て、引き続き積極的に事業運営に取り組んでいる。

所在地 野田市鶴奉5番地の1

電話番号 04(7125)2300

(1) 事業の内容

健康な高齢者等が集いシルバー人材センターの会員となり、民間企業、家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を請負い、各会員の希望と経験、能力に応じてその仕事に従事していただき、その対価（配分金）をシルバー人材センターが会員に支払っている。

(2) 年度別実績

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会 員 数	763 人	719 人	702 人	727 人	757 人
受 注 件 数	4,352 件	4,147 件	4,169 件	4,162 件	4,098 件
延 べ 人 数	78,392 人	71,012 人	68,872 人	72,313 人	73,479 人
配 分 金 額	341,995,411 円	314,756,376 円	311,112,630 円	334,244,121 円	342,949,850 円

第 6 節 介護保険

第6節 介護保険

平成12年に介護保険制度が施行されて24年が経過し、その間、市では、介護サービス基盤の整備や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進などに取り組み、「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を基本理念に、高齢者福祉全体の向上を図ってきた。

令和6年度からスタートした第9期野田市シルバープランの策定に当たっては、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に宣言した「健康スポーツ文化都市」を踏まえ、基本理念に「～健康スポーツ文化都市～」を加えている。

本計画は、国の介護保険法改正の考え方に沿って、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を含む計画の期間（令和6年度～令和8年度）にとどまらず、高齢者人口がピークを迎える令和22年を見通し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実を目指しつつ、制度の持続を目指した計画としている。

その実現のため、市民の皆様がいつまでも元気で生活できるよう、「介護予防10年の計」の六つの戦略を引き続き推進していくとともに、認知症施策についても、2万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業を中心に地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

また、介護サービス基盤の整備については、居宅要介護者の在宅生活を支えるために看護小規模多機能型居宅介護の整備をすることとした。

1. 介護保険料【高齢者支援課】

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、所得段階に応じて市区町村ごとに決定される。各段階の保険料は以下のとおり。

野田市の保険料

所得段階	令和5年度介護保険料(年額)	令和5年度末被保険者数
第1段階	18,700 円	6,883 人
第2段階	21,800	3,580
第3段階	40,500	3,145
第4段階	54,800	6,124
第5段階(基準額)	62,300	7,016
第6段階	68,500	7,332
第7段階	74,700	4,047
第8段階	81,000	2,557
第9段階	93,400	3,631
第10段階	105,900	1,592
第11段階	112,100	711
第12段階	118,300	308
第13段階	124,600	207
第14段階	130,800	127

所得段階	令和5年度介護保険料(年額)	令和5年度末被保険者数
第15段階	137,000	102
第16段階	143,200	60
第17段階	149,500	166
第18段階	155,700	237
合 計		47,825

2. 要介護（要支援）認定申請【高齢者支援課】

令和5年度における要介護（要支援）認定申請件数は、新規及び更新申請等を合わせて5,555件で月平均463件となった。

要介護（要支援）認定申請件数一覧（令和5年4月～令和6年3月）

（単位：件）

区分	新規	変更	更新	合計	左の内訳	
					第1号被保険者	第2号被保険者
4月	242	64	132	438	428	10
5月	242	55	114	411	394	17
6月	240	49	98	387	376	11
7月	237	62	125	424	411	13
8月	278	60	127	465	452	13
9月	268	58	134	460	440	20
10月	230	78	135	443	429	14
11月	243	60	105	408	394	14
12月	222	58	168	448	435	13
1月	259	66	153	478	467	11
2月	202	80	132	414	398	16
3月	247	75	457	779	753	26
合計	2,910	765	1,880	5,555	5,377	178

3. 介護認定審査会【高齢者支援課】

1 合議体当たりの委員数は国においては3人～5人を基本としているが、野田市は平成29年度より、すべての合議体を4人制とし、8合議体体制としている。委員構成は、医療・保健・福祉分野の専門家をバランス良く配置し、令和5年度においては158回の認定審査会を開催し、延べ4,909人の審査を行った。

(1) 野田市介護認定審査会委員内訳

(単位：人)

医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	看 護 師	保 健 師	介 護 福 祉 士	社 会 福 祉 士	柔 道 整 復 師	理 学 療 法 士	介 護 支 援 専 門 員	合 計
8	3	3	5	1	3	1	2	3	3	32

(2) 野田市介護認定審査会実施状況（令和6.3.31現在）

審査期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
審査会開催回数 158回

① 認定結果通知件数の内訳

(単位：件)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	合 計
通 知 件 数	558	730	1053	759	718	676	445	45	4,984

② 介護認定の実施状況

(単位：件)

区 分		申 請 受 付 件 数	認 定 調 査 実 施 件 数	審 査 会 審 査 実 施 件 数	結 果 通 知 実 施 件 数
実施件数	新 規	2,910	2,764	2,718	2,793
	区分変更	765	734	690	690
	更 新	1,880	1,696	1,501	1,501
合 計		5,555	5,194	4,909	4,984

審査における1次判定と2次判定の比較

(単位：件)

区 分		件 数
上 昇	3 段 階 以 上 上 昇	45
	2 段 階 上 昇	91
	1 段 階 上 昇	519
変 更 な し		4,053
下 降	1 段 階 下 降	198
	2 段 階 下 降	3
	3 段 階 以 上 下 降	0
合 計		4,909

4. 介護サービス受給者数【高齢者支援課】

令和5年度末における要介護（要支援）認定者数は、8,929人となり、このうち居宅介護（介護予防）サービス受給者数は、4,749人、地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数は654人、施設介護サービス受給者数は1,332人で、残りの2,194人は入院中又は当面サービス利用のない人である。

(1) 要介護（要支援）認定者数(実数)

(単位：人、R6.3.31現在)

	要支援 1	要支援 2	小計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	小計	合計
第1号被保険者	1,015	1,496	2,511	1,796	1,418	1,355	1,059	561	6,189	8,700
内)65歳以上75歳未満	(112)	(151)	(263)	(214)	(190)	(147)	(128)	(78)	(757)	(1,020)
内)75歳以上85歳未満	(531)	(697)	(1,228)	(751)	(525)	(477)	(331)	(214)	(2,298)	(3,526)
内)85歳以上	(372)	(648)	(1,020)	(831)	(703)	(731)	(600)	(269)	(3,134)	(4,154)
第2号被保険者	13	28	41	37	63	45	28	15	188	229
合 計	1,028	1,524	2,552	1,833	1,481	1,400	1,087	576	6,377	8,929

(2) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数（実数）

(単位：人、R6.3.31現在)

区 分	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者	227	587	814	1,246	1,082	762	483	214	3,787	4,601
第2号被保険者	5	13	18	28	49	28	15	10	130	148
合 計	232	600	832	1,274	1,131	790	498	224	3,917	4,749

(3) 地域密着型介護（介護予防）サービス受給者数（実数）

(単位：人、R6.3.31現在)

区 分	予防給付			介護給付						合計
	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者	0	1	1	194	187	144	86	37	648	649
第2号被保険者	0	0	0	1	3	0	1	0	5	5
合 計	0	1	1	195	190	144	87	37	653	654

(4) 施設介護サービス受給者数（実数）

(単位：人、R6.3.31現在)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
第1号被保険者	839	449	1	24	1,313
第2号被保険者	13	5	0	1	19
合 計	852	454	1	25	1,332

5. 介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会【高齢者支援課】

介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護サービス事業者の資質の向上、相互の連携及び情報提供等を目的とするもの。また、困難事例等の検討を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営を図るもの。

介護支援専門員協議会及び介護事業者協議会いずれも毎回活発な意見交換等を行っている。

《介護支援専門員協議会》

日 時	内 容	参加人数
令和5年6月23日（金）	<研修名> 虐待防止とハラスメント対策について ～あなただったらどのように向き合いますか？～ <講師> SOMPOケア株式会社 ソリューション事業部 坂井 功 氏	62 人
令和5年9月20日（水）	<研修名> 災害に備えるための基礎 <講師> 千葉県防災危機管理部 危機管理政策課 地域防災支援室 野田市役所 防災安全課 原田 雄介雄太 氏	44 人
令和6年2月21日（水）	<研修名> がんと緩和ケア・緩和ケア病棟 <講師> 医療法人社団葵会 柏たなか病院 副院長 緩和ケアセンター 野本 靖史 氏	44 人
令和6年3月21日（木）	<研修名> 次期制度改正とケアマネの役割・総合事業の充実に向けた取組みについて 野田市から次期制度改正についての説明 <講師> 野田市福祉部高齢者支援課地域包括支援センター 主任介護支援専門員 三浦 明日香 氏	71 人

《介護事業者協議会》

日 時	内 容	参加人数等
令和5年4月28日（金）	定期総会 令和4年度事業報告及び決算報告 令和5年度事業計画及び予算計画	出席 15 法人 委任状 46 法人
令和5年5月30日（火）	第4回業務継続計画(BCP)作成研修会 「感染症対策/BCP 計画立案」 講師 SOMPO ケア株式会社 ソリューション事業部 樋口 拓也氏	20 事業所 27 人
令和5年7月25日（火）	第5回業務継続計画(BCP)作成研修会 「最終回/過去4開催のまとめ」 講師 SOMPO ケア株式会社 ソリューション事業部 樋口 拓也氏	16 事業所 16 人
令和5年9月28日（木）	第50回 国際福祉機器展（HCR2023）視察	7 事業所 10 人
令和6年3月26日（火）	全体講演会 「精神疾患ザクッと総ざらい。 ～その時どのように関われば良いか」 講師 松崎 朝樹氏	会員 29 法人 38 事業所 68 人 一般 8 法人 8 事業所 21 人

6. 市直営介護保険サービス事業【高齢者支援課】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、市自ら介護保険事業者となりサービスを展開している。

(1) 複合老人ホーム野田市楽寿園（小規模特別養護老人ホーム分）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な要介護者に、食事、入浴、排泄等の日常生活の介護や健康管理を行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）を運営している。

所 在 地	野田市鶴奉 264 番地	電 話 番 号	04-7122-1464
開 設 年 月	平成 17 年 1 月	入 所 定 員	29 人
運 営 主 体	野田市（指定管理者：社会福祉法人野田みどり会）		

年齢別入所者

（単位：人、R6. 3. 31 現在）

年齢別	人員	男	女	年齢別	人員	男	女
65 歳未満	0	0	0	80 歳～84 歳	4	0	4
65 歳～69 歳	1	0	1	85 歳～89 歳	11	4	7
70 歳～74 歳	1	0	1	90 歳以上	9	3	6
75 歳～79 歳	3	1	2	合 計	29	8	21

7. 地域支援事業【高齢者支援課】

平成 18 年度から要介護状態になる事をできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないよう介護保険制度の改正によって創設された「地域支援事業」について、下記の事業を実施している。

＜事業名＞

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービス事業と通所型サービス事業について、介護予防・生活支援サービス事業費を支給した。

サービス受給者数

（R6. 3. 31 現在）

区 分	要支援 1	要支援 2	事業対象者	合 計
第 1 号被保険者	249 人	592 人	0 人	841 人
第 2 号被保険者	1 人	1 人	0 人	2 人
合 計	250 人	593 人	0 人	843 人

支給額決定状況

区 分	件 数	支 給 額
訪問型サービス事業	5,712 件	63,939,001 円
通所型サービス事業	7,098 件	220,725,984 円
高額介護予防サービス費	188 件	448,629 円
高額医療合算介護予防サービス費	16 件	198,010 円
合 計	13,014 件	285,311,624 円

介護予防ケアマネジメント事業

区 分	件 数	支 給 額
介護予防ケアマネジメント事業費	5,801 件	27,857,226 円

(2) 一般介護予防事業

「介護予防 10 年の計」を始めとした一般介護予防事業に取り組んだ。

事 業	内 容
シルバーリハビリ体操	初級指導士養成講習会実施数 3 回 初級指導士養成数 24 人 体験教室実施数 131 回 延べ参加者 1,870 人
のだめ学校	本講座 : 延べ参加者 8,411 人 実施数 668 教室 出前講座 : 延べ参加者 810 人 実施数 54 教室 出前ミニ講座 : 延べ参加者 139 人 実施数 5 教室
えんがわ	開設場所 33 か所
シルバーサロン事業	はつらつ・ゆうみい 延べ利用者 3,838 人 開所日数 256 日
介護支援ボランティアポイント事業	登録者 274 人 登録施設 48 施設

(3) 任意事業

○配食サービス事業

おおむね 65 歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、心身の障がいや疾病等の理由により食事の調理が困難な方に、栄養のバランスのとれた食事を配達提供することで、食生活の改善や増進を図るとともに、安否の確認を行うことを目的として実施している。

令和 5 年度利用者数 214 人 延べ配食数 31,176 食

○成年後見制度利用支援事業費

成年後見制度の申立により後見開始等の審判を受けた高齢者が、選任された後見人等に報酬を支払うのが困難と認められた場合について、家庭裁判所により決定された報酬全部又は一部を助成した。

令和 5 年度利用者 6 人 報酬額 1,420,000 円

○徘徊高齢者家族支援サービス事業

高齢者が徘徊した場合の早期発見システムとして、高齢者自身に無線発信機を持たせ、GPS（全地球測位システム）等を利用し、その居場所を家族等に伝え、徘徊高齢者及びその家族の精神的不安を解消し、高齢者の安全を確保することを目的として実施している。

令和 5 年度利用実人数 0 人

○家族介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護者を、介護保険サービスを利用せずに介護している家族に慰労金を支給する。

令和 5 年度支給者 1 人

(4) 包括的支援事業

○地域包括支援センター運営事業

高齢者が住みなれた地域で生活し続けられるよう、市内を4つの日常生活圏域に区分し、それぞれの圏域を対象とする地域包括支援センターを設置。令和3年度からは名称を「高齢者なんでも相談室」に改め、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の業務を実施している。

令和4年4月1日から、野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室を基幹型地域包括支援センターに位置づけ、支援体制を整えている。

令和5年6月に野田市南第2高齢者なんでも相談室が廃止となったが、対象圏域については、高齢者支援課高齢者なんでも相談室が担当している。

(R6.3.31現在)

生活圏域	施設名	所在地	電話番号	開設年月日
—	野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室	野田市鶴奉 7-1 (市役所高齢者支援課内)	7199-2866	H18.4.1
中央・東部地区	野田市中央高齢者なんでも相談室	野田市野田 1307-1 (ふれあいの里内)	7136-2301	H30.4.1
	野田市東高齢者なんでも相談室	野田市鶴奉 280 (鶴寿園内)	7157-2750	R4.4.1
南部・福田地区	野田市南第1高齢者なんでも相談室	野田市山崎 2723-3 (椿寿の里内)	7123-7066	H24.8.1
北部・川間地区	野田市北高齢者なんでも相談室	野田市中里 43-3 (松葉園内)	7128-0113	H20.1.1
関宿地域	野田市関宿高齢者なんでも相談室	野田市桐ヶ作 666 (関宿ナーシングビレッジ内)	7196-5588	H18.4.1

令和5年度の総合相談・支援事業件数

(単位：件)

総合相談件数 (A)		(A)のうち、虐待に関する件数		(A)のうち、成年後見制度に関する件数	
実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数
5,572	25,158	59	474	31	75

令和5年度の予防給付・総合事業に係るケアマネジメント業務

介護予防支援(要支援1・2)実績件数

(単位：件)

委託なし	委託	合計
1,980 (806)	12,896 (4,987)	14,876 (5,793)

※ () 内は、ケアマネジメント数のうち、総合事業のみの利用者数

○認知症総合支援事業

認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催している。本講座は研修を受けたキャラバン・メイトが講師役を務め、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等について講義しており、受講者にはオレンジリングを配布し、認知症サポーターの輪を広げている。

平成 20 年度より事業を開始し、平成 28 年度に「2 万人のサポーターを養成する」ことを目標に掲げ、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進を図っている。

認知症サポーター育成事業実施状況

区 分		令和 5 年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	50 回
	参加者数	1,770 人
キャラバン・メイト養成研修	受講者数	4 人

第 7 節 社会福祉

第7節 社会福祉

1. 難病患者援助金【生活支援課】

難病疾患のための治療を受けている者に対し援助金を支給することにより難病患者又は保護者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図るものである。援助金の額は、毎年度、難病患者1人につき36,000円とし、令和5年度から、年度途中で受給資格を持った者に対し、月額3,000円に受給資格の月数を乗じた額を支給している。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	1,410人	1,439人	1,511人	1,525人	1,691人

2. 被爆者健康管理援助金【生活支援課】

被爆者の労苦に報いるとともに健康の保持に寄与することを目的として、被爆者に対して援助金10,000円(年額)を支給する。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年	令和4年	令和5年度
受給者数	25人	25人	25人	25人	23人

3. 災害見舞金【生活支援課】

災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し見舞金を支給する。

(令和5年度実績)

区 分	件 数	支 給 額
全 焼 又 は 全 壊	8件	400,000円
半 焼 又 は 半 壊	3件	60,000円
床 上 浸 水	0件	0円
弔 慰 金	2件	100,000円
傷 害 見 舞 金	2件	20,000円
計	15件	580,000円

4. 総合福祉会館【生活支援課】

ボランティア団体をはじめとする福祉に係る諸団体の育成及び活動の充実を図るため、総合的な福祉サービスを提供する福祉活動の拠点として野田市総合福祉会館を平成14年4月に文化会館結婚式場跡施設に設置し、管理を社会福祉協議会に委託した。NPO及び市又は社会福祉協議会の福祉業務に関連しているボランティア団体等が施設を使用することができる。

令和5年度利用状況

(単位：件)

登録団体数	利用団体	会館利用状況				
		第1会議室	第2会議室	第3会議室	録音室	合計
279	575	544	263	514	133	1,454

5. 福祉のまちづくり【生活支援課】

(1) 福祉のまちづくり

福祉のまちづくりパトロールについては、パトロールでの歩道等の改修は平成9年度に実施したパトロール箇所の再点検を含め令和2年度ですでに一巡していることから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化した事業を実施している。

(2) 公共施設のバリアフリー化整備計画

ファシリティマネジメントの基本方針に基づく公共施設のバリアフリー化を図った。

(令和5年度実績)

件 数	金 額	概 要	
4 件	8,360,000 円	工事	・総合公園体育館1階トイレ ・中央公民館2階トイレ ・東部公民館1階トイレ
		備品等	・携帯用磁気ループ整備（北コミュニティセンター）

6. 生活困窮者自立支援事業【生活支援課】

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者の就労相談のほか、住宅喪失、多重債務、心の健康の問題、DV被害等、様々な生活上の困難に直面している方へ、自立生活実現のため解決すべき問題に対して、寄り添い型の支援を計画的かつ集中的、継続的に実施した。

年 度	開所日数	来所者数		電話相談	就職決定者数
			うち新規		
令和2年度	243 日	2,641 人	796 人	2,361 件	52 人
令和3年度	242 日	2,460 人	564 人	2,328 件	32 人
令和4年度	243 日	1,836 人	320 人	2,399 件	32 人
令和5年度	243 日	1,693 人	248 人	2,525 件	37 人

(2) 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力を形成する支援を計画的かつ一貫して実施した。令和3年度からは、生活困窮者が生活保護を受給するに至った場合にも継続した支援が行えるよう、生活保護受給者まで対象を広げて実施した。

年 度	開所日数	相談者数		利用者数	利用回数
令和2年度	243日	66件		102人	803回
令和3年度	242日	76人		76人	588回
		うち生活困窮	50人	50人	470回
		うち生活保護	26人	26人	118回
令和4年度	243日	150人		150人	1,033回
		うち生活困窮	90人	90人	859回
		うち生活保護	60人	60人	174回
令和5年度	243日	169人		169人	982回
		うち生活困窮	82人	82人	673回
		うち生活保護	87人	87人	309回

(3) 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と共に家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を実施している。

年 度	開所日数	相談者数	うち新規	うち継続	電話相談、 訪問同行等	改善者数
令和2年度	243日	1,052人	546人	506人	1,405件	108人
令和3年度	242日	1,026人	349人	677人	1,026件	53人
令和4年度	243日	586人	134人	452人	586件	46人
令和5年度	243日	613人	75人	538人	613人	33人

(4) 住居確保給付金事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、家賃相当分を基本3か月支給することで、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を実施した。なお、要件を満たす場合は3か月を限度に2回まで延長可能であるほか、令和3年5月からは、職業訓練給付金との併給が可能となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、支給人数は令和2年度に大幅に増加したが、令和3年度以降は減少傾向に転じている。

年 度	支給人数	延べ支給月数	支給額
令和2年度	99 人	481 か月	19,684,850 円
令和3年度	71 人	273 か月	11,004,250 円
令和4年度	34 人	113 か月	4,591,966 円
令和5年度	10 人	38 か月	1,525,400 円

8. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業【生活支援課】

令和5年3月22日付け第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額及び強化が示されたことに伴い、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、令和5年度分住民税非課税の世帯及び均等割のみ課税世帯、令和5年1月以降に予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の収入水準に至った世帯に対し、1世帯当たり3万円の現金を支給した。

区分	支給世帯数	うち			支給額
		うち非課税	うち均等割	うち家計急変	
令和5年度	17,130 世帯	14,830 世帯	2,248 世帯	52 世帯	513,900,000 円

9. 物価高騰重点支援給付金（非課税世帯）【生活支援課】

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための経済対策」として、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、令和5年度分住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円の現金を支給した。

区分	支給世帯数	支給額
令和5年度	15,110 世帯	1,057,700,000 円

10. 物価高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）【生活支援課】

令和5年12月22日に閣議決定された「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」として、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり7万円の現金を支給した。

区分	支給世帯数	支給額
令和5年度	760 世帯	53,200,000 円

第8節 人権施策の推進

第8節 人権施策の推進

1. 人権教育・啓発事業【人権・男女共同参画推進課】

平成9年5月憲法及び地方自治法施行50周年の節目に当たり、野田市は、両法の基本理念に則り地域の個性を活かしながら、基本的人権を尊重し平和を尊ぶ野田らしいまちづくりを目指し、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」を行っており、市が様々な人権問題に関する諸行事を実施する際には、宣言の趣旨等のPRに努めてきた。

国の人権擁護推進審議会は、人権啓発のあり方について審議を行い、平成11年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申をとりまとめた。

これらを受け市では、人権問題がますます複雑化、多様化の様相を強める中、平成12年4月からは、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「同和対策課」を「人権施策推進課」に改組し、庁内には人権施策推進本部を設置したが、平成27年には類似する男女共同参画社会の推進に関する施策を所管していた男女共同参画課を統合し、「人権・男女共同参画推進課」、「人権・男女共同参画推進本部」に改めた。平成13年4月には人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査、審議するため、野田市人権施策推進協議会を設置したが、人権教育及び人権啓発に関する施策並びに男女共同参画に関する施策を一体的に進めるため、令和6年4月に同協議会を廃止し、新たに野田市人権・男女共同参画推進審議会を設置した。

平成14年2月に、野田市の人権施策の基本指針となる『「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画』を策定し、以降、行動計画に基づき人権施策を積極的に推進してきたところであるが、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題に対応するため、平成17年3月に、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定。その後2回の改訂を経て、現在は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」に基づき、「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」を基本理念として、引き続き各施策の推進に取り組んでいる。

・「人権擁護委員の日」

3年に1回の人権啓発活動地方委託事業実施年であり、事業へ注力するため、講演会は実施せず、イオンタウン七光台において、啓発物資の配布を行った。

年度	開催日及び場所	講 師	テーマ	来場者
令和3年度	中 止			
令和4年度	6月4日 いちいのホール	池澤 暁 氏 (一般社団法人JPIA日本パ ラソンスポーツ指導士)	パラスポーツからのメッセー ジ	91 人
令和5年度	9月2日 イオンタウン七光台	—	啓発物資の配布	247 人

・野田市人権啓発推進企業連絡協議会研修会

企業の社会的責任と従業員の人権意識の醸成を図ること、人権リーダーの育成を目的として実施している。

年度	開催日及び場所	講 師	テーマ	来場者
令和3年度	中 止			
令和4年度	8月23日 野田市役所	市川 正廣 氏 (千葉県人権啓発研修会担当 講師)	「企業における人権の取組 み・部落差別(同和問題)の 取組み」について	23人
令和5年度	6月8日 野田市役所	千田 朝代氏 (オフィスASKメンタルサポ ート代表)	なぜ、企業が人権を 大切にしなければならないか	28人

・人権週間記念講演会

(主催：野田市・柏人権啓発活動地域ネットワーク協議会)

人権週間(12月4日～10日)に合わせ、全市民を対象に、人権意識の高揚とあらゆる差別解消を目的として人権講演会を開催していたが、平成25年度に講演会のあり方を見直し、実効性を保つため出前講座を基本とし、国・県の補助がある場合は講演会を実施することとした。

(補助金は野田市、柏市、我孫子市の輪番制。)

年度	開催日及び場所	講 師	テーマ	来場者
令和3年度	令和3年度は人権出前講座を開催する予定であったため、未実施			
令和4年度	令和4年度は人権出前講座を開催する予定であったため、未実施			
令和5年度	11月26日 樺のホール 小ホール	池澤 暁 氏 (一般社団法人JPIA日本パ ーソンスポーツ指導士)	「誰かのきっかけになり たい」から始まった～私 たちの挑戦～	105人

・人権出前講座

人権週間記念講演会の見直しにより、より効果的な人権啓発を実施するため、国・県の補助がない年は人権出前講座を開催している。令和5年度は、4年度に実施できなかった分、公民館主催市民セミナーにおいて出前講座を実施した。また、人権・男女共同参画に関するパネル展の中で、災害時に発生しやすい不確かな情報に基づく偏見やデマ、差別を広げないための展示を実施した。

年度	開催日及び場所	講 師	テーマ	来場者
令和3年度	中止			
令和4年度	中止			
令和5年度	10月31日 日川間公民館 11月2日 福田公民館	人権・男女共同参画推進課職員	身の回りにある人権のお話	19人

・人権相談

市民の人権を擁護し、また、人権を侵害された場合はその救済を図ることを目的に、人権擁護委員による対面または電話での人権相談を実施した。

年度	相談件数
令和3年度	1件
令和4年度	1件
令和5年度	4件

・小学生人権教室

原則小学4年生を対象に、自己的人権を守ることと同じように、他人の人権を尊重しなければならないという人権尊重思想の基本的な考えを理解することを目的に「人権教室」を実施した。

年度	開催日	講 師	場 所	参加者
令和3年度	12月7日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田 部会)	関宿小学校(3・4年生)	31人
	12月7日		二ツ塚小学校(3・4年生)	54人
	12月8日		七光台小学校(4年生)	60人
令和4年度	12月7日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田 部会)	清水台小学校(4年生)	112人
	12月8日		木間ヶ瀬小学校(3・4年生)	53人
	12月9日		南部小学校(4年生)	120人
令和5年度	12月4日	人権擁護委員 (柏人権擁護委員協議会野田 部会)	北部小学校(4年生)	64人
	12月5日		みずき小学校(4年生)	103人
	12月6日		宮崎小学校(4年生)	73人
	12月8日		岩木小学校(4年生)	101人
	12月9日		山崎小学校(4年生)	74人

・中学生人権講演会

中学生を対象に人権思想の普及と啓発を目的に、「いじめ」をテーマにした人権講演会を開催している。

年度	開催日	講 師	場 所	聴講者
令和3年度	7月20日	—	東部中学校	146人
	9月1日		木間ヶ瀬中学校	203人
	9月		南部中学校	852人
令和4年度	9月から3月	NPO法人 ジェントル ハートプロジェクト理事 ※DVD視聴方式で実施	川間中学校	288人
	9月2日		福田中学校	163人
	7月19日		二川中学校	217人
	9月から3月		北部中学校	458人
令和5年度	6月17日	NPO法人 ジェントル ハートプロジェクト理事 (※)熱中症対策のためDVD+ インターネット配信にて実施	第一中学校	671人
	7月4日		関宿中学校	59人
	7月12日		岩名中学校(※)	439人
	7月18日		第二中学校(※)	298人

・子どもじんけん映画会の実施

人権意識豊かな個人の育成を目的に、野田市産業祭に訪れた子どもたち（幼児・児童）を対象に映画会を実施した。

年度	開催日及び場所	上映映画	来場者
令和3年度	中止		
令和4年度	10月15日 総合福祉会館	アニメ映画 「みんな友だち 他」	118人(保護者を含む)
令和5年度	10月14日 総合福祉会館	アニメ映画 「どんぐり森へ 他」	208人(保護者を含む)

・企業人権教育研修会

「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」に基づき、企業における人権教育の一環として、市内の各企業及び市職員を対象に実施した。なお、平成24年度から人権教育講演会をグループ討議による研修会形式に変えて実施し、人権意識の醸成を図った。

年度	開催日及び場所	講 師	テーマ	来場者
令和3年度	中止			
令和4年度	2月17日 野田市役所 ZOOM配信併用	伊藤 悟 氏 (すこたん！代表)	はじめてのダイバーシティマネジメント～多様性を大切に した職場づくり～	70人
令和5年度	2月5日 野田市役所 ZOOM配信併用	市川 正廣 (福田村事件追悼慰霊碑保存 会代表)	福田村事件から学ぶ～差別が 人の命を奪う～	55人

2. 同和対策【人権・男女共同参画推進課】

平成8年11月14日野田市同和対策審議会から、「法期限後における、野田市の同和行政のあり方について」の意見具申がなされた。

意見具申においては、「同和問題解決のための環境改善をはじめとする基盤整備は相当程度の成果を上げており、特別対策としての役割は終了の段階にきているものとする。しかしながら、同和問題に関する市民の差別意識は、解消されつつもあるが、依然として存在していることは意識調査の結果を見ても明らかであり、今後の啓発・教育の重要性がうかがえるものとする。」とした上で、「同和問題を21世紀に向けた人権問題として捉えるべきであるとの基本認識も一致をみている。」と指摘した。

野田市の同和対策は、この意見具申を尊重し、同和対策事業の整理・見直しを進め、住宅新築資金等貸付事業についても、平成13年8月の野田市同和問題連絡協議会において平成13年度末をもって事業廃止の了承を得た。その結果、教育・啓発事業、福祉会館管理運営事業を除くほぼすべての事業が終了した。

また、平成14年2月策定の『「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画』、平成17年3月策定の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」以降、現在の「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」にて、同和問題を個別重要課題の一つとして位置付け、これまでの同和問題の取組の成果を踏まえ、なお残る課題である差別意識の解消に向けた取組を積極的に推進することとした。

- ・啓発資料の活用

差別意識の解消に向け、各種研修会や人権講演会等で啓発資料の配布・活用により、啓発に努めた。

第9節 男女共同参画の推進

第9節 男女共同参画の推進

【人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課】

「第4次野田市男女共同参画計画」（令和2年度～令和6年度）における基本理念「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」に向けた取組を推進するために、基本目標Ⅰ「人権尊重と男女平等が確保された社会づくり」、Ⅱ「女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶」、Ⅲ「男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充」、Ⅳ「ワーク・ライフ・バランスの推進」、Ⅴ「生き生きと安心して暮らせる社会づくり」の5つの基本目標重に沿って、男女共同参画の視点に立った意識改革の推進と、政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進及び安心して暮らせる社会づくりに向けて、女性のための相談や男性のための電話相談、男女共同参画講演会、人権・男女共同参画に関するパネル展を実施している。

Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

男女がそれぞれに自立し、互いに人権を尊重する社会をつくるため、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において、男女平等についての共通の認識が深まるよう啓発活動を実施している。

- ・啓発情報誌「フレッシュ」の発行

市民を対象に男女共同参画に関する情報の提供や、男女平等意識の啓発を進めている。

- ・女性情報コーナーの充実

興風図書館及びせきやど図書館内にある女性情報コーナーの蔵書の充実を図り、情報提供に努めている。

- ・人権・男女共同参画講演会

令和5年度は、人権・男女共同参画に関するパネル展を開催し、意識啓発を行った。

年度	開催日及び場所	講 師	テーマ	来場者
令和4年度	3月17日 市役所8階 大会議室	千田 朝代 氏 (ジェンダーバイアスワーク ショップインストラクター)	「思い込みワークショップ」	39人
	3月15日 ～3月20日 市役所1階ふれあい ギャラリー	人権・男女共同参画に関する パネル展	-	-
令和5年度	1月31日 ～2月6日 市役所1階ふれあい ギャラリー	人権・男女共同参画に関する パネル展	-	-

- ・女性のための相談

女性の抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした「女性のための相談」を開設している。

年度	相談件数
令和3年度	126件（実人数38人）
令和4年度	113件（実人数38人）
令和5年度	127件（実人数40人）

- ・男性のための電話相談（令和2年度より開始）

男性の抱える多様な問題・悩みに対し、傾聴を中心とした「男性のための電話相談」を開設している。令和3年度までは業務委託で事前予約制としていたが、令和4年度からは、市役所開庁時間内に職員が対応する傾聴を中心とした電話相談に見直した結果、相談件数が増加した。

年度	相談件数
令和3年度	6件
令和4年度	24件
令和5年度	34件

Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）など女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為への対応として、「DV相談」を通じて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めている。

- ・配偶者暴力相談支援センターとしてDV相談に応じ、相談から保護・自立支援まで相談者の意思に基づき、総合的な支援を図っている。

年度	DV相談件数
令和3年度	延べ517人（実人数122人）
令和4年度	延べ600人（実人数105人）
令和5年度	延べ541人（実人数128人）

- ・DV防止法に基づくDV被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、緊急に保護することが必要と認められ、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に緊急一時保護施設（シェルター）で保護するとともに、自立支援を図っている。

運營業務をのだフレンドシップ青い鳥に委託し、官民が協働した支援を図っている。

年度	一時保護件数	一時保護日数
令和3年度	1件（延べ人数2人）	延べ5日
令和4年度	1件（延べ人数2人）	延べ15日
令和5年度	1件（延べ人数3人）	延べ11日

・デートDV講演会

市内県立高等学校を対象に、DVについての理解や知識を深め、将来のDV被害防止を目的に継続的に講演会を実施した。

年度	開催日	講 師	場 所	聴講者
令和3年度	10月28日 11月11日	NPO法人 レジリエンス	関宿高等学校 清水高等学校 野田中央高等学校	196人 120人 中止
令和4年度	10月28日 11月10日	NPO法人 レジリエンス	関宿高等学校 清水高等学校 野田中央高等学校	68人 129人 中止
令和5年度	7月14日 11月9日 11月29日	NPO法人 レジリエンス	野田中央高等学校 清水高等学校 関宿高等学校	844人 149人 57人

Ⅲ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、審議会等への女性委員の目標登用率を50%にすることを目指すとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めている。

Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を進めるとともに、職場環境や子育て環境の整備、子育て支援策の充実を図っている。

Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるようにするため、性差に関する知識の普及と生涯を通じて心身ともに健康であるよう、ライフステージに応じた情報提供や支援を推進している。

また、妊娠・出産・育児まで男女が協力していけるような支援体制の充実に努めている。

第 10 節 保健事業

第10節 保健事業

1. 母子保健事業【保健センター】

母子保健は母性並びに乳児及び幼児の健康保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関して、千葉県野田保健所（健康福祉センター）、医師会、歯科医師会等の協力を得ながら、健診事業、保健指導事業、育児相談事業、歯科保健事業等を行っている。

また、妊娠や乳児等の健診に対する助成を行い子育ての経済的負担の軽減を図り育児支援に努めている。

(1) 妊娠届出状況

妊娠の届出により母子健康手帳を交付する。

① 妊娠届出数

(単位：人)

年度	総数	日本人	外国人
令和3年度	769	723	46
令和4年度	767	702	65
令和5年度	775	686	89

② 妊娠届出の時期

年度	週 数						備考
	11週以下	12～19週	20週～27週	28週以上	不明	出生後	再交付
令和3年度	715	45	4	5	0	0	26
令和4年度	695	58	6	5	2	1	42
令和5年度	709	49	10	1	3	3	25

1. 妊娠届出時面接件数

(単位：人)

年度	区分	妊娠届出	転入妊婦	合計
令和3年度	面接件数	769	59	828
	ゆりかごプラン（妊婦用）	356	24	380
令和4年度	面接件数	767	69	836
	ゆりかごプラン（妊婦用）	422	39	461
令和5年度	面接件数	775	73	848
	ゆりかごプラン（妊婦用）	375	34	409

(2) 両親学級

初妊婦とその配偶者を対象に妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身につけ、健康な子どもを育てることができるよう指導及び助言を行うほか、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供し、子育ての不安解消や自信を持てるような対応に努めている。

区分	内容	担当
1 回	オリエンテーション・制度について・「出産のとき」DVD視聴・赤ちゃんの保育・ 歯の衛生	保健師 歯科衛生士
2 回	産後うつ・子育て情報 妊娠中の栄養 妊娠中と産後の過ごし方 先輩ママパパと赤ちゃんとの交流会（自由参加）	子育て支援総合コーディネーター 管理栄養士 助産師 保健師

＜コースⅡ（1回コース年間12回）＞

内容	担当
オリエンテーション・オムツ交換・沐浴体験・赤ちゃんのお世話体験 「赤ちゃんが泣きやまない」「赤ちゃんのお世話」DVD視聴 ブレバパの妊婦体験	保健師 助産師

受講者数

（単位：人）

年度	両親学級（コースⅠ） 受講者数		両親学級（コースⅡ） 受講者延べ人数	同窓会参加者数	交流会参加者数
	実人数	延べ人数			
令和3年度	77	134	196	中止	中止
令和4年度	117	187	195	中止	中止
令和5年度	144	237	253	29	—

※令和3年度及び4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、コースⅠ、コースⅡの内容を変更し同窓会・交流会は実施していない。

※令和5年度5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことにより、9月より両親学級の定員を増やし11月から両親学級同窓会と交流会（自由参加）を再開した。※交流会は自由参加としたため集計していない。(3)産後ケア事業

妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行うサービスとして、令和2年10月から産後ケア事業を開始した。産後に心身の不調または育児不安等があり、産後に支援が得られない母子に対し、助産師が家庭を訪問して、母の身体的回復・心の安定のための支援や、授乳指導や育児指導等の支援を実施している。

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請者数	6人	14人	17人
利用者数	3人	8人	13人
利用延べ件数	5件	20件	48件

(4) 出産祝い品交付事業

乳児期から絵本に親しむとともに、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、絵本、アドバイスブックレット、コットンバッグ及び市の配布物を入れた「ブックスタート・パック」を、図書館及び保健センターと連携し、出産の祝品として、3か月児健康相談時に交付した。

令和5年度ブックスタート・パック 769件 交付

(5) 3 か月児健康相談

生後 3 か月児を対象に心身の発育・発達の確認と疾病の早期発見、適切な保健指導と、育児知識の普及を図るために行う。

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	健康管理上注意すべき者 (人)
令和 3 年度	801	772	96.4	233
令和 4 年度	732	730	99.7	191
令和 5 年度	773	771	99.7	226

※令和 3 年度から医師の発育・発達の確認はなくなり、事業名は 3 か月児健康相談となった。

(6) 1 歳 6 か月児健康診査

1 歳 6 か月児を対象に運動面・精神面・視聴覚障がいなどを早期に発見し適切な指導を行うとともに生活習慣、むし歯予防、栄養その他育児指導を行い健康の保持増進を図る。

① 1 歳 6 か月児健康診査（一般健康診査）

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	健康管理上注意すべき者 (人)
令和 3 年度	970	930	95.9	751
令和 4 年度	882	846	95.9	716
令和 5 年度	860	840	97.7	654

② 1 歳 6 か月児健康診査（歯科健康診査） (単位：人)

年度	受診者数	むし歯保有者数	咬合異常	軟組織の異常	その他の異常
令和 3 年度	930	8	26	69	0
令和 4 年度	845	7	27	54	0
令和 5 年度	839	10	26	35	0

(7) 3 歳児健康診査

3 歳 6 か月児を対象に運動機能及び視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等の障がいを持った幼児を早期に発見し、適切な指導を行うとともに生活習慣の自立、むし歯予防、栄養その他育児指導を行い健康の保持増進を図る。

① 3 歳児健康診査（一般健康診査）

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	健康管理上注意すべき者 (人)
令和 3 年度	1,146	1062	92.7	641
令和 4 年度	902	876	97.1	594
令和 5 年度	1,009	934	92.6	598

② 3 歳児健康診査（歯科健康診査） (単位：人)

年度	受診者数	むし歯保有者数	咬合異常	軟組織の異常	その他の異常
令和 3 年度	1,062	135	122	20	0
令和 4 年度	876	74	82	19	0
令和 5 年度	934	90	98	15	0

(8) すくすく子育て相談

平成 25 年度未熟児訪問事業等が県から市に移譲され、未熟児健康診査を新規事業として開始した。

2,500g未満で出生した児で、6 か月児・1 歳児を対象に発育・発達の確認、疾病の有無等の早期発見、育児に関する悩みや不安を軽減するための相談・指導を行う。

年度	対象者の把握数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和 3 年度	183	132	72.1
令和 4 年度	184	126	68.5
令和 5 年度	204	118	57.8

※令和 3 年度から、医師の発育・発達の確認はなくなり、事業名はすくすく子育て相談とした。

(9) 親子教室

幼児と親を対象に集団遊びを通じて親子の関わり、行動、ことばの発達等の支援を行う。臨床（発達）

心理士、保育士、看護師、保健師が対応する。(単位：人)

年度	実人数	延べ人数
令和 3 年度	118	260
令和 4 年度	111	337
令和 5 年度	91	282

※ 令和 4 年度より、2 歳 3 か月児歯科相談以降の児を対象とした親子教室は、個別対応を主とすることとし廃止しました。

(10) 育児相談

乳幼児期の発達状態や育児上の問題・悩み等に対し個別相談を行う。保健師、栄養士、歯科衛生士が個別に対応する。

年度	面接相談延べ人数	電話相談延べ人数
令和 3 年度	4,591	2,707
令和 4 年度	3,933	2,381
令和 5 年度	4,260	2,215

(11) 心理相談

幼児期の精神発達や情緒問題、ことばの遅れ、その他育児上の問題に対し個別相談を行う。心理師、保健師が個別に対応する。

(単位：人)

年度	面接相談延べ人数
令和 3 年度	1,126
令和 4 年度	1,086
令和 5 年度	1,046

(12)妊婦・乳児一般健康診査

妊娠中の異常を発見し、流・早産、妊娠高血圧症候群、低出生体重児出生等の防止を図るため、妊娠中の定期健診の費用に対し助成を行う。平成21年度から助成回数を5回から14回に拡充。平成23年度から新たに妊婦歯科健診の費用に対し助成を行う。

乳児の発育・発達、栄養状態、精神・運動機能の発達等の異常を早期に発見するため、乳児健康診査の費用に対し助成を行う。

令和3年度から新生児聴覚スクリーニング検査が開始され検査費用に対し助成を行う。

妊婦健診等を野田市と契約していない医療機関で受けた場合は、健診費用の一部を償還払いとしている。

(単位：件)

年 度	受 診 者 延 べ 人 数			
	妊 婦	乳 児	新生児聴覚 スクリーニング	妊婦歯科
令和3年度 (下段 償還払い)	8,851 174	1,308 5	627 60	146
令和4年度 (下段 償還払い)	8,456 203	1,301 3	642 49	155
令和5年度 (下段 償還払い)	8,730 233	1,262 2	638 40	184

(13)妊産婦・新生児訪問指導

助産師または保健師が妊産婦及び新生児を訪問し、育児や健康管理上必要な保健指導を行う。里帰り出産をされた産婦・新生児については、里帰り先の市町村に訪問指導を依頼している。なお、他市町村から野田市内に里帰りをされている産婦・新生児についても、依頼を受け、訪問指導を行っている。

また、乳児家庭全戸訪問事業は、児童福祉法に基づき妊産婦・新生児訪問指導と同時に実施している。

(単位：件)

年 度	訪 問 指 導 実 施 延 べ 数		
	産婦訪問数	新生児期(生後28日以内)に 実施した数	乳児訪問 (生後4か月までの児)
令和3年度	806	224	582
令和4年度	759	281	478
令和5年度	752	269	483

(14)歯科保健指導

歯科保健の重要性の理解を目的とし、歯科衛生士が幼児と学童の歯の汚れやむし歯の点検、正しいむし歯予防の知識の習得を目的とした指導を行う。

年度	はみがき教室		保育所・学校等の巡回指導		2歳3か月児歯科相談	
	開催数 (回)	指導数 (人)	開催数 (回)	指導数 (人)	開催数 (回)	指導数 (人)
令和3年度	3	16	23	1,279	48	717
令和4年度	11	27	41	2,460	48	739
令和5年度	13	88	61	3,611	48	738

(15) 母子関係個別相談（面接・電話）

定期相談以外に随時来所者に対し面接での相談、又は電話相談を行う。

（単位：人）

年 度	相 談 者 延 べ 人 数		
	妊産婦	乳児	幼児
令和3年度	2,377	2,036	4,557
令和4年度	2,434	1,734	3,993
令和5年度	2,540	1,894	3,966

(16) 甲状腺超音波検査費用助成金

平成28年10月から福島第一原発事故に伴う放射線物質による健康不安の軽減を目的に、甲状腺超音波検査費用の一部助成を開始した。

年度	件数
令和3年度	12件
令和4年度	14件
令和5年度	4件

(17) 不妊・不育症治療費助成金【保健センター】

子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部助成を令和4年1月から開始した。

令和4年4月からは、不妊及び不育症に係る保険適用外となる検査及び治療に加え、保険適用の検査及び治療も対象として、不妊治療は1回20万円、不育症治療は一治療期間30万円を上限に助成し、差額ベッド代や食事代・申請に必要な証明書代についても助成対象としている。

年度	不妊症治療費	不育症治療費
令和3年度	29件	0件
令和4年度	178件	1件
令和5年度	205件	0件

(18) 出産・子育て応援交付金事業【保健センター】

国は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する「出産・子育て応援交付金」を創設した。

伴走型相談支援は、保健師又は助産師が妊娠届出時の面談、希望者に対し妊娠8か月頃の面談、出産後の全家庭への訪問を実施し、妊産婦に寄り添った支援を行う。また、応援交付金は、令和5年1月4日以降に妊娠届出をし、保健師等と面談した妊婦を対象に出産応援金として妊婦一人当たり5万円、令和5年1月4日以降に出生された子を養育し、保健師等と面談した方を対象に子育て応援金として子一人当たり5万円を支給するとともに、令和4年4月1日以降から令和5年1月3日までに妊娠届出をした妊婦、及び出生された子を養育する方を遡及対象者として同額を支給した。

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出産応援金支給者数	—	1,004	936
子育て応援金支給者数	—	577	872

(19) あかちゃんお祝い金支給事業【保健センター】

あかちゃんの誕生を祝い、子育てを応援する市独自の支援策として、出生後初めてかつ申請日において野田市の住民基本台帳に記載されている子どもに対し、「あかちゃんお祝い金」として1人につき10万円を支給する事業を令和5年度より創設した。

令和5年度は、令和5年4月2日以降に生まれた子どもを対象として令和5年4月2日から令和6年3月31日までに申請のあったものへ支給した。

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あかちゃんお祝い金支給者数	—	—	731

2. 子どもの発達相談室【保健センター】

(1) 相談支援事業

発達に心配のある0歳児から18歳までのお子さんの相談機関として、心理士・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の専門職を配置している。個別相談後に支援方針会議を実施し、お子さんの発達課題や療育の必要性について検討し、保護者の理解や受容を促しながら、適切な支援や医療・療育につないでいる。

① 相談件数

(単位：件)

年度	電話	来室	訪問	文書	関係機関調整	合計	うち、すこやかプラン（子ども用）
令和3年度	2,686	785	255	61	248	4,035	616
令和4年度	1,180	639	104	3	131	2,057	332
令和5年度	1,132	715	140	12	128	2,127	542

※令和3年度より、「関係機関調整」の項目を追加した。

② 相談内容別件数（延件数）

(単位：件)

相談 内容 年度	子ども自身に関すること					子どもの養育環境						その他		合計
	育児相談	身体発育	発達	病気・医療・障がい	その他	要対協ケース	家族・家庭環境	養育者の精神・身体	子ども又は親子で通う施設	妊婦	その他	行政サービス制度の案内等	その他	
令和3年度	64	488	2,253	110	72	176	105	123	61	316	59	87	121	4,035

令和 4 年度	2	6	1,848	12	17	31	25	17	9	2	27	58	3	2,057
令和 5 年度	0	1	2,055	2	22	29	7	4	0	0	7	0	0	2,127

(2) 発達支援事業

専門職が個別又は集団に対して発達支援（親子教室、個別相談支援等）を実施する「発達支援事業」を通じて、発達に課題がある児童を早期に発見し、早期に療育につなげる役割を担っている。また、療育支援会議を開催し、障害福祉サービス受給者証の発行に必要な意見書を作成するなど、関係機関と連携して適切な支援を実施している。なお、令和5年度より保育所等の現場で保育に携わる職員のスキルアップをサポートするため「保育所等訪問指導事業」を開始しました。

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回相談 及び訪問指導	実施箇所	11 か所	10 か所	12 か所
	実施回数	30 回	27 回	111 回
	延べ対象者数	91 名	95 名	512 名
発達支援 (親子教室)	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所
	実施回数	81 回	91 回	78 回
	延べ対象者数	246 名	306 名	252 名
意見書作成件数（子ども用）		111 件	87 件	136 件

3. 予防接種【保健センター】

感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき行っている。接種日・対象年齢等は、市報「のだ」、ホームページでお知らせしている。

予防接種対象者については、平成23年度から厚生労働省の算定方法にならい算出している。

対象者は「各年度に新しく予防接種対象者に該当した人口」、実施者は「各年度における接種対象者全体の予防接種を受けた人員」とした。当該算出方法による実施率は100%を超える場合がある。

(1) ジフテリア破傷風（DT）1期

予防接種法改正により平成20年4月から医療機関で個別接種を行う。

対象年齢は、生後3か月から7歳6か月未満で百日せきに罹患した者で20日から56日までの間隔で2回接種、更に1期初回接種終了後、12か月から18か月の間に1回追加接種。

区 分				令和3年度	令和4年度	令和5年度
ジフテリア 破傷風1期	初回	1回目	実施者数	0 人	0 人	0人
		2回目	実施者数	0 人	0 人	0人
	追加		実施者数	0 人	0 人	0人

(2) ジフテリア破傷風（DT）２期

DPT-IPV、DPT及びDT予防接種の追加免疫をつけるため、１回接種。小学校６年生を対象に学校で集団接種を行っていたが、平成１９年度から医療機関で個別接種となった。従来小学校６年生に一括通知をしていたが、平成２３年１０月から個人通知をするようにした。対象年齢は、１１歳以上１３歳未満で、１回接種。

区 分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
ジフテリア 破傷風２期	対象者数	１,３９１ 人	１,３０８人	１,２００ 人
	実施者数	１,０６５ 人	９４２人	８０７ 人
	実施率	７６.６ %	７２.０%	６７.３%

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、１１歳の人口で算出した。

(3) 日本脳炎

1期対象年齢は生後6か月から7歳6か月未満で、初回接種を6日から28日までの間隔で2回、更に1期初回終了後、おおむね1年後に1回追加接種。平成17年5月30日付け、厚生労働省から積極的勧奨差し控への通知があったが、平成21年6月より新しい日本脳炎ワクチンが1期の対象者に対し定期で利用できるようになり、平成22年8月からは2期の対象者にも定期で利用できるようになった。平成25年度予防接種法の一部改正に伴い、対象者が「平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の者」は特例対象者として日本脳炎予防接種の不足分を接種できることとなった。また、「平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれの者」に対しては、特例対象者として、第1期の接種対象の対象である生後6ヶ月以上90ヶ月未満に加えて、9歳から13歳未満でも第1期の定期接種が実施可能となった。

区 分				令和3年度	令和4年度	令和5年度
日本脳炎	初回	1回目	対象者数	1,013 人	908 人	1,014人
			実施者数	710 人	1,082 人	958人
			実施率	70.1 %	119.2 %	94.5%
		2回目	対象者数	1,013 人	908 人	1,014人
			実施者数	754 人	1,015 人	950人
			実施率	74.4 %	111.8 %	93.7%
	追加	対象者数	1,038 人	1,039 人	935人	
		実施者数	251 人	1,355 人	992人	
		実施率	24.2 %	130.4 %	106.1%	
	2期	対象者数	1,198 人	1,195 人	1,145人	
		実施者数	141 人	1,300 人	1,165人	
		実施率	11.8 %	108.8 %	101.7%	
日本脳炎 (特例 対象者)	1回目	対象者数	—	—	—	
		実施者数	60 人	13 人	9 人	
		実施率	—	—	—	
	2回目	対象者数	—	—	—	
		実施者数	66 人	17 人	12 人	
		実施率	—	-	—	
	3回目	対象者数	—	—	—	
		実施者数	166 人	53 人	15 人	
		実施率	—	-	—	
	4回目	対象者数	1,478 人	1,443 人	1,437 人	
		実施者数	205 人	200 人	68 人	
		実施率	13.9 %	13.9 %	4.7 %	

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期初回は3歳、1期追加は4歳、2期は9歳の人口で算出した。

特例対象者は厚生労働省の対象者の算出方法で、1期初回（1回目・2回目）、1期追加（3回目）は示していないため表記していない。2期（4回目）は18歳の人口で算出した。

(4) 百日せきジフテリア破傷風 (DPT)

対象年齢は生後3か月から7歳6か月未満で、20日から56日までの間隔で3回接種、更に1期初回接種終了後12か月から18か月の間に1回追加接種。ワクチン製造は、平成26年に終了となったが、平成30年1月にワクチン製造が再開された。

区 分				令和3年度	令和4年度	令和5年度
百日せきジフテリア破傷風	初回	1 回目	対象者数	844 人	805 人	788人
			実施者数	0 人	0 人	0人
			実施率	0 %	0 %	0%
		2 回目	対象者数	844 人	805 人	788人
			実施者数	0 人	0 人	0人
			実施率	0 %	0.0 %	0%
		3 回目	対象者数	844 人	805 人	788人
			実施者数	0 人	0 人	0人
			実施率	0 %	0.0 %	0%
	追加	対象者数	844 人	805 人	788人	
		実施者数	0 人	0 人	1人	
		実施率	0 %	0.0 %	0.1%	

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期初回、1期追加とも0歳の9/12+1歳の3/12の人口で算出した。

(5) 麻しん風しん混合 (MR)

平成18年4月1日から麻しん風しん(MR)混合ワクチンの予防接種が2回接種に改正された。1期対象年齢は、1歳から2歳未満で1回接種。2期対象年齢は5歳以上7歳未満(小学校就学前の1年間)で1回接種。

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
麻しん風しん混合	1期	対象者数	923人	866人	878人
		実施者数	841人	833人	781人
		実施率	91.1%	96.2%	89.0%
	2期	対象者数	1,110人	1,067人	1,074人
		実施者数	1,049人	1,013人	1,017人
		実施率	94.5%	94.9%	94.7%

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1期は1歳の人口、2期は6歳の人口で算出した。

(6) 麻しん

平成 18 年 4 月 1 日から麻しん風しん(MR)混合ワクチンの予防接種が 2 回接種に改正された。①風しんの罹患歴があり、かつ保護者が麻しんの単抗原の予防接種を希望する者 ②保護者が麻しんの単抗原の予防接種を希望する者が対象であり、1 期対象年齢は、1 歳から 2 歳未満で 1 回接種。2 期対象年齢は 5 歳以上 7 歳未満（小学校就学前の 1 年間）で 1 回接種。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
麻しん	1 期	実施者数	0 人	0 人	0 人
	2 期	実施者数	0 人	0 人	0 人

(7) 風しん

平成 18 年 4 月 1 日から麻しん風しん混合(MR)ワクチンの予防接種が 2 回接種に改正された。①麻しんの罹患歴があり、かつ保護者が風しんの単抗原の予防接種を希望する者 ②保護者が風しんの単抗原の予防接種を希望する者が対象であり、1 期対象年齢は、1 歳から 2 歳未満で 1 回接種。2 期対象年齢は 5 歳以上 7 歳未満（小学校就学前の 1 年間）で 1 回接種。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
風しん	1 期	実施者数	0 人	0 人	0 人
	2 期	実施者数	0 人	0 人	0 人

(8) 高齢者等インフルエンザ

対象者は、接種当日 65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある者として厚生労働省令で定める者。接種希望者に対し、医療機関で毎シーズン 1 回のみ個別接種を行う。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
高齢者等 インフル エンザ	65 歳 以上	対象者数	47,574 人	47,851 人	47,796 人
		実施者数	26,470 人	26,179 人	25,295 人
		実施率	55.6 %	54.7 %	52.9 %
	60 歳 以上 65 歳 未満	対象者数	66 人	77 人	73 人
		実施者数	32 人	38 人	27 人
		実施率	48.5 %	49.4 %	37.0 %

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、65 歳以上の人口で算出した。

(9) BCG(結核)

平成 25 年予防接種法の一部改正に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から対象年齢が 1 歳未満となり 1 回接種。接種は医療機関で個別接種を行う。平成 30 年度より全面的に個別接種に移行。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
BCG (結核)	対象者数		818 人	784 人	761 人
	集団	実施者数	0 人	0 人	0 人
	個別	実施者数	832 人	751 人	743 人
	実施率		101.7 %	95.8 %	97.6 %

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の人口で算出した。

(10) ヒブ感染症

平成 22 年 10 月 15 日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成 25 年度から定期予防接種となり対象年齢は生後 2 か月から 5 歳未満で接種開始年齢により 4 回を限度として接種。

区 分				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ヒブ 感染症	初回	1 回目	対象者数	818 人	784 人	761人
			実施者数	815 人	746 人	767人
			実施率	99.6 %	95.2 %	100.8%
		2 回目	対象者数	818 人	784 人	761人
			実施者数	816 人	732 人	764人
			実施率	99.8 %	93.4 %	100.4%
		3 回目	対象者数	818 人	784 人	761人
			実施者数	814 人	738 人	766人
			実施率	99.5 %	94.1 %	100.7%
	追加		対象者数	818 人	784 人	761人
			実施者数	830 人	841 人	762人
			実施率	101.5 %	107.3 %	100.1%

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の人口で算出した。

(11) ヒトパピローマウイルス感染症

平成 22 年 10 月 15 日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成 25 年度から定期予防接種となり対象年齢は小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女性で 3 回接種。平成 25 年 6 月 14 日の国の子宮頸がん等ワクチンを「積極的に勧奨すべきではない」との方針を受けて、同年 6 月 18 日より一時見合わせを行っていたため接種者が減少したが、令和 3 年 11 月、国から定期接種該当者への情報提供を再開する旨の通知があり、令和 4 年 8 月に個別通知を実施。また令和 4 年度から令和 6 年度まで、積極的接種勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種を実施している。令和 5 年 4 月から 9 価ワクチンが追加承認されたことに伴い、対象者に情報提供を一斉発送により実施した。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ヒトパピ ローマウ イルス 感染症	1 回目	対象者数	703 人	688 人	642 人
		実施者数	94 人	177 人	321 人
		実施率	13.4 %	25.7 %	50.0 %
	2 回目	対象者数	703 人	688 人	642 人
		実施者数	87 人	152 人	174 人
		実施率	12.4 %	22.1 %	27.1 %
	3 回目	対象者数	703 人	688 人	642 人
		実施者数	73 人	69 人	115 人
		実施率	10.4 %	10.0 %	17.9 %
キャッチ アップ 接種分	1 回目	実施者数	—	275 人	488 人
	2 回目	実施者数	—	210 人	426 人
	3 回目	実施者数	—	104 人	377 人

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、13 歳女性の人口で算出した。

(12) 小児の肺炎球菌感染症

平成 23 年 1 月 25 日から任意予防接種で全額助成を開始した。平成 25 年度から定期予防接種となり対象年齢は、生後 2 か月から 5 歳未満で接種開始年齢により 4 回を限度として接種。

区 分				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小児の 肺炎球 菌感染 症	初回	1 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
			実施者数	818 人	746 人	772 人
			実施率	100.0 %	95.2 %	101.4 %
		2 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
			実施者数	818 人	734 人	770 人
			実施率	100.0 %	93.6 %	101.2 %
		3 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
			実施者数	815 人	736 人	768 人
			実施率	99.6 %	93.9 %	100.9 %
	追加		対象者数	818 人	784 人	761 人
			実施者数	826 人	845 人	763 人
			実施率	101.0 %	107.8 %	100.3 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、初回・追加とも 0 歳の人口で算出した。

(13) 高齢者等肺炎球菌感染症

平成 26 年 10 月 1 日から定期接種となり、対象者は、当該年度中に 65 歳となる者及び接種当日 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある者として厚生労働省令で定める者で、かつ、過去に同ワクチンを接種していない者とされた。

また、令和 5 年度までは、70 歳から 100 歳までの 5 歳刻みの者も対象。接種希望者に対して医療機関で 1 回のみ個別接種を行う。市では、定期接種対象外の

65 歳以上の市民にも定期接種対象者と同様の肺炎予防の機会を設けるとともに、同一の自己負担金で接種できるよう制度を整備した。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
高齢者等 肺炎球菌 感染症	定期 接種	対象者数	6,182 人	6,238 人	6,042 人
		実施者数	1,435 人	1,327 人	1,314 人
		実施率	23.2 %	21.3 %	21.7 %
	任意 接種	対象者数	13,691 人	17,839 人	11,199 人
		実施者数	44 人	48 人	98 人
		実施率	0.3 %	0.3 %	0.9 %

(14) 百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV）

平成 24 年 11 月 1 日より、4 種混合の接種が開始となる。対象年齢は生後 3 か月から 7 歳 6 か月未満で、

20 日から 56 日までの間隔で 3 回接種、更に 1 期初回接種終了後 12 か月から 18 か月の間に 1 回追加接種。

区 分				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
百日せき ジフテ リア 破傷風 不活化 ポリオ	初回	1 回目	対象者数	844 人	805 人	788 人
			実施者数	813 人	736 人	834 人
			実施率	96.3 %	91.4 %	105.8 %
		2 回目	対象者数	844 人	805 人	788 人
			実施者数	817 人	746 人	838 人
			実施率	96.8 %	92.7 %	106.3 %
		3 回目	対象者数	844 人	805 人	788 人
			実施者数	831 人	754 人	832 人
			実施率	98.5 %	93.7 %	105.6 %
	追加		対象者数	844 人	805 人	788 人
			実施者数	871 人	848 人	782 人
			実施率	103.2 %	105.3 %	99.2 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の 9/12+1 歳の 3/12 の人口で算出した。

(15) 不活化ポリオ

経口生ポリオワクチンの対象年齢は生後3か月から7歳6か月未満で、41日以上の間隔で2回投与し、接種は保健センター・関宿保健センターで集団接種を行っていた。平成24年9月1日より、経口生ポリオワクチンは廃止となり不活化ポリオワクチンが定期接種として導入され、医療機関で個別接種を行う。20日から56日までの間隔で3回接種、更に1期初回接種終了後12か月から18か月の間に1回追加接種。

区 分				令和3年度	令和4年度	令和5年度
不活化 ポリオ	初回	1回目	対象者数	844人	805人	788人
			実施者数	0人	0人	0人
			実施率	0%	0.0%	0%
		2回目	対象者数	844人	805人	788人
			実施者数	0人	0人	0人
			実施率	0.1%	0.0%	0%
		3回目	対象者数	850人	844人	788人
			実施者数	1人	0人	0人
			実施率	0.1%	0.0%	0%
	追加		対象者数	850人	844人	778人
			実施者数	1人	1人	0人
			実施率	0.1%	0.1%	0%

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0歳の9/12+1歳の3/12の人口で算出した。

(16) 水痘

予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成26年10月1日より水痘の予防接種が定期接種となった。

なお、経過措置として平成26年度のみ3歳から5歳未満の者は1回接種可能とした。

対象年齢は、1歳から3歳未満で、1回目の接種終了後6か月から12か月の間に1回接種。

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
水痘	1回目	対象者数	923人	866人	878人
		実施者数	841人	835人	788人
		実施率	91.1%	96.4%	89.7%
	2回目	対象者数	923人	866人	878人
		実施者数	802人	722人	767人
		実施率	86.9%	83.4%	87.4%

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、1歳の人口で算出した。

(17) B型肝炎

予防接種法施行令の一部改正に伴い、平成 28 年 10 月 1 日より B 型肝炎の予防接種が定期接種となった。

対象年齢は 1 歳未満で、1 回目から 27 日以上あけて 2 回目、1 回目から 139 日以上あけて 3 回目を接種。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
B 型 肝炎	1 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
		実施者数	812 人	745 人	758 人
		実施率	99.3 %	95.0 %	99.6 %
	2 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
		実施者数	812 人	730 人	763 人
		実施率	99.3 %	93.1 %	100.3 %
	3 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
		実施者数	785 人	729 人	716 人
		実施率	96.0 %	93.0 %	94.1 %

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の人口で算出した。

(18) ロタウイルス

予防接種法施行令の一部改正に伴い、令和 2 年 10 月 1 日よりロタウイルス感染症の予防接種が定期接種となった。

※ロタウイルス 1 価ワクチンの対象年齢は出生 6 週 0 日から 24 週 0 日後までの間にある者に 2 回経口接種。初回接種は出生 14 週 6 日後まで。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ロタウイ ルス 1 価	1 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
		実施者数	486 人	466 人	498 人
		実施率	59.4 %	59.4 %	65.4 %
	2 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
		実施者数	477 人	452 人	491 人
		実施率	58.3 %	57.7 %	64.5 %

※対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の人口で算出した。

※ロタウイルス 5 価ワクチンの対象年齢は出生 6 週 0 日から 32 週 0 日後までの間にある者に 3 回経口接種。初回接種は出生 14 週 6 日後まで。

区 分			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ロタウイ ルス 5 価	1 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
		実施者数	311 人	264 人	241 人
		実施率	98.0 %	33.7 %	31.7 %
	2 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
		実施者数	315 人	259 人	248 人
		実施率	38.5 %	33.0 %	32.6 %
	3 回目	対象者数	818 人	784 人	761 人
		実施者数	300 人	264 人	244 人
		実施率	36.7 %	33.7 %	32.1 %

※ 対象者は厚生労働省が示した算出方法で、0 歳の人口で算出した。

(19) 風しん及び麻疹風しん混合ワクチン費用助成

妊娠している女性が風しんに罹患することを予防するため、風しん予防接種が必要と思われる妊娠している女性の同一世帯員、妊娠を予定または希望する女性及びその同一世帯員等に対し、接種費用の一部助成を実施。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防接種	申請者数	47人	51人	50人

(20) 風しん予防接種第5期

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に風しん抗体価検査を実施し、国の定める基準値以下の場合は風しんの第5期の定期接種を実施する。抗体検査は令和7年2月28日、予防接種は令和7年3月31日に事業終了予定。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
抗体検査	実施者数	842件	776件	575件
予防接種	実施者数	188件	180件	128件

③ 地区組織育成事業【保健センター】

(1) 保健推進員活動

① 市の保健サービスの普及・啓発と地域の情報収集等保健事業の推進のため、各種行政活動への参加、子育て支援等を通して市民と行政とのパイプ役として活動を展開している。

② 活動状況（市民に対する活動）（単位：人）

※令和4年度は子育て講演会は、「子どもの事故予防～変えられるものを見つけ、変えられるものを変える～」で開催した。

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホッとひといき子育て応援ルーム	開催数	中止	3回	4回
	延べ出席者数	—	27人	28人
子育て講演会	開催数	中止	1回	1回
	延べ出席者数	—	20人	22人

※令和5年度子育て講演会は、「妊婦さん、乳幼児がいる家庭の防災」で開催した。

② その他活動状況

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会	開催数	3回	8回	11回
	延べ出席者数	81人	160人	234人
地区連絡会	開催数	3回	—	—
	延べ出席者数	88人	—	—
役員会	開催数	6回	2回	9回
	延べ出席者数	43人	11人	54人

(2) 食生活改善推進員活動

食を通じて市民の健康保持・増進を図り保健事業を推進し「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を地域に広めるとともに、家庭から正しい食生活を普及するための活動を展開している。

① 活動状況（市民に対する活動）

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康づくり料理講習会	開催数	94回	130回	14回
	延べ出席者数	106人	213人	220人
おやこの食育教室	開催数	16回	21回	2回
	延べ出席者数	20人	27人	40人
県委託事業 日本食生活協会委託事業	開催数	129回	79回	7回
	延べ出席者数	133人	83人	152人

② その他の活動状況

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会	開催数	2回	6回	5回
	延べ出席者数	76人	221人	179人
地区連絡会	開催数	26回	29回	48回
	延べ出席者数	126人	156人	219人
役員会	開催数	6回	8回	10回
	延べ出席者数	65人	80人	94人
県代議員会等	開催数	2回	4回	3回
	延べ出席者数	2人	6人	9人
専門部会	開催数	1回	12回	20回
	延べ出席者数	12人	94人	119人

※令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、市民に対する活動は集合形式ではなく、訪問で実施した。ただし、令和4年度は一部集合形式で実施し、令和5年度は、集合形式での活動を再開した。

4. 健康づくり推進事業【保健センター】

健康づくりの3本柱である栄養・休養・運動の観点から、総合的に健康を考え「自分の健康は自分で守る」というスローガンのもとに、自らの健康づくりの意識を高めるとともに実践できるように啓発、普及することを目的として各種事業を行っている。

(1) 健康づくりフェスティバル（健康づくりの啓発事業）

年度	開催数	参加人数	内 容
令和3年度	中止	—	体力測定相談会 食生活展 健康福祉センター(保健所)コーナー 医師会コーナー 歯科医師会コーナー 薬剤師コーナー 保健推進員コーナー 助産師会コーナー 消防本部コーナー 生命の貯蓄体操コーナー(関宿保健センターのみ) 教育研究会栄養士部会のコーナー その他
令和4年度	3回	183人	野田むらさきの里ふれあいウォーク 2022、口腔がん検診、保健推進員主催の講演会
令和5年度	6回	1,137人	野田むらさきの里ふれあいウォーク、新野田市駅オープンフェスタ、口腔がん検診、野田市健康スポーツ文化都市宣言記念式典、栄養講習会（企業からの依頼事業）、食生活改善推進員主催の人形劇部公演

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、中止した。

※令和4年度から健康づくりフェスティバルの事業を見直し、集合型から出張型へ移行し、野田むらさきの里ふれあいウォークなどで健康づくりの啓発事業として実施した。

(2) 保健栄養活動

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
食生活改善推進員養成講座	開催数	4回	4回	4回
	延べ出席者数	31人	16人	34人
離乳食講習会	開催数	11回	12回	12回
	延べ出席者数	101組	111組	133組

5. 思春期講演会【保健センター】

思春期の心とからだの健康や性感染症に関する正しい知識の普及を図ること、命の大切さについて考えてもらうこと等を目的に実施している。（平成19年度からエイズ予防教育講演会を名称変更）

（単位：人）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	1,370	1,270	1,263

6. 健康増進事業【保健センター】

三大生活習慣病であるがん、心臓病、脳卒中による壮年期の死亡率を低減させること、健康寿命の延伸を目標に各種事業を行っている。施策の重点事項として一次予防の充実、集団から個人への対応の促進、がん対策の推進、健康診査の質の確保を掲げ行っている。（平成20年度から健康増進法等に基づき実施。）

(1) 健康手帳の交付

40歳以上で交付を希望する者に、健康手帳を交付。

（単位：人）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	140	179	133

(2)健康教育

集団での健康教育として、生活習慣病予防や介護を必要とする状態になることの予防、健康増進などについて正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持増進に資するために講演会や講習会等を実施している。

年度	開催数	延べ参加者
令和3年度	4回	62人
令和4年度	35回	805人
令和5年度	40回	1697人

令和5年度健康教育の内訳

<集団健康教育実施状況>

項目	開催数	延べ参加者数	開催内容
ロコモティブシンドローム	5回	91人	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、骨粗しょう症及び転倒予防
一般	3回	48人	ウォーキング講習会
その他	32回	1558人	生活習慣病予防、フレイル予防、免疫力アップ（依頼事業）、歯の健康
計	40回	1697人	

※ 令和3年度より、外部講師による病態別講演会ではなく、保健センター職員による講話を実施している。

(3)健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導、助言を行い、家庭における健康管理に資することをねらいとするもので、重点健康相談や総合健康相談を内容として行う。平成18年度より介護保険法の改正に基づく保健事業の変更があり、対象年齢が40歳から64歳までとなった。

年度	重点健康相談		総合健康相談	
	開催数	延べ参加者数	開催数	延べ参加者数
令和3年度	24回	253人	14回	73人
令和4年度	39回	387人	15回	52人
令和5年度	29回	571人	9回	32人

令和5年度重点健康相談の内訳

項目	開催数	延べ参加者数
骨粗しょう症	25回	567人
病態別	4回	4人

(4) 健康診査

①健康診査

健康増進法に基づき、当該年度末で40歳以上の生活保護受給者等を対象として、生活習慣病に着目した健康診査を実施。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和3年度	1,456人	30人	2.1%
令和4年度	1,456人	13人	0.9%
令和5年度	1,438人	42人	2.9%

②肝炎ウイルス検診

肝炎対策(B型、C型)の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識できるように医療機関で肝炎ウイルス検診を実施。肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減するとともに進行を遅延させるために行う。平成19年度から対象者を40歳の者と41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない者を対象として実施。

年度	種別	対象者数	受診者数	受診率	C型肝炎判定数	B型肝炎判定数
令和3年度	節目検診	1,458人	192人	13.2%	0人	1人
	節目外検診	—	767人	—	0人	3人
令和4年度	節目検診	1,495人	143人	9.6%	0人	0人
	節目外検診	—	654人	—	2人	8人
令和5年度	節目検診	1,459人	127人	8.7%	0人	0人
	節目外検診	—	751人	—	1人	3人

③歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として行う。平成17年7月から40歳、50歳、60歳、70歳の節目で検診を実施。平成24年度に65歳を追加し、平成26年度には45歳、55歳を追加、平成27年度から20歳を追加、平成28年度から35歳を追加、平成29年度は25、30歳を追加、令和元年度から80歳を追加した。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和3年度	21,930人	686人	3.1%
令和4年度	22,352人	672人	3.0%
令和5年度	22,024人	718人	3.3%

④がん検診

がんの早期発見・早期治療を図るため、胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がん検診を行っている。

※対象者は、各年4月1日時点での住民人数を用いている。

ア 胃がん検診

胃がん検診は、市内7会場で集団検診として実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

令和4年度から50歳以上かつ偶数年齢の者を対象に、個別検診として内視鏡検査を実施。（ ）にて再掲。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率
令和3年度	98,702人	3,829人	3.9%	471人	458人	97.2%
令和4年度	99,032人	5,071人 (786人)	5.1%	440人 (102人)	430人 (102人)	97.7% (100%)
令和5年度	99,246人	4,618人 (811人)	4.7%	299人 (78人)	283人 (78人)	94.6% (100%)

精密検査結果

(単位：人)

年度	早期胃がん	進行胃がん	その他	異常なし
令和3年度	4	2	434	18
令和4年度	9 (5)	5 (0)	399 (94)	17 (3)
令和5年度	6(5)	1(0)	259(73)	17(0)

イ 子宮頸がん検診

子宮頸がん検診は、保健センター・関宿保健センターにおいて集団検診、指定医療機関において個別検診として実施。

検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

平成17年度から20歳以上を対象として実施している。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)		受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	
		内訳 (人)						
令和 3 年度	64, 474	9, 296	集団	2, 510	14. 4	70	67	95. 7
			個別	6, 786				
令和 4 年度	64, 549	9, 153	集団	2, 418	14. 2	66	66	100. 0
			個別	6, 735				
令和 5 年度	64, 767	9, 244	集団	2, 288	14. 3	84	77	91. 7
			個別	6, 956				

精密検査結果

(単位：人)

年度	子宮がん	その他	異常なし
令和3年度	1	48	18
令和4年度	2	52	12
令和5年度	1	55	21

ウ 肺がん検診

肺がん検診は、40歳以上を対象に、市内11会場でエックス線及び喀痰検査を実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。肺がん検診の65歳以上の者には、結核予防の観点から結核検診を同時実施しているため受診券を全員に送付している。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	精検受診者 (人)	精 検 受診率 (%)	肺がん (人)	結核 (人)
令和3年度	98,702 (47,574)	11,076 (8,782)	11.2	138 (125)	132 (119)	95.7	2 (2)	0 (0)
令和4年度	99,032 (47,851)	11,429 (9,006)	11.5	184 (173)	177 (167)	96.2	3 (3)	0 (0)
令和5年度	99,246 (47,796)	11,706 (9,463)	11.8	183 (174)	170 (162)	92.9	0 (0)	0 (0)

※ 結核・肺がん検診の対象者で65歳以上の対象者は、結核検診を兼ねるため（ ）にて再掲を出している。

エ 乳がん検診

平成15年度より50歳以上を対象に、マンモグラフィ検査（集団検診）を保健センター・関宿保健センターにて実施。平成29年度より北コミ・南コミを会場に追加。平成16年度より40歳代を対象に、マンモグラフィ検査（集団検診）を保健センター・関宿保健センターにて実施している。

また、30歳代を対象に視触診（集団検診）を実施していたが、平成24年度より視触診（個別検診）に変更し実施。平成29年度からは、超音波検査（集団検診）に変更し保健センター・関宿保健センターにて実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	内訳 (人)		受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診 (人)	精検受診率 (%)
令和3年度	59,006	11,700	集団	11,700	19.8	281	270	96.1
令和4年度	57,746	11,305	集団	11,305	19.6	223	213	95.5
令和5年度	57,827	11,150	集団	11,150	19.3	201	184	91.5

精密検査結果

(単位：人)

年度	乳がん	乳がんの疑い	その他	異常なし
令和3年度	8	1	161	100
令和4年度	13	9	128	63
令和5年度	13	5	109	57

オ 大腸がん検診

大腸がん検診は、指定医療機関において個別検診で実施。検診の結果、精密検査を要すると判定された者には、専門医療機関への受診指導を行う。

受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率	大腸がん
令和3年度	98,702人	14,675人	14.9%	1,600人	976人	61.0%	31人
令和4年度	99,032人	13,846人	14.0%	1,402人	802人	57.2%	16人
令和5年度	99,246人	13,436人	13.5%	828人	655人	79.1%	18人

精密検査結果

(単位：人)

年度	早期大腸がん	進行大腸がん	その他	異常なし
令和3年度	20	11	682	263
令和4年度	9	7	543	243
令和5年度	8	10	534	103

(5) 訪問指導

特定健診等において保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進のための支援を行う。

(単位：人)

年度	特定健診等の要指導者等		こころの健康づくり	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
令和3年度	43	43	1	1
令和4年度	28	28	23	23
令和5年度	33	33	6	23

(6) 在宅訪問歯科保健事業

歯科診療を受けられない65歳以上の在宅寝たきり者に対し、口腔内の衛生管理や保健指導、歯科検診を行うことにより、健康回復や生活機能の向上を図ることを目的として行う。

国において在宅訪問歯科医療の推進が図られており、市独自の本事業は役目を終えたことから、令和5年度をもって終了した。

年度	利用者数(人)
令和3年度	5
令和4年度	3
令和5年度	0

(7) 後期高齢者健康診査事業

医療制度改革により、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者健康診査を実施。

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和3年度	23,219人	6,791人	29.2%
令和4年度	24,005人	7,255人	30.2%
令和5年度	25,337人	7,618人	30.1%

※例年の実施期間は7月から11月まで。令和3年度は新型コロナワクチン接種の影響で7月から3月まで実施。

7. 急病センター診療状況【保健センター】

野田市医師会・野田市歯科医師会・野田市薬剤師会の協力により、内科（小児科）は毎日夜間診療、歯科は休日診療を行っている。

なお、令和2年8月10日から休診している。

(1) 内科（小児科）診療患者数

年度	診療日数 (日)	地域別患者数(人)		患者総数(人)
		市内	市外	
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-

(2) 歯科診療患者数

年度	診療日数 (日)	地域別患者数(人)		患者総数(人)
		市内	市外	
令和3年度	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-

8. 骨髄移植におけるドナー支援事業費【保健センター】

骨髄移植(末梢血管細胞移植を含む)の促進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄等を提供したドナー本人やそのドナーに骨髄移植等の入院に必要なドナー休暇を与えた事務所に対して、助成金を交付する。

平成30年4月1日から事業を開始した。

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
骨髄等を提供したドナー	人数	0人	0人	1人
	助成金額	0円	0円	140,000円
ドナー休暇を与えた事務所	事務所数	0件	0件	0件
	助成金額	0円	0円	0円

9. 実習生受け入れ状況【保健センター】

年度	期間	人数(人)	学校名
令和3年度	5/10～6/9(15日間)	13	・慈恵柏看護専門学校
	7/5～10/22(19日間)	28	・千葉県立野田看護専門学校
	10/26～11/18(10日間)	4	・順天堂大学医療看護学部
	9/28～9/30(3日間)	1	・東京家政学院大学
	9/29～9/30(2日間)	2	・聖徳大学
令和4年度	5/16～6/10(20日間)	8	・慈恵柏看護専門学校
	6/20～10/21(19日間)	28	・千葉県立野田看護専門学校
	10/26～11/18(10日間)	4	・順天堂大学医療看護学部
令和5年度	5/15～6/9(20日間)	8	・慈恵柏看護専門学校
	6/19～11/1(21日間)	29	・千葉県立野田看護専門学校
	9/26～10/19(10日間)	4	・順天堂大学医療看護学部
	10/26・11/1・11/6	1	・東京家政学院大学

10. 健康・スポーツポイント事業【保健センター】

健康又はスポーツに関する事業への参加及び健康又はスポーツに関する自主的な取組を行う者に対して景品と交換することができる健康・スポーツポイントを付与する事業を実施することにより、市民の健康及び体力の保持増進に寄与することを目的としている。

令和2年度より保健センター事業として実施している。

(単位：件)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	2,391	3,126	4,059

11. 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 市独自新型コロナウイルス対策本部会議

国内における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、市としての対策を総合的に推進するため、令和2年2月20日に委員25人で構成される「野田市新型コロナウイルス対策本部」を設置し、対策本部会議を10回開催した。なお、「野田市新型コロナウイルス対策本部」は令和6年3月末をもって廃止した。

(単位：回)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対策本部会議開催回数	24	18	10

(2) 新生児特別定額給付金

令和4年度中に生まれた全ての子どもの健やかな成長を応援するとともに、コロナ禍において不安を抱えながら出産を迎えた子育て世帯を支援することを目的として、令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた新生児を対象（令和4年度対象者）に、令和5年6月30日までに申請のあったものに10万円を新生児特別定額給付金として支給した。

令和5年度から、子育てを応援する市独自の支援策としてあかちゃんお祝い金（1人につき10万円）が創設されたことにより、本事業は令和4年度をもって終了した。

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請者数	799	746	28

(3) 妊婦タクシー利用料金助成事業

令和2年5月から妊婦健康診査受診時等にタクシーを利用する妊婦に対し、自宅と医療機関の間の経路でタクシーを利用した場合のタクシー料金の半額を助成している。令和5年1月から妊婦健診の交通費などに使用できる国の出産応援給付金（5万円）が創設されたため、市独自の当助成制度は役目を終えたことから、令和5年3月31日をもって終了した。（令和5年度は、令和4年度中利用分の申請受付のみ）

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請人数	38人	49人	6人

(4) 発熱相談専用ダイヤルの設置

発熱等により医療機関の受診を希望している市民からの相談に対し、医療機関を紹介するための発熱相談専用ダイヤルを設置している。

(単位：件)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発熱相談専用ダイヤル	2,021	4,601	2,592

(5) 新型コロナワクチン接種

接種を希望する全ての市民が、新型コロナウイルスワクチンを安心して接種できるよう、接種体制の整備について取り組んだ。

令和5年5月から春開始接種として、重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患を有する方及び重症化リスクの高い方が集まる場所でサービスを提供する医療従事者等を対象に、市内44の個別接種医療機関で8月まで、関宿パークMOP S体育館サブアリーナで集団接種を6月25日まで実施した。また、秋開始接種として9月から令和6年3月まで、初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方を対象に、市内45の個別接種医療機関にて実施した。

令和6年3月末をもって新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が終了となった。

<接種状況>

R6.3.31 現在

指標名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
1回目接種	65歳以上	接種回数	46,272回	82回	16回
		接種率	92.5%	0.17%	0.03%
	65歳未満	接種回数	80,029回	3,109回	81回
		接種率	77.5%	2.94%	0.08%
2回目接種	65歳以上	接種回数	46,067回	113回	18回
		接種率	92.1%	0.24%	0.04%
	65歳未満	接種回数	79,089回	3,612回	88回
		接種率	76.6%	3.41%	0.08%
3回目接種	65歳以上	接種回数	42,078回	2,026回	77回
		接種率	84.1%	4.24%	0.16%
	65歳未満	接種回数	33,716回	29,990回	321回
		接種率	32.6%	28.34%	0.30%
4回目接種	65歳以上	接種回数	—	40,520回	364回
		接種率	—	84.78%	0.76%
	65歳未満	接種回数	—	36,487回	1,358回
		接種率	—	34.49%	1.28%
5回目接種	65歳以上	接種回数	—	34,560回	2,537回
		接種率	—	72.31%	5.30%
	65歳未満	接種回数	—	7,814回	10,026回
		接種率	—	7.39%	9.48%
6回目接種	65歳以上	接種回数	—	—	31,336回
		接種率	—	—	65.47%
	65歳未満	接種回数	—	—	5,599回
		接種率	—	—	5.29%
7回目接種	65歳以上	接種回数	—	—	24,089回
		接種率	—	—	50.33%
	65歳未満	接種回数	—	—	2,120回

指標名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
		接種率	—	—	2.00%

12. がん患者等の支援

(1) 補整具等購入費用の助成

傷病の治療に伴う外見の変化や先天的な身体の外表の特性等がある方に対し、心理的及び経済的負担を軽減し、社会参加の促進及び生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグや胸部補整具、エピテーゼの購入費用の一部助成を実施している。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補整具等購入費用の助成	—	—	42人

(2) 若年がん患者在宅療養費用の助成

在宅療養を行う18歳以上40歳未満の若年末期がん患者に対し、患者及びその家族の身体的及び経済的負担を軽減し、若年末期がん患者の在宅療養生活の質の向上を図るため、令和6年2月から、在宅療養に必要なサービス等に要する費用の全部又は一部助成を実施している。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
若年がん患者在宅療養費用の助成	—	—	0人

第 11 節 地域福祉施設

第 11 節 地域福祉施設

1. 福祉センター【高齢者支援課】

(1) 中根地域福祉センター

市民の文化及び教養の向上並びに老人の福祉向上を図るため、昭和 55 年 4 月 1 日に開館し、福祉活動はもとより市民の研修、文化活動などに幅広く利用されている。なお、同センターには老人福祉センター(B 型)を併設している。

- ・所在地 中根 31 番地の 1
- ・構造 鉄筋コンクリート 2 階建一部鉄骨造
- ・面積 延べ床面積 537.45 m²

中根地域福祉センター 年度別利用実績

区分 \ 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者総数	15,090 人	4,062 人	4,483 人	6,076 人	8,850 人

※令和 2 年度及び 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、施設を休館したことや利用時間を短縮したこと等により、利用者が減少している。

(2) 関宿福祉センターやすらぎの郷

地域住民のコミュニティの場として、会議室、調理室、ボランティア室、教養娯楽室、茶室、福祉相談室及び光明石を使用した準天然温泉の温浴施設を備え、平成 13 年 4 月 1 日から開館している。

- ・所在地 古布内 1944 番地 2
- ・構造 鉄骨造平屋建
- ・面積 延べ床面積 1,042.42 m²

関宿福祉センターやすらぎの郷 年度別利用実績

区分 \ 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者総数	19,275 人	5,730 人	6,517 人	14,130 人	18,236 人

2. 福祉会館【人権・男女共同参画推進課】

福祉会館は隣保館と老人憩の家を併設（島会館を除く）し、地域における福祉とコミュニティの拠点として隣保事業の推進及び老人福祉の増進を図るため設置された施設。

(1) 施設の概要

項目 \ 名称	谷吉会館	七光台会館	島会館	関宿会館
所在地	谷津 1145 番地の 3	七光台 242 番地の 1	山崎 2549 番地	木間ヶ瀬 619 番地 2
構造	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	1,172 m ²	1,688 m ²	1,435.76 m ²	974 m ²
延べ床面積	551.33 m ²	594.15 m ²	507.07 m ²	265.40 m ²
開館 年月日	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日	昭和 62 年 4 月 1 日	昭和 56 年 4 月 1 日

(2) 施設の利用概要

谷吉会館

年度別利用状況

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開館日数	297 日	298 日
利用件数	705 件	699 件
延べ利用者数	4,927 人	6,519 人

自主事業

(単位：回、人)

	内 容	回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 絵手紙	13	109
	2 着 付	13	104
	3 毛糸編	13	84
	4 書 道	13	98
	5 手作りお菓子	8	64
	6 太極拳	13	171
地域交流事業	1 会館ふれあいまつり	1	840
啓発事業	1 隣保館事業について	14	120
	2 人権学習会	1	17
相談事業		5	5
保健事業	1 いきいき体操	13	153
貸 館 事業		592	4,754

七光台会館

年度別利用状況

区分 \ 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開館日数	297 日	298 日
利用件数	796 件	893 件
延べ利用者数	8,978 人	10,577 人

自主事業

(単位：回、人)

内 容		回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 茶 道	14	166
	2 シニアのスマートフォン	14	178
	3 太極拳	14	147
	4 パソコン	14	110
	5 ヨーガ	14	136
	6 リズム体操	14	236
地 域 交 流 事 業	1 会館ふれあいまつり	1	1,299
啓 発 事 業	1 隣保館事業について	14	170
	2 人権学習会	1	0
相 談 事 業		11	11
保 健 事 業	1 いきいき体操	10	97
貸 館 事 業		772	8,027

島会館

年度別利用状況

区 分 \ 年度	令和4年度	令和5年度
開 館 日 数	297 日	298 日
利 用 件 数	1,073 件	1,079 件
延 べ 利 用 者 数	9,492 人	11,667 人

自主事業

(単位：回、人)

内 容		回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 生 花	14	190
	2 茶 道	14	152
	3 書 道	14	244
	4 大正琴	14	108
	5 民 謡	14	71
	6 ヨーガ	14	153
	7 料 理	14	82
地 域 交 流 事 業	1 会館ふれあいまつり	1	1,650
	2 子ども絵画教室	1	16
啓 発 事 業	1 隣保館事業について	14	147
	2 人権学習会	1	16
相 談 事 業		11	11
貸 館 事 業		953	8,827

関宿会館

年度別利用状況

区 分 \ 年度	令和4年度	令和5年度
開 館 日 数	332 日	332 日
利 用 件 数	1,722 件	1,908 件
延 べ 利 用 者 数	11,674 人	14,467 人

自主事業

(単位：回、人)

	内 容	回 数	延べ参加人数
教養・文化事業	1 書 道	10	188
	2 手 編	10	49
	3 パソコン	10	95
	4 ヨーガ	10	76
	5 ラージボール	10	124
	6 料 理	10	80
	7 己 書	10	72
地 域 交 流 事 業	1 会館ふれあいまつり	1	885
啓 発 事 業	1 隣保館事業について	16	179
	2 人権学習会	1	38
相 談 事 業		6	6
保 健 事 業	1 シルバーリハビリ体操	10	164
貸 館 事 業		1,804	12,511

3. 福祉施設一覧表【各所管課】

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
◎保育所					
清水保育所	清水 881	883.00	130	S27. 4. 25	7122-5050
花輪保育所	上花輪新町 14	898.90	130	S49. 4. 1	7122-1770
中根保育所	中根 30-1	1,228.26	200	S40. 4. 1	7122-5741
南部保育所	山崎 1214	754.30	150	S50. 4. 1	7124-2221
北部保育所	谷津 682-2	771.82	120	S53. 4. 1	7125-4697
尾崎保育所	尾崎 1714	767.16	130	S51. 4. 1	7129-2009
福田保育所	木野崎 1648-6	835.45	120	S54. 4. 1	7138-0577
木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3152-1	690.68	100	S57. 4. 1	7198-3825
乳児保育所	中野台 17	546.17	60	S48. 4. 1	7124-2224
聖華保育園	上三ヶ尾 454-1	718.81	70	H16. 4. 1	7138-2775
こびーぷリスクールせきやど保育園	なみき二丁目 3-3	496.32	70	H21. 4. 1	7136-2211
アスク七光台保育園	谷津 367	497.41	70	H21. 4. 1	7126-5221
アスク川間保育園	尾崎 853-1	411.15	70	H23. 4. 1	7127-1515
こびーぷリスクールさくらのさと保育園	桜の里一丁目 1-5	584.16	60	H24. 4. 1	7192-7671
すくすく保育園	山崎 1952	632.66	90	H24. 4. 1	7126-5712
アスク古布内保育園	古布内 1527-13	907.62	90	H26. 4. 1	7196-5161

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
コビープリスクールあたご保育園	宮崎 101-1	979.93	150	H26. 11. 1	7199-3297
やまざき杜の保育園	山崎 1134-1	448.63	54	R2. 4. 1	7126-5720
アートチャイルドケア野田東部みどり保育園	鶴奉 228	806.67	110	R2. 10. 1	7125-0725
しみず空と杜の保育園	清水公園東二丁目 2-1	652.12	60	R4. 4. 1	7128-7486
聖華未来のこども園	山崎 1778-1	1408.38	120	H29. 4. 1	7125-2325
のだのこども園	蕃昌 338-2	1153.10	129	R 1. 7. 1	7128-1213
やなぎさわ幼稚園・保育園	柳沢 83	1478.56	120	R 2. 4. 1	7125-5630
コビープリスクールつつみの	つつみ野一丁目 10-1	661.35	72	R 5. 4. 1	7121-0115
柳沢くる保育園	柳沢 85-1	173.29	19	R 3. 4. 1	7179-5686
ひばり保育園	横内 164-7	376.35	20	H27. 10. 1	7123-7635
◎学童保育所					
野田学童保育所	野田 535-2	217.60	95	S40. 12. 1	7122-6377
野田第二学童保育所	野田 611	184.50	111	H22. 11. 1	7123-2752
柳沢学童保育所	柳沢 139	128.00	76	S52. 1. 10	7122-1361
清水学童保育所	清水 773	118.98	45	S53. 4. 1	7125-1672
清水第二学童保育所	清水 773	160.00	96	H22. 10. 1	7123-4780
南部学童保育所	山崎 1736	77.00	38	S53. 4. 1	7123-3144
南部第二学童保育所	山崎 1249-25	106.00	40	H20. 4. 1	7126-5714
南部第三学童保育所	山崎 1249-40	83.70	40	H23. 4. 1	7126-5716
東部学童保育所	鶴奉 269-1	144.63	45	S55. 4. 1	7122-2416
川間学童保育所	中里 556-9	111.54	45	S55. 4. 1	7129-5687
福田学童保育所	木野崎 1654-39	118.98	45	S55. 4. 1	7138-2372
岩木学童保育所	岩名二丁目 10-17	124.22	54	S56. 9. 1	7129-7503
岩木第二学童保育所	岩名二丁目 12-1	192.00	116	H22. 10. 1	7127-2173
宮崎学童保育所	宮崎 62-5	118.98	45	S53. 4. 1	7124-9105
宮崎第二学童保育所	宮崎 55	143.52	47	H23. 4. 1	7121-1580
宮崎第三学童保育所	宮崎 55	65.5	39	H30. 1. 1	7123-3161
山崎学童保育所	山崎 2742-5	95.18	41	S60. 4. 1	7121-4030
山崎第二学童保育所	山崎 2733	64.00	38	H22. 11. 1	7125-2563
七光台学童保育所	七光台 20-1	96.00	58	H22. 10. 1	7128-1330
尾崎学童保育所	尾崎 1415	128.00	76	S61. 4. 1	7127-1761
二ツ塚学童保育所	二ツ塚 488	121.15	49	H 5. 4. 1	7123-1717
北部学童保育所	谷津 22-1	299.97	106	H13. 4. 1	7125-5334
みずき学童保育所	みずき三丁目 2-3	166.08	105	H13. 7. 1	7125-4451
三ヶ尾学童保育所	西三ヶ尾 988	119.65	46	H14. 4. 1	7138-1213
木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬 3640	64.00	38	H 9. 4. 1	7198-7271
二川学童保育所	桐ヶ作 464	131.51	79	H12. 10. 1	7196-3779
関宿中央学童保育所	東宝珠花 234-1	132.44	80	H13. 4. 1	7198-8270
関宿学童保育所	関宿台町 171	66.20	40	H17. 7. 1	7196-5535

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
◎児童館					
中央子ども館	鶴奉 5-1	199.26		S52. 1. 10	080-6929-3991
うめさと子ども館	山崎 1736	315.98		S54. 4. 1	7124-9106
谷吉子ども館	谷津 1148-3	302.75		S58. 4. 1	7127-0117
山崎子ども館	山崎 2742-5	402.27		S60. 4. 1	7124-6739
七光台子ども館	七光台 126-2	399.80		S61. 4. 1	7127-2166
関宿子ども館	木間ヶ瀬 620	155.30		S62. 4. 1	7198-3456
児童センター	清水 1122-1	1,152.39		R4. 10. 1	7189-7961
◎老人福祉施設					
複合老人ホーム野田市楽寿園 (養護老人ホーム野田市楽寿園)	鶴奉 264	2,599.68	70	H17. 1. 1 (S41. 4. 1)	7122-1464
老人福祉センター	瀬戸 270	690.90	100	S49. 4. 1	7138-2155
岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名二丁目 12-1	320.66	25	H12. 4. 1	7129-0137
◎障がい福祉施設					
野田市心身障がい者福祉作業所 (生活介護・就労継続支援B型)	鶴奉 268	779.88	40	H 8. 4. 1	7125-3322
野田市関宿心身障がい者福祉作業所 (生活介護・就労継続支援B型)	西高野 334-1	195.30	20	H 1. 4. 1	7196-3818
あおい空(生活介護・短期入所 (法外)・一時支援)	鶴奉 90	584.35	20	H13. 4. 27	7121-3741
こだま学園(児童発達支援(児童発達支援センター)・保育所等訪問支援・障害児相談支援)	鶴奉 73-1	570.37	30	S47. 5. 1	7122-2916
あさひ育成園(児童発達支援(児童発達支援センター))	〃	455.06	20	S47. 5. 1	7122-7159
あすなろ職業指導所(生活介護・就労継続支援B型)	〃	1,293.35	40	S49. 5. 1	7124-7307
こぶし園(生活介護)	鶴奉 88-1	1,050.99	40	S61. 4. 1	7124-9291
◎社会福祉施設					
中根地域福祉センター	中根 31-1	537.45		S55. 4. 1	7125-0003
関宿福祉センターやすらぎの郷	古布内 1944-2	1,042.42		H13. 4. 1	7196-8341
谷吉会館	谷津 1145-3	551.33		S54. 4. 1	7129-8444
七光台会館	七光台 242-1	594.15		S59. 4. 1	7129-5087
島会館	山崎 2549	507.07		S62. 4. 1	7122-5170
関宿会館	木間ヶ瀬 619-2	265.40		S56. 4. 1	7198-3685
関宿複合センター	木間ヶ瀬 620	989.23		S62. 4. 1	7198-3685
総合福祉会館	鶴奉 5-1	1,055.40		H14. 4. 1	7124-3939

名 称	所 在 地	延 べ 面 積 (㎡)	定員	開設年月日	電話番号
◎保健施設					
保健センター	鶴奉 7-4	3,351.27		S56. 4. 1	7125-1188
関宿保健センター	東宝珠花 260-1	1,055.22		S59. 4. 1	7198-5011

第 12 節 民間福祉活動

第12節 民間福祉活動

1. 民生委員児童委員【生活支援課】

民生委員は民生委員法により設置が定められ、児童委員は児童福祉法により民生委員が児童委員を兼ねることとなっている。民生委員児童委員は社会奉仕の精神をもって社会福祉の増進に努め、厚生労働大臣の委嘱を受けて、8地区に令和6年4月1日現在、201人が配置されている。

職務として、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状況を適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うことや関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図ることである。

また、民生委員児童委員の中に児童の福祉に関することを専門的に担当し、児童の福祉に関する機関と区域担当児童委員との連絡調整の中心的役割を担う主任児童委員が市内8地区に16人配置されており、子どもたちの福祉の向上、健やかに子どもを産み育てる環境づくりのために地域で活動している。

2. 野田市社会福祉協議会【社会福祉協議会・生活支援課】

社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉増進を目的とする民間の自主的組織として設置されている。その機能は、調査、討議、広報などにより地域の福祉に欠ける状態を明らかにし、適切な福祉計画をたて、必要に応じて地域住民の協働促進、関係機関・団体・施設の連絡・調整及び社会資源の育成などの組織活動を行うことを主なものとしている。

(R6.3.31現在)

名 称 及 び 所 在 地	社会福祉法人 野田市社会福祉協議会 会長 小林 幸男 鶴奉5-1
設 立 経 緯	昭和26年10月1日設立 昭和48年12月6日法人格取得
組 織	理事 12人 監事 2人 評議員 15人

(1) 予算（令和6年度）社会福祉事業会計

野田市社会福祉協議会

事業活動による収入	金額：千円	構成比%	事業活動による支出	金額：千円	構成比%
会 費 収 入	14,251	2.8	人 件 費 支 出	320,153	64.1
寄 附 金 収 入	950	0.1	事 務 費 支 出	56,528	11.3
経常経費補助金収入	42,573	8.5	事 業 費 支 出	37,511	7.5
受 託 金 収 入	341,588	68.4	貸 付 事 業 支 出	1,200	0.2
貸 付 事 業 等 収 入	1,068	0.2	共同募金配分金事業費	3,373	0.7
事 業 収 入	15,274	3.1	助 成 金 支 出	14,137	2.8
障害福祉サービス等事業収入	3,972	0.8			
そ の 他 の 収 入	65	0			
受取利息配当金収入	9	0			
施設整備等による収入	金額：千円	構成比%	施設整備等による支出	金額：千円	構成比%
施設整備等寄附金収入	0	0.0	固 定 資 産 取 得 支 出	240	0.0
その他の活動による収入	金額：千円	構成比%	その他の活動による支出	金額：千円	構成比%
事業区分間繰入金収入	8,937	1.8	基 金 積 立 資 産 支 出	7	0
サービス区分間繰入金収入	23,238	4.8	積 立 資 産 支 出	1	0
			事業区分間繰入金支出	8,937	1.8
			サービス区分間繰入金支出	23,238	4.7
			その他の活動による支出	3,200	0.6
前期末支払資金残高	47,632	9.5	予 備 費	25,917	5.3
			当期末支払資金残高	5,115	1.0
合 計	499,557	100.0	合 計	499,557	100.0

(2) 会員及び会費納入状況（令和5年度）

野田市社会福祉協議会

種 目	会 員 数	納 入 額
一 般 会 員	31,199 世帯	14,642,400 円
特 別 会 員	53 世帯	58,000 円
法 人 会 員	62 社	1,140,000 円
合 計	31,314 世帯・社	15,840,400 円

(3) 赤い羽根共同募金

令和5年度は、目標額 14,660,000 円に対し、12,481,911 円の実績であった。

赤い羽根共同募金納入状況

千葉県共同募金会野田市支会

種 目	金 額	種 目	金 額
戸 別 募 金	11,242,343 円	職 域 募 金	106,173 円
街 頭 募 金	65,387 円	学 校 募 金	342,208 円
法 人 募 金	725,800 円		
		合 計	12,481,911 円

(4) 歳末たすけあい募金

共同募金運動の一環として12月1日から12月31日まで行われている歳末たすけあい募金には、3,087,863円が寄せられた。(令和5年度実績)

(5) 児童福祉

市と健全育成問題を協議すると同時に諸団体への助成を行っている。

(6) 高齢者福祉

- ・高齢者福祉関係団体に助成し、事業の振興を図っている。
- ・結婚50周年を迎えられたご夫婦14組に記念写真を贈呈した。

(6) 障がい者(児)福祉

- ・知的障がい者の社会参加を促進し、明るい生活形成を図ることを目的として「じょいんと」事業を実施した。
- ・車いす対応の軽自動車及び普通自動車の貸出を行い、障がい者等に対する社会参加の促進を図った。
- ・障害者総合支援法に基づく同行援護事業(視覚障がい者に対する外出時の支援)を実施した。

(8) 善意の寄付

市民の皆さん延べ29人(団体及び個人)から905,264円の金銭並びに物品の寄付が寄せられた。

(9) 災害見舞金

全焼10棟、半焼3棟、傷害見舞金2件、弔慰金3件の合計181,000円の災害見舞金を支給した。(令和5年度)

(10) 生活福祉資金貸付事業

県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者や身体障がい者世帯の自立更正に必要な各種資金を低利、または無利子で貸付けることにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図った。

令和2年度から実施した新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮された方(世帯)に対して生活費等の資金の貸付を行う緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付は、令和4年9月30日をもって受付を終了した。

生活福祉資金貸付件数の推移

(単位：件)

資金の種類		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合支援資金	生活支援費		0	0	0
	住宅入居費		0	0	0
	一時生活再建費		0	0	0
福祉資金	福祉費		2	2	2
	緊急小口資金		17	25	27
教育支援資金	教育支援費		8	13	13
	就学支度費		4	9	12
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金		0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金		0	0	0
特例貸付	緊急小口資金		394	71	
	総合支援資金		270	46	

(11) 特例貸付フォローアップ支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施した、緊急小口資金等特例貸付の借受世帯に対し、相談支援を行うことで適切な債権管理と生活の安定を図った。

・支援実績

- ①相談件数 591 件
- ②継続支援者数 125 名
- ③償還免除件数 673 件
- ④償還猶予件数 31 件（償還を1年間猶予する）

(12) 福祉資金貸付事業

福祉関係法律の適用を受けることのできない低所得世帯を主な対象として、資金の貸付と必要な指導援助を実施し、生活の安定と自立更生の促進を図っている。

- ・貸付限度額 10 万円以内
- ・令和5年度貸付状況 136 件 貸付額 1,241,070 円

(13) 野田市成年後見支援センターの運営

認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し支援する。

① 相談支援事業

- ・令和5年度相談件数 77 件

② 法人後見事業

- ・令和5年度末受任件数 14 件

③ 日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用する支援や日常的な金銭管理を支援することで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する。

- ・令和5年度末契約者数 106 人

④ 意思決定支援事業

- ・エンディングノートの無料配布 657 部
- ・エンディングノート書き方講座の実施 計8回

(14) 地域ぐるみ福祉ネットワーク推進事業

市社会福祉協議会が推進母体となり、住民参加による地区社会福祉協議会を組織して、地域の福祉需要にきめ細かく対応することのできる体制整備に取り組んでいる。

・地区社会福祉協議会の設置状況

No.	組織名称	設置年月日	No.	組織名称	設置年月日
1	上 花 輪	H 9. 3. 5	12	南 部 東	H12. 12. 1
2	清 水	H10. 3. 1	13	南 部 北	H12. 12. 3
3	中 根	H11. 6. 27	14	中 野 台	H12. 12. 14
4	太 子 堂	H11. 8. 28	15	南 部 南	H12. 11. 9
5	中 央	H12. 3. 24	16	南 部 中 央	H13. 1. 14
6	川 間	H12. 4. 14	17	東 部	H13. 2. 4
7	上 町	H12. 12. 22	18	北 部	H13. 2. 10
8	南 部 第 2	H12. 4. 22	19	西 部	H13. 6. 17
9	宮 崎 ・ 柳 沢	H12. 7. 20	20	関 宿	H15. 8. 2
10	福 田	H12. 9. 10	21	二 川	H15. 8. 31
11	七 光 台	H12. 10. 7	22	木 間 ケ 瀬	H15. 9. 8

(15) 心配ごと相談事業

市民の身近な心配ごと、悩みごとに気軽に応じ、助言・指導を行う心配ごと相談を秘密厳守のもと民生(児童)委員の協力を得て行っている。

・相談日 総合福祉会館相談室：毎週火曜日 毎月第1金曜日 午後1時～4時

野田市心配ごと相談実績（令和5年度）

（単位：件）

相談事項	件数	取扱 件数	処 理 状 況			
			解決	再来	民生委員	他機関
生計	3	1	0	0	0	2
年金	0	0	0	0	0	0
職業・生業	0	0	0	0	0	0
住宅	1	0	0	0	0	1
家族	8	1	1	0	1	5
結婚	0	0	0	0	0	0
離婚	0	0	0	0	0	0
健康・保健・衛生	0	0	0	0	0	0
医療	0	0	0	0	0	0
人権・法律	0	0	0	0	0	0
財産	0	0	0	0	0	0
障がい者（児）福祉	1	0	0	0	0	1
老人福祉	1	0	0	0	1	0
苦情	3	0	0	0	2	1
その他	5	0	1	0	1	3
合 計	22	2	2	0	5	13

(16) 車いす貸出事業

社会福祉協議会に寄贈された車いすを有効活用し、市民の方へ貸出している。

(17) チャイルドシート貸出事業

少子化対策の一環として、交通安全の啓発とともに健康で安全な子育て支援を図るため、チャイルドシートを貸出している。

・事業開始 平成 12 年 1 月 15 日

・保有台数 210 台

〈事業の内容〉

貸 出 要 件	6 歳未満の幼児を養育し自動車運転免許証を有している者
貸 出 種 類	乳幼児シート、幼児用シート、学童用シートの 3 種類
貸 出 機 関	6 か月間（ただし、必要と認めた場合は 6 か月の範囲内で更新可能）
利 用 料	無料（ただし、貸出期間中の点検や調整、損傷などの修復は利用者負担）
返 却 方 法	社会福祉協議会へ返却

〈実績〉 利用実人数

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳 幼 児	39	43	34
幼 児 用	96	88	82
学 童 用	35	47	37
合 計	170	178	153

(18) 受託事業

① 会館管理事業

事 業 名	内 容
総合福祉会館管理事業	地域福祉活動の拠点施設として開設された、野田市総合福祉会館の管理を行っている。 ・開設・・・平成14年4月1日
関宿福祉センターやすらぎの郷管理事業	市民の文化及び教養の向上並びに老人の福祉の向上を図るために設置された関宿福祉センターやすらぎの郷の管理を行っている。

② 高齢者福祉事業

事 業 名	内 容
介護支援ボランティアポイント事業	介護支援ボランティアとして登録した65歳以上の方が、市が指定する介護保健施設でボランティア活動を行い、活動した時間に応じて活動を行った施設からその都度介護支援ボランティア手帳にスタンプを押印してもらい、スタンプの数に応じて年間5,000円を上限に交付金を受け取れる。

③ 障がい者福祉事業

事 業 名	内 容
手話奉仕員養成講座開催事業	市内在住・在学・在勤の方で、聴覚障がい者の福祉に関心と理解があり、受講後も活動を続けられる方。手話通訳者を目指す方を対象に手話奉仕員養成講座を開催している。
点字・声の広報等発行事業	市内在住の視覚に障がいがある方や、読字障がいのある方等の文字ではなく音や点字で情報を得る方（個人のみ）に対し、野田市報のだ等を音声化及び点字に翻訳し、配布している。
障がい者用選挙公報作成及び配布業務	市議選の選挙公報の録音CD及び点字（ダイジェスト版）を作成し、視覚障がいのある希望者に送付している。 令和5年度は実績なし

④ 児童福祉事業

事業名	内容
育児支援家庭訪問事業	育児、家事等の支援を必要とする産褥期にある母親のいる世帯に支援員を派遣し、育児、家事等の支援を行うことにより、産褥期の精神的・肉体的負担を軽減し、産後の生活を支援している。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立支援のための環境整備等の育児支援と次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的に実施している。
学童保育所の管理運営	家庭の事情等により家庭保育が困難な児童の保育を行い、児童の危険及び非行化の防止を図っている。 ○平成13年度…北部及びみずき学童保育所 ○平成14年度…三ヶ尾学童保育所 ○平成17年度…関宿学童保育所 ○平成22年度…清水第二・尾崎第二・岩木第二・七光台第二・関宿中央第二・山崎第二・野田第二及び柳沢第二学童保育所 ○平成23年度…みずき第二及び宮崎第二学童保育所 ○平成29年度…清水第三及び宮崎第三学童保育所 ○平成30年度…南部学童保育所 ○令和元年度…清水第三学童保育所は清水第二学童保育所へ統合 みずき第二学童保育所はみずき学童保育所へ統合

(19) ボランティアセンターの運営

市民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、福祉活動への参加を推進するとともに、組織的なボランティア活動の育成と連携に努めている。

- ① ボランティア活動に関する相談、登録、斡旋
- ② ニーズの把握及び情報の提供
- ③ ボランティア活動保険の加入
- ④ ボランティア活動に関する資材機材の貸出
- ⑤ ボランティア活動に関する調査研究
- ⑥ ボランティアの発掘及び育成指導

(20) ボランティアセンター登録グループ

(R6. 3. 31 現在)

No	グループ名	活動内容
1	手作り拡大写本かたつむりの会	弱視者のための「拡大教科書」及び「拡大写本」の製作。
2	野田市手話サークルけやきの会	聴覚障がいに対する理解を深めるための活動。聴覚障がい者との交流、日常生活における情報提供、サポート。手話の習得、技術向上。
3	野田点訳奉仕会	視覚障がい者への点訳本の作製。市や社協からの依頼物の点訳。
4	のだ要約筆記サークル「ほたる」	要約筆記を通して、途中で聞こえなくなった人や聞こえにくい方々の耳代わりとして、その場の情報を文字に変えてお伝えすることにより、聴覚障がい者の社会参加のお手伝いをする。
5	野田理容組合奉仕会	楽寿園ホーム入所の方に月に1回カットの奉仕。6月及び年末のシェービングの奉仕。
6	朗読グループあいの会	音訳を通して視覚障がい者等の福祉向上のために活動。視覚障がい者及び会員相互の親睦。野田市報音訳、その他音訳。音訳技術の向上。
7	点訳の会	視覚障がい者に対する点訳による生活情報の提供活動。
8	点訳絵本の会 野田	点訳絵本の作成・校正。
9	上町地区社協ボランティアグループ	上町区民を対象とする社会福祉事業支援。高齢者福祉(ふれあい広場、歳末友愛訪問等)、青少年育成(挨拶運動、等)。
10	清水ボランティア あしたば	清水地区社協事業支援、協力。ひとり暮らし高齢者見守り、電話訪問、ハガキ慰問。清水台小学校児童下校時パトロール。介護予防事業協力、支援、他。
11	太子堂ひまわり会	太子堂地区社協の実働部隊として活動する。「友愛訪問」の実施。「太子堂ふれあい会」、「ふれあい・いきいきサロン」の開催に協力。地区内外の他福祉団体の活動への協力、地区内・地区外の研修会への参加。広報紙「福祉たいしどう」の発行に協力。
12	中根地区社協ボランティア会	中根地区社協の事業の一環として社会福祉の向上と充実を図るため、ボランティア活動を通して地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。
13	中野台地区社協ボランティア かすみ草	中野台地区社協での活動。地区の方々が楽しんで交流できる場として月に一回ふれあいサロンを設け「水曜サロン・かすみ草」通信を偶数月に自治会を通じて全戸に配布。
14	南部第2地区社会福祉協議会ボランティア	地域内に於いてふれあいと、支え合いのある心豊かな福祉のまちづくりと、地域の社会福祉の増進を図ることを目的とする。全体行事(お花見会、バス見学会、昼食会、ブーク人形劇等)及びゆうあいサロン、ゆうあい訪問、広報紙の発行など。

No	グループ名	活動内容
15	西部地区社協ボランティア会	地域住民相互協力による「であい」、「ふれあい」、「ささえあい」、「心のバリアフリー化」を基本理念に社会福祉活動の推進を図る目的とする。 1 社会福祉のための広報・啓蒙活動、ならびに研究。 2 青少年、児童福祉のための活動 3 高齢者、ならびに障がい者(児)福祉のための活動 4 暮らしの福祉活動 5 社会福祉にかかわる文化事業、スポーツ、およびレクリエーション活動。
16	おさんぽカフェ あん・ピコ	地域の人のつながりの場、情報交換の場、ふれあいの場として、毎月第4月曜日に代表の自宅1階でカフェを開催。
17	茶話会レインボー	認知症にならないよう、交流の場として自由に参加できる場所作り。飲食を中心としたおしゃべりの場、簡単なえだまめ体操、ゲーム、物作り等。
18	ゆう and みい	「シルバーサロンはつらつ・ゆうみい」の運営、行事の援助。
19	明るい社会づくり推進協議会 野田地区	目的:私のできることで皆が明るくなり社会が明るくなること。 内容:清掃奉仕、ポスターコンクール(小・中学生)、「太陽の箱」募金、「おひさまといっしょに」「市民ふれあいハートまつり」に参加。その他。
20	キャロット	人間的成長と共に地域貢献のための活動をめざす。月2回(第2、第4週の水曜)の特養老人ホームへの訪問・交流。 関宿城さくらまつりの協力。エコ・キャップ回収運動の推進。
21	支援者 つくしんぼ	社会福祉法人は一とふるの関連施設より、喫茶業務を通じて就労を目指して青年男女が体験実習中。それらの応援ボランティア。
22	園芸福祉ファーム“お〜い船形促進隊”	自然と人との触れ合いの下で無農薬の野菜、果実や花づくりを通して、生きいきとした暮らしづくりを推進する。
23	精神保健福祉ボランティア ビオラの会	精神保健福祉を目的としたボランティア活動。市内精神保健福祉施設訪問による障がい者への支援、そこで培ったノウハウの交換により相互研鑽に励む。
24	福祉の拠点づくり応援隊	社会福祉法人は一とふるが運営するひばり・グループホームでの環境整備。果樹園(桃の栽培、桃ジャム作り)等の定期的な作業。
25	野田市介護予防サポートボランティアの会	参加高齢者の介護予防の推進を目的に、①はつらつサロンの開催(4地区、5カ所)②えだまめ体操の普及 ③定例会の開催(会員相互の交流及び研修会)を実施。
26	介護・認知症の家族と歩む会・野田	高齢者を介護する家族同士の交流を通じて、お互いの理解を深め、励まし合い、助け合い、社会への働きかけ等、さまざまな活動を通じ、福祉の向上を図ることを目的とする。目的達成のため、家族の交流会、介護相談会、人材養成、学習会や会報誌の発行など必要な活動を行う。

No	グループ名	活動内容
27	やすらぎの会	介護予防として学んできた知識を元として、会主催のサロンに参加していただいた地域住民の方と楽しく有意義な時間を持ち、身体、体力、認知機能の向上に役立つシルバーリハビリ体操とスクエアステップエクササイズを提供することを目的とする。
28	からだ元気 野田	高齢者の運動機能、移動機能の低下を予防することを目的とした体操の指導(ロコモ体操)
29	野田市国際交流協会	野田市において、ボランティアとして国際交流の促進を図ることによって地域社会のグローバル化及び国際化の充実発展に寄与することを目的とする。①市民の国際理解を深める事業。②在住外国人へ情報提供等による生活支援。
30	野田市外国人支援グループ	日本語を母国語としない野田市在住の外国人への行政等手続、及び児童生徒への日本語/学習日本語の指導。
31	尾崎・子どもを守る会	地域の子供の健全育成を目的とする。尾崎小児童登下校時の交通安全見守り、尾崎小・川間小の社会福祉教育の支援、グラウンドゴルフ、昔遊び等の指導、校庭内の池の清掃、樹木の剪定等。
32	おもちゃ病院 野田	おもちゃのリサイクル活動を行う。「壊れた・故障した」おもちゃを原則無料で修理する。
33	学習支援ボランティア	学習環境に恵まれない子供たちの学習を支援する「ひまわり学習会」を運営する。
34	ボランティアサークル グレイスアカデミー	ホームスクールや不登校の子どもたちの支援、子ども食堂の支援、困難な家庭のお子さんたちへの支援(家庭訪問、食糧支援など)
35	なかよし自然隊	市内生き物調べ(定例)、市内の環境関係イベントへの協力、市内観察会の主催(適宜)、市内の自然保護活動、生物多様性関連事業などへの協力(適宜)
36	花の会 野田	「咲かせよう街に心にきれいな花を」をモットーに、花を通じて街を美しくするとともに、潤いのある豊かな心と環境を育むことを目的とする。 ①毎月第4日曜日、イオン野田店で花苗の頒布。 ②市役所、けやきのホール等の公的機関の花壇整備。
37	野田エコライフ推進の会	地球環境を守るため、地球温暖化効果ガス削減の啓蒙と、市民に出来る対応策・適応策、並びに省エネルギー、省資源を指向した環境と家計にやさしい生活の普及活動を行う。
38	花の池くらぶ	花の池の環境美化推進による住民の憩いの場提供。各種イベントを開催し、住民同士のコミュニケーション、親睦の深化。
39	くもきり草の会	保護した野生植物の育成や管理。林床及び小道やのり面の整備。植物

No	グループ名	活動内容
		や樹木などを観察し学ぶ。開発で消滅が予想される野生植物の受け入れ。
40	下総野田 谷津自然の会 竹林整備グループ	野田の放置竹林を整備再生し、美しい景観を取り戻し、竹林に棲む生き物の環境を整えることで生物多様性への貢献をおこなう。市民に、残された里山・谷津の重要性を知ってもらうことを目的とする。
41	あいねこ	野田市近隣で保護された保護猫の里親を見つける活動。殺処分0を目指す為に、避妊去勢手術と室内飼育の推奨・啓発活動を行政と連携して取り組み、動物を通じてつながりあえるコミュニティづくり等に取り組む。
42	Clean crrect 地域未来環境サポート	七光台地区、光葉町地区の通学路、駅、公園等にポイ捨てされたゴミ拾い、リサイクル活動。また、メンバーの活動を通してウォーキングによる自身の健康増進に一役かっており心身健全で楽しみながら地域の美化にも貢献。
43	ほのぼの会	一人ひとりが主体的に生きがいのあるライフプランを創造し、自分を生かすと共に地域社会の中で積極的社会参加を目指す。
44	東葛野田福祉会	地域社会の福祉の増進に寄与する。会員の研鑽、親睦、健康の増進を図ることを目的に、福祉施設、地域社会でのボランティア活動等。
45	むらさきの里 野田ガイドの会	①野田市内の名所旧跡等のボランティアガイド。②野田市内の名所旧跡等のスライドによるボランティアガイド。③野田市郷土博物館、野田市市民会館の土、日、祝日のガイド。
46	千葉県生涯大学東葛飾学園 野田校友会 (野田交友会)	シニアライフを有意義に過ごすために、心も体も健康で楽しい仲間づくりを行いながら会員相互の親睦を図ると共に地域社会の活性化に寄与していくことを目的とする。
47	野田市介護日本語学習支援の会	介護日本語の学習支援。介護職に従事中、及び介護職を目指す野田市在住の外国人に対して、介護で使う日本語の学習支援を行う。
48	雲雀ハーモニカクラブ	ハーモニカ演奏による施設訪問。ハーモニカ演奏の技量向上と会員相互の親睦を図ると共に、ハーモニカ演奏を通じて地域社会に貢献する。
49	ろごす腹話術研究会	腹話術、手品、笙、ひちりき等の演技を披露して、デイケア、老人ホーム、学童保育の場で楽しいひと時を提供する。
50	むぎの会	野田市及び近隣市町村の福祉施設、介護施設や社会福祉協議会等からの依頼を受け、ボランティアで訪問活動。 唄や踊り、三味線や尺八の演奏、獅子舞などの伝統芸、剣舞、盆踊りなど演目も多彩で好評を得ている。
51	表現グループ ゆらぎ	朗読の出前(施設訪問、各種イベント)。舞台朗読。勉強会。

No	グループ名	活動内容
52	おはなしパレット北	小学校・学童保育所・子ども館などで、子どもと本をつなぐためのおはなし会の開催。
53	おはなしパレットみなみ	ことばで聞く物語は読んで感じるのとはまた違った世界をつくり出します。語り伝えられてきたお話は、楽しさ、おもしろさ、生きる力や知恵を与えてくれます。そんな素敵な世界を、子どもたちそして大人の方々にも味わって、感じてもらえたらと活動しています。
54	おはなしパレット興風	小学校・学童保育所・子ども館などで、子どもと本をつなぐためのおはなし会と研修会の開催。
55	ひまわり	紙芝居を見ていただく為、施設等を訪問。多くの皆さんと一緒に紙芝居を楽しみ、笑顔の輪を広げる活動をしています。小さなお子さんには、夢と笑顔を。高齢の方には、昔を思い出して楽しんでいただく事を目的としている。
56	影絵の会「ひまわり」	影絵を作成し、ボランティアで子ども館、保育所また高齢者施設等で上演。市内及び周辺で公演活動。また定例の活動日には影絵を作成・練習。唱歌、童謡、昔話や物語を作成して、光と影の面白さを見ていただく方々にお伝えしたい。
57	カ・フラ・オ・イリマアロハ	フラダンスの披露による施設訪問。フラダンスで皆仲良く、楽しく。見る人には笑顔に、元気に。
58	天空(よさこいソーラン)	よさこいソーランを踊り、障がい者と家族の健康維持と社会参加、そして社会に障がい者の理解を深めてもらうことを目的としている。。
59	ソフトブラザーズ	主に老人ホーム、デイサービス等で懐メロを中心に生演奏で唄う。女性演者の日本舞踊。最近は、洋楽のポピュラーソングも取り入れている。
60	流山三線同好会 ちばんちゅ	三線演奏と歌による施設訪問。
61	笑紫会	落語を通して、地域の諸施設を慰問、明るく元気な地域文化に貢献する。年に2回の落語の発表会を通じ、落語の技術の向上、地域の人々に楽しんでもらう。定期的に落語の師匠(プロ)の元、稽古により、話術、落語芸能の向上を図る。
62	TOMAC	手品の習得を通じて、会員相互の親睦と地域社会に貢献する。対象者にあわせ、手品で観客も演技者も一緒に楽しく面白くをモットーに施設訪問を行う。
63	野田マジッククラブ	マジック技術の向上と研鑽を通じて会員相互の親睦と融和を図り、あわ

No	グループ名	活動内容
		せて地域社会への参加や、いろいろな施設へのボランティア訪問により、皆さまに「驚きとワクワク感」をお届けする。
64	オカリナサークル 森音	福祉施設、病院、地区社協等にオカリナ演奏での訪問。
65	東京理科大学ボランティアサークル ココサポ	ボランティア活動を通して社会に貢献するとともに、子どもたちに関わる事で様々な視点から物事を見る力を付ける事を目的とする。小中学生や障がいのある方との交流やサポートを主にしている。
66	蕎麦道楽 野田弐八会	そば打ち披露や試食提供、そば打ち体験をととして学童の体験学習や福祉施設等への訪問活動を行う。
67	野田市合唱連盟(コール・そよ風)	音楽を通して訪問先の方々と楽しく健康的な時間を過ごす。
68	傾聴ボランティア・ダンボ	野田市内の高齢者施設を訪問し、入所者の心に沿うお話し相手をし、地域貢献する。
69	おはなしグループ「ゆう」	野田市近隣の児童養護施設「子どもの町」【定員 150 名】の子ども達に、おはなし会を通してお話の力と楽しみを届け、子ども達の自立の基礎となる内的な豊かさ、力を育む。また、活動拠点である野田市で、児童虐待を予防し、子ども達の健やかな成長を支援するネットワークの一員として、「お話」を通して寄与していく。
70	「童謡の会」「笑って歌って元気に」 (総合芸術音楽協会)	日本の四季、心の故郷、生まれ育った街、心の教養と呼ばれている童謡を歌の「柱」として日本、世界の愛唱歌に触れ、歌い語り人生の「喜怒哀楽」を生きるエネルギーにするため活動している。
71	ウクレレマスタークラブ野田	ウクレレ演奏による施設訪問。ウクレレ音楽を通して楽しみを共有し、演奏を地域の方々にお届けすることで社会貢献となればと思い活動している。
72	ウクレレを楽しむ会	ウクレレ演奏、ハワイアン中心の歌などの披露による施設訪問。
73	よさこいソーラン野田白龍会	育て応援活動として、家族や親子連れでの活動、子育てに重点をおきながらの活動を主体にしている。野田市の地域活性化、伝承活動
74	ハーラウ・フラ・オ・プアロケ	心安らぐハワイアンミュージックの癒しの効果をより多くの人と共有したい。フラを通して会員相互の親睦をはかるとともに、技術向上を目指し、仲間と共に素敵な心温まるステージを作りあげたい。
75	ベンツ	ギター伴奏による歌と物まね歌謡ショーによる施設訪問。
76	ハンドベルクワイア Largo	ハンドベルの演奏による施設訪問。
77	野田ギターアンサンブル	クラシックギター演奏を通し、会員相互の交流をし音楽を楽しむ。
78	演芸出前「仕出し屋」	各種施設等からの依頼に応じ、会員の演芸や演奏を出前披露し、聞い

No	グループ名	活動内容
		ていただいた方々に喜んでもらい、会員相互の親睦、技能向上を目的とする。
79	ひろぜん	エレクトーンとギター、歌による施設訪問。 音楽を聴き、歌うことで喜んでいただく。
80	ザ・サンキスト	音楽による施設訪問。歌、楽器、演奏を通し、音楽の楽しさを共有し交流する。
81	木洩れ日(こもれび)	紙芝居・お話の披露による施設・会合訪問。全国各地の選りすぐった昔話・民話及び内外の名作を、紙芝居・お話・朗読で楽しんでいただく。
82	Happy-Winds	歌謡曲からジャズまで幅広く音楽(歌と演奏)を楽しむグループです。福祉施設等への訪問活動や各種イベントへの参加をメインに行っている。
83	ふろしき研究会 野田	1300年の歴史を持つ、「ふろしきの活用」を通して。 ①環境保全、地球温暖化防止(レジ袋の使用削減)②日本文化の継承(色・柄・文様に凝縮されたわの芸術と歴史)先人の知恵が詰まった「ふろしき」の変幻自在な活用を啓発 ③コミュニケーショングッズや、ラッピングとしての活用。④3R(リユース・リサイクル・リデュース)の啓発。
84	爆笑 星の座	七福神踊り、獅子舞、やっとな踊り等、笑いを通じて生きる楽しさと元気を出してもらうことを目的とする。
85	オカリナ カナリヤの会	オカリナに興味を持った仲間が集まりレパトリーを増やしています。福祉施設(老人、子ども、自治会など)に出かけて行き、ふれあいを大切にしている。
86	華寿美会	歌、踊りなどで施設訪問
87	すずらんの会	三味線演奏を通じて地域社会に貢献する。
88	トライアングル Z(トライアングلز)	ハーモニカ愛好者の会員で構成し、ハーモニカのスキル向上と演奏を通して地域社会に貢献する。 高齢化社会への取り組みとして、トライアングル Z が進める「ハーモニカセラピー」の取り組み施策を推進する。
89	千葉県立関宿城博物館サポーターグループ	団体見学者等への展示解説、資料整理、古文書の解説、郷土食指導、昔の道具体験指導。
90	野田がん哲学外来&メディカルカフェ	がん患者及び家族などが、がんであっても笑顔を取り戻し、人生を生き切ることができるように支援する対話の場を提供する。順天堂大学名誉教授・新渡戸稲造記念センター長の樋野興夫氏が創設したがん哲学外来の理念に沿い、講演会やがん哲学外来カフェを定期的に開催。

(21) 野田市斎場売店「セレシヨップやすらぎ」事業

市民の利便性の確保と精神障がい者の社会参加促進のため、野田市斎場の中に売店を開設した。また、事業の円滑化を図るため、斎場売店事業運営委員会を設置し、当事者のケア対策及び効率的経営に努めた。

①開設日

- ・開設日…平成14年4月18日

① 営業日及び時間

- ・12月29日から翌年1月3日を除く日(ただし、斎場の利用がある場合はこの限りでない)
- ・原則として、午前9時から午後4時30分まで※通夜の依頼があるときは、午後4時30分以降も対応

③従事者体制

- ・当事者…2人
- ・支援者…8人

